

特許庁委託事業

レバノンの知的財産制度および
その運用に関する調査

2023年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（JETRO）の委託を受けた法律事務所によって作成されたものであり、本書に含まれている情報はすべて、レバノンの知的財産法の改正に合わせて変更されることがある。本書に記載された情報やコメントは JETRO の委託を受けた調査者（受託調査者）の判断に基づくものであり、それら情報の正確性または一般的解釈の妥当性を JETRO が保証することはない。さらに、本報告書は専ら参照に供するためのものであって法的助言に相当するものではなく、従って法的助言としての信頼性を期待すべきではない。本報告書により提供された情報に基づき何らかの措置をとる場合、個々の事案に合わせた具体的な法的助言をその都度求めるよう必ず心掛けていただきたい。

いかなる事情があっても、本契約の内容に起因もしくは関連して発生した直接損害、間接損害、派生的損害、特別損害、付随的損害、懲罰的損害または利益の逸失につき、JETRO またはその受託調査者は責任を負わないものとする。その場合、前記の責任が契約、不法行為、無過失責任その他いかなる理由に基づいて発生したかは問わない。また、そのような損害が発生する可能性が JETRO または受託調査者に告知されていたとしても同様である。

目次

1.	本報告書の概要	1
2.	レバノンの知的財産権制度の概観.....	3
2.1	レバノン知的財産庁の概要.....	5
2.1.1	組織構造.....	6
2.1.2	職員および審査官の数.....	6
2.1.3	方式審査と実体審査の存在.....	7
2.1.4	官報による情報収集.....	7
2.1.5	予算.....	8
2.2	知的財産に関する国内の法および規則.....	8
2.3	知的財産法の体系はコモンロー、シビルロー、両者の折衷のいずれに基づいているか？	9
2.4	法の沿革、法源、法整備のモデルとなった国々.....	9
2.5	審査ガイドライン.....	9
2.6	レバノンを締約国とする国際条約.....	10
3.	知的財産権の定義と出願適格者の要件.....	11
3.1	特許.....	11
3.1.1	定義.....	11
3.1.2	要件.....	11
3.1.3	保護期間.....	15
3.1.4	出願/登録手続.....	16
3.1.5	登録後.....	18
3.1.6	権利の行使.....	21
3.2	商標.....	26
3.2.1	定義.....	27
3.2.2	要件.....	27
3.2.3	保護期間.....	28
3.2.4	出願/登録手続.....	28
3.2.5	登録後.....	30
3.2.6	権利の行使.....	32
3.3	著作権.....	39
3.3.1	定義.....	39
3.3.2	要件.....	43

3.3.3	保護期間.....	44
3.3.4	申請/登録手続.....	45
3.3.5	登録後.....	47
3.3.6	権利の行使.....	51
3.4	工業意匠.....	57
3.4.1	定義.....	57
3.4.2	要件.....	58
3.4.3	保護期間.....	58
3.4.4	出願/登録手続.....	59
3.4.5	登録後.....	60
3.4.6	権利の行使.....	62
3.4.7	定義.....	67
3.4.8	要件.....	67
3.4.9	保護期間.....	68
3.4.10	申請/登録手続.....	68
3.4.11	登録後.....	70
3.4.12	権利の行使.....	71
3.6	知的財産の登録に関する統計.....	79
4.	レバノンにおける模倣品および著作権侵害品.....	83
4.1	レバノンにおける模倣品および著作権侵害品の定義.....	83
4.2	模倣品および著作権侵害品の現状.....	83
4.2.1	市場の名称および場所.....	83
4.2.2	市場で見受けられる模倣品および著作権侵害品.....	85
4.2.3	流通経路.....	85
4.2.4	統計.....	86
4.2.5	法執行.....	86
4.2.6	模倣品対策.....	89
4.2.7	推奨される効果的な措置の比較対象表.....	94
4.2.8	プロセスのフローチャートおよび時系列/リードタイム.....	95
4.2.9	それぞれの対策に関する料金表.....	95
5.	権利の取得と行使に関する判例.....	97
5.1	注目すべき判例または重要な判例.....	97

6.	権利者が勝訴した事案.....	97
6.1	FENDI vs. Samir Zeaiter (山岳レバノン県控訴裁判所刑事部) (2022 年).....	97
6.2	Procter & Gamble (P&G) vs. Ahlam Dali (アレー裁判所刑事部) (2020 年).....	98
6.3	Société Des Produits NESTLÉ SA vs. Alain Kheir & Co (サイダ裁判所刑事部) (2019 年)	98
6.4	Librairie du Liban Publishers vs. Mahmoud El Masri & Co (ベイルート裁判所刑事部) (2019 年).....	98
6.5	Eli Lilly & Company vs. Ghassan El Kassar & Co (ベイルート裁判所刑事部) (2019 年).	99
6.6	Eli Lilly vs. El-Zein (破毀院刑事部) (2018 年).....	99
6.7	Canon vs. Mouawad & Co (メトン裁判所刑事部) (2019).....	100
6.8	Société des Eaux Minérales (SOHAT) vs. Tarek Kudsi EL Attar (SAHA) (第一審商事裁判 所) (2015 年).....	101
6.9	Société Des Produits NESTLE® vs. Badra & Co (トリポリ裁判所刑事部) (2011 年).....	103
7.	レバノンの知財問題と利益に関する関係者の発言.....	105
7.1	BPG レバノン会長 – Rany SADER 弁護士.....	105
7.2	経済貿易省知的財産庁長官 – Wissam El Amil 博士.....	105
7.3	DIAGEO 社 企業関係担当取締役 – Ziad Karam 氏.....	105
8.	知的財産権の概要.....	106
9.	参考文献.....	116

1. 本報告書の概要

本報告書は、現行の法律、インフラ、保護および法執行の制度を検討することにより、レバノンにおける知的財産法（IP 法）を分析したものである。まず、レバノンにおける知的財産法の歴史的発展と現在の社会経済的ファクターを明らかにし、それらが権利者の保護と法執行において果たしている役割を把握する。さらに、一部の知的財産権者が裁判による強制的な権利行使を求めない方針を選ぶ理由をより深く理解するため、レバノン国内の知的財産権者の考え方を分析する。

次に、知的財産権の各タイプすなわち特許、商標、著作権、工業意匠、地理的表示を詳細に分析する。これらの知的財産権には国内の知的財産法が適用されるが、レバノンの知的財産法はいくつかの法律に分かれている。レバノンの知的財産法の主要な法源としては以下のようなものがある。

- 1924 年 1 月 17 日付で発行された 1924 年決議第 2385 号により公布された工業所有権法¹。同法は今でも商標と工業意匠について適用されている。
- 1999 年 4 月 13 日付で公布された「文学的・芸術的財産保護法」（1999 年法律第 75 号）（著作権法）²
- 2000 年 8 月 7 日付で公布された特許法（法律第 240 号）³
- レバノン刑法、レバノン消費者保護法、レバノン関税法に含まれる規定のうち、レバノンにおける知的財産保護を円滑化する規定。

現在レバノン議会で審議中の新たな知的財産法案もいくつか存在し、その中には、レバノンが近々加入しようとしている複数の国際条約も含まれている。

上述したレバノンの法は時代遅れに見えるかもしれないが、これらの法律は十分な保護を知的財産権に提供しており、TRIPS 協定にも適合すると考えられている。

知的財産法によれば、すべての権利はレバノン経済貿易省（Ministry of Economy & Trade）の内部に設立された知的財産庁（IP Office Department；以下「知財庁」と称することがある）に登録される。知的財産庁は 16 名の審査官と 4 名の調査官を擁し、知的財産部門の最高機関となる。

知的財産庁はベイルートの中心街に位置していたため、2020 年 8 月 4 日に発生したベイルート港爆発事故により重大な被害を受けた。この事故により、ハードウェアとソフトウェアを含む同庁のインフラは破壊された。それ以来、知的財産庁はシステムの機能障害に悩まされており、それが原因となって出願の処理に遅滞が生じている。

レバノンはいまだに無審査主義に基づく制度を採用している。この制度の下では、知財庁のデータベースを検索して出願が第三者の既存の権利（先行権）を侵害していないことが確認できれば、後は方式審査のみで権利が付与される。従って権利の登録に要する期間は短く、出願から 1 か月前後で登録証

¹ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/7310_8240_8188.pdf

² https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/4600_3516_9524.pdf

³ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/6061_8660_6573.pdf

を受け取ることができる。登録費用は同じ地域の他の国々に比べて安価であり、特に現在はレバノン・ポンドの通貨切下げにより更に割安になっている。

権利の登録手続が済んだ後も、出願人の法的地位や状態に変化（名称および/または住所の変更、譲渡、合併、買収、実施許諾、任意の登録抹消等）があった場合、すべての変更を知財庁に登録しなければならない。

レバノンの知的財産法は、知的財産権者が司法手続や行政手続を通じて自らの権利を行使しようとする場合につき、いくつかの選択肢を与えている。

これまでのところ、レバノンには知的財産事案の処理に特化した知的財産裁判所は存在しない。知的財産に関わる紛争はすべて司法裁判所によって処理されることになるが、その手続が民事訴訟になるか刑事訴訟になるかは個々のケースに応じて判断される。それぞれの手続の詳細は、知的財産権（略称「IPR」）の種類について論じた別の項目で示すこととする。

過去 15 年間を通じて、レバノンの裁判官たちの大多数は知的財産絡みの紛争の処理に関して十分な知識と経験を獲得し、知的財産権者に有利な判決を言い渡してきた。これらの判決は非常に良く練り上げられたものであり、国内外の法理や判例法に裏づけられている。だが、2019 年以降レバノンは立て続けに危機に見舞われており、新型コロナ対策もあって司法手続の進行が著しく停滞している。このような状況下で裁判官と裁判所書記のストライキまで発生し、停滞に拍車をかけている。

ここ数年にわたり、レバノンの危機はレバノンにおける法執行活動にも悪影響を及ぼしてきた。その元凶は危機によるリソースの不足と国家機関の優先課題の変化である。国の現状に不安を抱くレバノンの消費者たちの間で安価な製品の需要が高まっているのに加えて、法執行活動が手薄になっているため、レバノン市場で流通する模倣品や著作権侵害製品が目に見えて増加することとなった。その一方で、経済・金融の危機はレバノン国民の購買力にもマイナスの影響を与えており、貧困率と失業率の上昇につながっている。このような事情によりレバノンの消費者はより安価な商品にシフトしつつあるのだが、安価な製品の中には密輸品や模倣品が混じっているため、結果的に違法な製品に対する需要が高まることになる。

本報告書には、有効な登録、主要な判例、法執行活動など知的財産権戦略に関する実用的な情報が記されている。本報告書に記載された手数料等の金額は、レバノンの中央銀行である「Sayrafa」の為替レートに基づいてレバノン・ポンドから日本円に換算されているが、これらのレートは変動することがある。

2. レバノンの知的財産権制度の概観

レバノンの知的財産法の法体系は、1924年の「商工業所有権に関する法律」(Law governing Commercial and Industrial Property)の公布から始まった。この法律は当時としては包括的なものであり、すべての知的財産権について適用される。1990年代になって時の政権が制度改革に取り組み、新たに2つの法律が公布された。「文学的・芸術的財産保護法」(Law on the Protection of Literary and Artistic Property ; 著作権法) (1999年)と特許法(Patent Law) (2000年)で、これらはいずれも独立した法律である。だが、商標と工業意匠については1924年の決議により公布された旧来の法が引き続き適用されており、改正法案は議会に上程されているが、現在はまだ審議中である⁴⁵。さらに、レバノン刑法には、模倣品取引や知的財産権侵害の訴追と差止のための手続を定めた規定(第702~714条)が存在する。

消費者保護法(2005年法律第659号)(Consumer Protection Law No 659 issued 2005)にも、消費者保護の見地から模倣品の流通を取り締まる規定がある(第48条、109条、111条、114条、122条)⁶。また、2000年12月15日付で発行された政令第4461号(Decree No 4461)により公布された関税法(Customs law)の第62条および63条は、偽造商標を表示した商品の輸入禁止を規定している⁷。それだけでなく、レバノンの領土および国境を経由した模倣品の輸送や再輸出も、関税法によって禁じられている。

知的財産庁は経済貿易省(Ministry of Economy and Trade)の内部に設立され、商標、著作権、工業意匠の登録と特許出願の処理を所管している。

レバノンは、中東地域において知的財産権に関する法律を最初に施行した国の一つであり、数々の困難に遭遇してもなお知的財産権を保護し、今後とも保護を継続すべく鋭意努力しているが、まだ課題は残されている。同国が直面している課題の一部を以下に掲げておく。これらの課題は、知的財産の分野でレバノンが前進を続ける上で避けて通れないものである。

レバノンの知的財産権制度の課題

時代遅れの法律

レバノン市場における知的財産部門に関する主要な課題は、同国の現行法が相対的に時代遅れであるという事実にある。

商標と工業意匠については1924年に公布された「商工業所有権法」がいまだに適用されている。1924年といえば、現在のレバノンが国家として成立する前である。しかも、その後新たに制定された法律すなわち著作権法(1999年)および特許法(2000年)も、施行から23年が経過している。

新たな法案は複数あるが、まだ公布には至っていない。とはいえ、商標・工業意匠法がある程度の弾力性を提供しており、世界的な知的財産分野の進歩や知的財産の新たな定義に適合する保護を商標権や意匠権に与えているという事実は否定できない。

⁴ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/3743_6860_2795.pdf

⁵ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/1021_2507_3424.pdf

⁶ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/8282_2393_9984.pdf

⁷ http://www.customs.gov.lb/Files/Laws/law_en.pdf

レバノン危機と優先課題の変化

レバノンを見舞った経済的・政治的な危機と国家的な優先課題の変化により、知的財産問題はレバノン政府の最優先課題としての地位を失って久しい。1990年代の後半から2000年代の初めにかけて、レバノンはWTO加盟のための交渉に取り組んでいた。このことから考えて、知的財産は当時レバノン政府の最優先課題の一つであったろう。その後、政治・経済・通貨・金融の危機が立て続けにレバノンを襲ったため、知的財産制度の改革は重視されなくなっていった。首都のインフラを破壊し、壊滅的な被害をもたらしたベイルート港爆発事故のことは言うまでもない。

さらに、法執行活動もレバノン危機による打撃を受けた。法執行機関のリソースが予算の面でも人材の面でも非常に限られていたことに加え、優先課題の変化により国内の治安維持と社会不安の回避に膨大な労力が注がれることとなった。しかも、公務員や司法関係者による度重なるストライキが今では常態となっている。

知財庁のネットワークが被った損害とネットワークの刷新

知的財産庁はベイルートの中心部にあったため、2020年のベイルート港爆発事故により多大な被害を受けた。施設全体が損壊し、知財庁のネットワークも損害を被った。同庁のネットワークはハードウェアの面でもソフトウェアの面でも旧態依然たるものであり、刷新が必要であったが、ネットワークに被害が出たことにより、知財庁の知的財産システム全体にひずみが生じることとなった。システムのメンテナンスが満足に行われていなかったせいで、知財庁はシステムの崩壊に直面することになったのである。

不十分なデータや統計

レバノンではすべての分野でデータや統計が不足している。知的財産や模倣品取引に関するデータや統計は特に乏しい。その主な原因は、法執行活動が一元化されておらず、様々な当局の承認を得ないと法執行活動を実施できないという事実にある。さらに、風評被害を恐れる知的財産権者は模倣品の押収に関する情報を隠匿したがる傾向がある。

法執行活動の不在

上述した人材不足・予算不足と優先課題の変化のせいで、ここ数年、法執行活動の実施件数に大幅な減少が見受けられる。

模倣品の増加

2019年10月以来、レバノンは経済・財務・金融の深刻な危機に見舞われている。この危機のせいで、レバノン・ポンドの為替レートは崩壊し、未曾有の水準まで落ち込んだ。その一方で、経済・金融の危機はレバノン国民の購買力にも悪影響を及ぼし、失業率の上昇をもたらしている。そのためレバノンの消費者はより安価な製品を求めようになったが、安価な製品には密輸品や模倣品が含まれており、必然的に違法な製品や模倣品に対する需要が高まる結果となっている。

法執行活動の手薄さと安価な製品への需要の高まりの相乗効果として、レバノン市場で模倣品が蔓延するという重大な悪影響が生じている。

レバノンの知的財産権に関する最新事情

レバノンの知的財産権に関する最新事情を言えば、2007年に複数の法案が議会上程されている。だが、これらの法案が制定に至っていないことから考えて、これらの法案は調査と修正を求めて関連の立法委員会に差し戻されたものと思われる。議会上に持ち込まれた法案は以下のようなものであった。

- 1- 地理的表示法
- 2- 商標法
- 3- 工業意匠法
- 4- 「集団的管理」に関する施行規則（2007年11月11日付の文化省省令第918号）
- 5- 改正著作権法

さらに言えば、米国通商代表部が発行した2022年版の「スペシャル301条報告書」⁸によれば、レバノンは米国の「優先監視国リスト」（“the US watch list”）から外されている。

2.1 レバノン知的財産庁の概要

1945年10月5日付の政令第4037号によって経済貿易省（Ministry of Economy & Trade）が設立され、その後、前記政令第6条に基づき、同省貿易総局（General Directorate of Trade）の下位部門としてレバノン知的財産局が設立された。1990年代の中盤には知的財産が重視されていたため、当時の政府は1996年に知的財産局の昇格と拡張を決定し、局から庁に格上げすることとなった。特に、当時レバノンはWTO加盟について交渉中であったという事情が、この流れを後押しした。知的財産局の構造改革、すなわち一部門から庁への昇格は1996年6月24日付で発行された法令第538号によって完了した。レバノン知的財産庁（以下「知財庁」と略す場合がある）の現在の正式名称は、「知的財産保護監督庁」（Department of Intellectual Property Protection Authority）となっている。

知財庁はベイルートの中心部に位置していたため2020年8月4日に発生したベイルート港爆発事故によって直接の被害を受けた。知財庁の登記上の住所は以下の通り：Riyadh El Soleh - Beirut Downtown, Azarieh Building⁹。同庁のウェブサイトは[ここ](#)を参照。

知財庁は3つの役割を担っている。第1に知的財産権の登録に関する役割、第2に法執行当局としての役割、最後に法改正の際に能動的な関係機関として行動し、知的財産をめぐる同国のエコシステムや環境を拡張していく役割である。

⁸ 2022年版「スペシャル301条報告書」は米国が毎年発行している報告書であり、適正で実効性のある知的財産保護を提供していない外国の国家、法律、政策および慣行を主題としている。詳細については以下のサイトを参照：[chrome-extension://efaidnbmnnnibpcjplegllefindmkaj/https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20301%20Report.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20301%20Report.pdf)

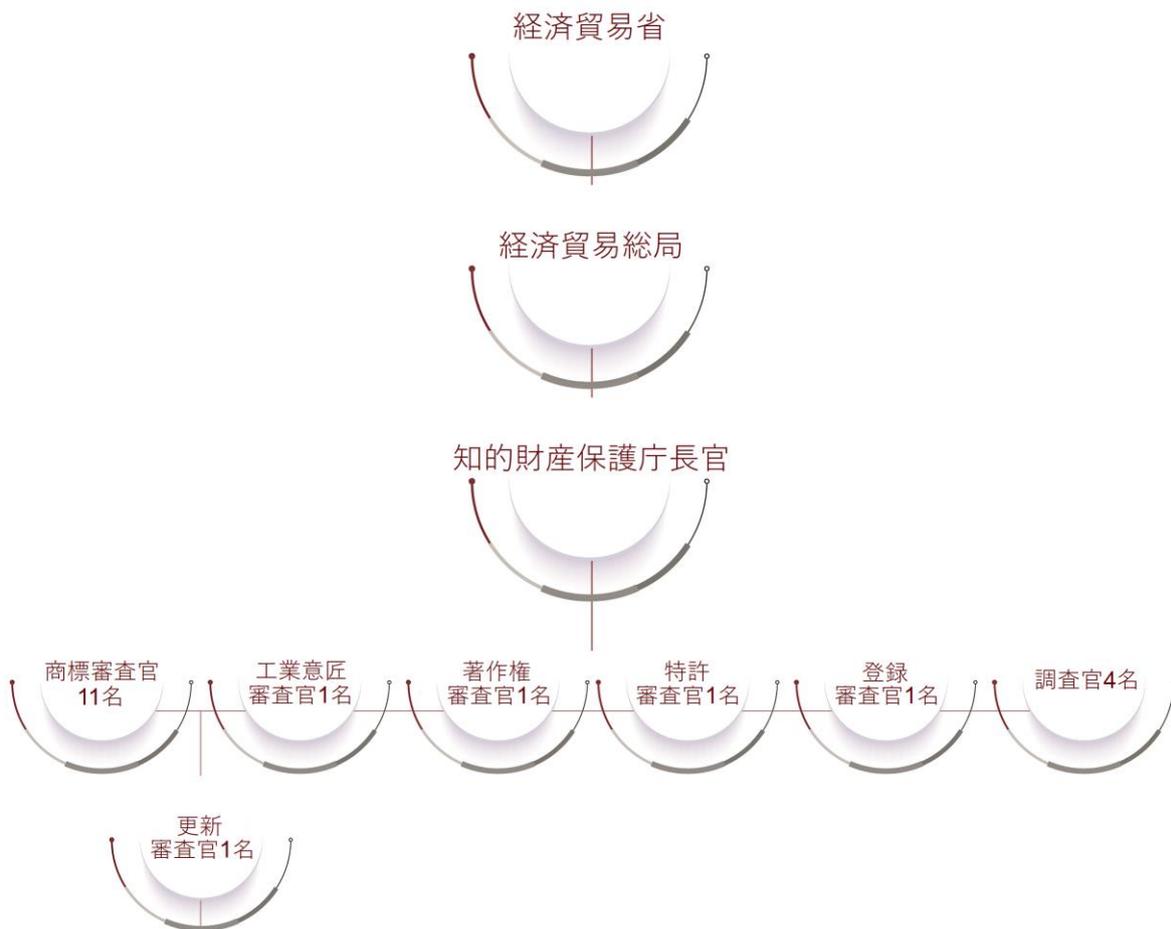
⁹ 所在地については以下のサイトを参照：

<https://www.google.com/maps/dir/33.9970428,35.417637/%D9%88%D8%B2%D8%A7%D8%B1%D8%A9+%D8%A7%D9%84%D8%A7%D9%82%D8%AA%D8%B5%D8%A7%D8%AF+%D9%84%D8%A8%D9%86%D8%A7%D9%86%E2%80%AD%E2%80%AD/@33.9292721,35.4928247,12z/data=!4m8!4m7!1m0!1m5!1m1!1s0x151f172a087230df0x2de55be9ea4dd4ef!2m2!1d35.505518!2d33.8939385>

2.1.1 組織構造

知的財産保護庁（知財庁）を率いるのは同庁の長官であり、商標、特許、著作権、工業意匠に関わる審査官と、更新・登録を担当する審査官に加えて、知的財産庁長官に直属する調査官が同庁に所属している。

組織構成図



2.1.2 職員および審査官の数

知財庁の総職員数は 21 名で、その内訳は以下のようになっている。

- 知的財産部長
- 商標審査官 11 名
- 特許審査官 1 名

- 著作権審査官 1 名
- 工業意匠審査官 1 名
- 更新審査官 1 名
- 登録審査官 1 名
- 調査官 4 名

2.1.3 方式審査と実体審査の存在

レバノンでは知的財産の登録について審査主義を採用しておらず、いまだに無審査主義に従っている。それゆえ、実施されるのは方式審査のみであり、出願に必要な書類がすべて提出されていることを確認した上で、当該出願が第三者の権利を侵害しないことを確認するためにデータベースを用いて簡単な調査が行われる。

レバノンには実体審査手続は存在しない。

2.1.4 官報による情報収集

ハードコピー版の官報（Official Gazette）が毎週発行されており、有効な購読予約があればオンラインでアクセスすることもできる。予約購読には購読料が必要である。官報のハードコピー1部の予約購読に必要な購読料は2021年7月1日現在、私企業部門については年間780,000レバノン・ポンド（2,715円）、公企業部門については500,000レバノン・ポンド（1,700円）である。レバノン国外に居住する者が印刷物として刊行される官報を購読する場合、年間の購読料は2,762,000レバノン・ポンド（93,310円）となる。官報1部あたりの価格は15,000レバノン・ポンド（51円）である。オンライン購読の場合、年間の購読料は私企業部門については750,000レバノン・ポンド（2,550円）、公企業部門については350,000レバノン・ポンド（1,190円）である。

官報のサイトアドレス：www.jo.pcm.gov.lb

登録された知的財産権は公開が義務づけられ、知的財産登録料として支払われる料金には公開料が含まれている。この登録料は、登録公開に先立って前払いされる。商標、工業意匠、著作権および特許の新規の出願・申請は官報に掲載され、登録の抹消、登録人の名称および/または住所の変更、登録情報の修正、権利譲渡、実施許諾その他による所有権の変更も官報に掲載される。

レバノンには異議申立の手続が存在しないため、官報による公開は登録が済むまで行われない。知的財産権の登録から官報上での公開までの期間は6か月以内とされている。

オンラインによる官報公開システムは、知的財産権のオンライン調査を実施するための効率的なツールと考えられている。官報のデータベースには1940年代からのデータが収められており、知財庁のデータベースよりも完成度が高いからである。

2.1.5 予算

知財庁のみに割り当てられる専用の予算枠は存在しない。経済貿易省の予算の一部に組み込まれているからである。同省の予算は年間の政府予算として計上される。ただし、インフレと通貨切下げにより、知財庁に割り当てられる予算は厳しく制限されており、このような予算水準では拡張や発展を実現するための十分な費用を捻出できない。各種の権利の登録料については以下の項目で具体的に示す。

2.2 知的財産に関する国内の法および規則

前に述べたように、レバノンの知的財産法はいくつかの法典に分かれている。これらの法の中には過去 20 年間に公布されたものもあるが、古いものは 1924 年に公布されている。さらに、刑法、消費者保護法、関税法といった知財法以外の法律の中にも知的財産に関する規定が盛り込まれている。

レバノンには知的財産に関する国家的な政策や戦略が存在しないため、世界知的所有権機関（WIPO）の協力を得て知財に関する一般的なガイドラインが設けられている。

レバノンの主要な知的財産法を以下に列挙しておく。

- 1924 年 1 月 17 日付で発行された 1924 年決議第 2385 号により公布された商工業所有権法（著作権と特許に関する規定を除く）および同法の改正法¹⁰
- 1999 年 4 月 13 日付で公布された「文学的・芸術的財産保護法」（1999 年法律第 75 号）（著作権法¹¹。
- 2000 年 8 月 7 日付で公布された特許法（法律第 240 号）¹²。
- 1943 年 3 月 1 日付で公布された刑法（第 702 条～714 条）¹³。
- 2005 年 2 月 4 日付で公布された消費者保護法（法律第 695 号）－第 48 条、109 条、111 条、112 条、124 条¹⁴。
- 2000 年 12 月 15 日付で公布された関税法（法令第 4461 号）¹⁵。

¹⁰ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/7310_8240_8188.pdf

¹¹ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/4600_3516_9524.pdf

¹² https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/6061_8660_6573.pdf

¹³ <https://wipolex.wipo.int/en/text/243255>

¹⁴ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/8282_2393_9984.pdf

¹⁵ http://www.customs.gov.lb/Files/Laws/law_en.pdf

2.3 知的財産法の体系はコモンロー、シビルロー、両者の折衷のいずれに基づいているか？

レバノンの知的財産法の体系はシビルローに基づいている。レバノンの法制度がそもそもシビルローの系統に属しているからである。レバノンの法典はフランスの法に基づいている。最初の知的財産法が公布された 1924 年当時、レバノンはフランスの統治下にあったという点は特筆しておくべきだろう。

2.4 法の沿革、法源、法整備のモデルとなった国々

レバノンで知的財産保護が初めて法制化された当時レバノンはオスマントルコ帝国領であったが、断片的なテキストにより知的財産保護の存在が証明される。

だが、知的財産保護に関する最初の法が公布されたのはヒジュラ歴 1328 年（西暦 1910 年）ジュマール・アウワル（イスラム暦の 5 番目の月）の 12 日であった。この法律は欧州の法律に影響されたもので、著作者に対し、自らの文学的・芸術的創作物（絵画、書籍、音楽等）に関する所有権を与えていた。著作権によって、著作者は自らの生存期間プラス死亡後 30 年の期間にわたって、翻訳者の場合は同人の生存期間プラス死亡後 15 年の期間にわたって、自らの著作物に対する保護を保証される。

1923 年にオスマントルコ帝国が瓦解し、フランスの委任統治下で知的財産保護局（Intellectual Property Protection Bureau）が設立され、1924 年 1 月 17 日にはフランスの高等弁務官が決議第 2385 号を発行した。この決議は「商工業所有権に関する規則」として知られており、商標と工業意匠について現在でも部分的に適用されている。著作権と特許については新たな法律が公布されたため、これらの権利については上記の決議は適用されない。

2.5 審査ガイドライン

レバノンはいまだに無審査主義を採用しているため、同国に存在するのは方式審査制度のみであり、実体審査に関するガイドライン（便覧）のようなものは存在しない。

審査官は、出願に必要な書類と所定の料金がすべて提出・納付されていることを確認した上で、当該出願が第三者の権利を侵害しないことを確認するためにデータベースを用いて簡単な調査を行うだけである。

無審査主義が原因となって商標に関する紛争が生じる恐れがあり、係争の発生を抑えるため、知財庁はデータベース検索を行った後、出願商標と同じ区分もしくは類似の区分に同一の商標もしくは紛らわしい商標が存在している場合にはその旨を出願人に通知し、出願を取り下げるか、自らが先行登録の存在を告知されている旨の承認書（letter of acknowledgement）に署名するよう要求する。先行商標の存在にも関わらず出願人があくまでも登録を希望する場合、つまり知財庁が当該登録について一切責任を負わない場合、出願人は違法な登録に関する責任を全面的に負うことになる。周知商標や地理

的表示の場合、知財庁は侵害商標の登録を拒絶する。前の場合とは異なり、この拒絶は責任に関する承認書の作成によっても解消されない。

2.6 レバノンを締約国とする国際条約

レバノンは、知的財産保護に関する最も重要な国際条約を批准している。レバノンが参加している国際的な法的枠組みには、ベルヌ条約、ローマ条約、WIPO 条約が含まれる。

レバノンが批准している条約は以下の通りである。

- フランスの委任統治当局が 1924 年 6 月 28 日付で発行した決議第 141/LR 号に基づき、アジアベルト地帯の国々に対しベルヌ条約協定を適用。
- 虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定。1939 年 7 月 19 日付の決定第 152/LR 号。
- 工業所有権の保護に関するパリ条約および虚偽のまたは誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定。1939 年 7 月 19 日付の決定第 152/LR 号。
- 実演家、レコード製作者および放送機関の保護に関するローマ条約（1961 年）。1997 年 7 月 24 日付の法律第 585 号により 1997 年に批准。
- 標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定の批准を承認。1959 年 12 月 14 日付で法律が公布されている。
- 2010 年 3 月 6 日付で公布された法律第 78 号により、閣僚会議が WIPO 著作権協定を承認。
- 2010 年 3 月 6 日付で公布された法律第 77 号により、実演およびレコードに関する世界知的所有権機関条約を承認。
- 特許協力条約（PCT）の批准を承認。2002 年 6 月 5 日付の法律第 394 号。

3. 知的財産権の定義と出願適格者の要件

3.1 特許

特許については、2000年8月7日付で公布された法律第240号¹⁶が適用される。特許出願の第一歩として、出願人が求める特許が単一の発明に関係していることを立証しなければならない。

特許は所有権の権原であり、知的成果物の工業的・商業的利用に関する排他的な権利または独占権を特許権者に与える。特許権者は、第三者に妨げられることなく自らの意思に従って特許発明を利用する排他的な権限を有することになる。特許権者は、自らの同意なしに特許の主題となる発明を第三者が使用するのを禁じることができ、第三者が特許発明を無断で使用した場合には刑罰が科される。

ここで指摘しておかねばならないが、特許とは、自らの発明により生活を容易にする新たな手段を社会に提供した発明者に与えられる証明である。発明者に特許を付与することにより、政府は発明者の知的成果物を保護し、彼らが社会の進化と発展に貢献するのを奨励し、より多くの知的成果物を提供するように促す。

3.1.1 定義

レバノンの法には特許の公式な定義は見当たらない。レバノンはWIPO条約に加盟しているため、同条約に示された定義を適用している。WIPOの定義によれば、特許とは発明について与えられる排他的な権利である。発明とは、一般的に言えば、何かを実行するための新たな方法または問題に対する新たな技術的解決手段を提供する製造物もしくは方法である。

前述したように、特許は発明と関係している。発明とは、新規の製造物、方法、手段、合成物、工業的手法または製法である。レバノンの法の下では、すべての発明が特許適格とされるわけではない。発明が特許適格とされるためには、いくつかの基本的な条件が満たしていなければならない。2000年法律第240号（特許法）の第2条は発明の特許性の実態的な要件を決定する。保護の対象となる発明は、**新規性**、**独創性**、**産業利用性**を備えていなければならない。さらに、産業利用が可能でなければならないという要件がある以上、発明は**産業的な性質**を有している。純粋に理論的もしくは美的なものであってはならないのだ。

さらに、発見者と発明者は区別されなければならない。発見者とは、新たな製造物や方法や物質を発見しただけで、その発見にも関わらず特段の科学的作業を実行しなかった者をいう。彼が発見したものが特許性の要件を満たしていれば特許適格とされる。発明者とは、従来の工程/製法の新たな用途をもたらすような新規の製造物または方法を公衆に提供した者である。

3.1.2 要件

すべての発明が特許として保護されるとは限らない。特許保護に値する発明は、形式的な要件だけでなく実体的な要件を満たしていなければならない。

¹⁶ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/6061_8660_6573.pdf

➤ 実体的要件

2000年法律第240号（特許法）の第2条は、特許付与の対象となる発明を規定している。発明が新規性、独創性および産業利用性の3要素を備えている場合、その発明は特許性を有する。もっと具体的に言えば、特許付与の対象となりうる発明とは、以下のようなタイプのものである。

- 新規の産業製品；
- 新規の産業製品の製造または既知の産業的成果をもたらす新規の方法；
- 既知の産業的な方法もしくは手段の新規の用途；
- 既知の方法もしくは手段から成る新規のグループ；
- 微生物；
- 新規の（または新たに発見された）植物品種（一定の条件を満たすことを要する）

特許法の第4条は、いかなる発明も公序良俗に反するものであってはならないと規定している。

レバノン特許法はさらに、特許保護を与える前提として発明の登録を要求している。つまり、未登録の発明について保護を受けることはできない。

以下で特許性の要件を詳細に検討していく。

- 発明の存在

発明は発明者の活動の成果である。発明者とは、新たな要素を創造した者、または公衆が既に認知している何かに新たな要素を追加した者である。

それゆえ、レバノンの法の下で特許適格な発明とは、新規の産業製品の製造につながる新規の方法や、周知の産業的成果を実現するための新規の方法から構成されていなければならない。あるいは、既知の産業的手法の新規の用途でなければならない。つまり発明とは新規のモデルであり、他の類似のものとは異なる特性を有する特定の何かである。

また、以前から知られていた産業的成果または完全に新規な成果もしくは製造物を得るための新たな手順、方法もしくは手続も、発明として認められることがある。

さらに、特許の主題は複雑であるため、法的・文化的・倫理的・社会的な考察が必要となる。だが、知財庁の慣行によれば、特許発明とは、人間が自然に介入した結果として生じた具体的かつ物理的なものである。

- 新規性（Novelty）の要件

発明は、新たな要素を創造するか、公衆が既に認知しているものに新たな要素を追加しようとする発明者の活動の成果でなければならない。

別の言い方をすれば、特許適格な発明とは、**新規の産業製品の製造**につながる新規の方法や、**周知の産業的成果を実現する**ための新規の方法から構成されていなければならない。あるいは、既知の産業

的手法の新規の用途でなければならない。つまり発明とは新規のモデルであり、他の類似のものとは異なる特性を有する具体的な何かである。

また、以前から知られていた産業的成果または完全に新規な成果もしくは製造物を得るための新たな手順、方法もしくは手続も、発明として認められることがある。従って、新規の発見、発明もしくは出願の実施可能性が出願日に先立って公衆に知られていた場合、それらが独創的と見なされることはない。

上記の新規性は、確実かつ現実的なものでなければならない。発明は実施可能でなければならない。前記の新規性が、発明がなされた国に存在するか別の国に存在するかは問わない。ただし、発明が何らかの理由で登録前に公開された場合、「新規性」という特性に欠けることになるため、登録不適格とされるだろう。

- 独創性 (creativity) の要件

独創性は最も評価が難しい要件である。独創性はフランス法の中で次のように定義されており、レバノンの法も同じ定義を採用している：「当業者が先行技術に基づいて着想しえないものである場合、その発明は独創的である。ただし、革新性または新規性の要素に関して争いが生じた場合、新規性を否定しようとする側が立証責任を負うものとする」（特許法第2条）¹⁷。

さらに、独創的な発明とは、他にはない特徴を有するものと見なされるべきである。

- 産業利用性 (Industrial Applicability) もしくは実用性 (utility) の要件

産業活動によって発明を製造もしくは利用することが可能である場合、その発明は産業利用性を有するものと見なされる。従って、発明は純粋な抽象的概念であってはならない。

特許の実用性という側面から、発明が新規かつ有用な方法、機械、製法、合成物または以上のものの新規かつ有用な改良であるという考え方が必然的に生じる。一般的に、維持年金が順当に支払われている場合、特許出願の日から20年の期間が経過するまで、特許権者は他人が特許発明の使用もしくは販売を行うのを禁じることができる。

「工業所有権」(industrial property) という語は改正版パリ条約の第1条で以下のように定義されている：「工業所有権の語は最も広義に解釈するものとし、本来の工業および商業のみならず、農業および採取産業の分野並びに製造したまたは天然のすべての産品（例えばぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉）についても用いられる。」

以上に鑑み、「産業」(industry) という語が特許に関して用いられる場合、この語を最も広義に解釈して、営利・非営利の別を問わず様々な活動を含むものと考えべきである。

WIPO は知的財産分野に関する調査の中で、産業という語はあらゆる産業を意味すると述べた上で、産業活動と産業利用性の違いを明らかにしている。それによれば、産業活動とは技術的な活動を意味し、産業利用性とは技術的手段による発明の利用を意味している。

¹⁷ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/6061_8660_6573.pdf

➤ 特許の主題とならない発明

ある者の発明が広く公衆に貢献すると思われる場合、発明者には特許が付与される。これとは逆に発明が公衆に寄与しないという場合については、発明は公序良俗に反するものであってはならないという規定がある。その趣旨は、不道德な発明について特許性が認められることは絶対にない。不道德な発明とは、煽情的な手法によるか習慣化によるかを問わず本能を刺激するスロットマシン等である。特許適格となりえない発明には、良俗に反する発明も含まれる。「人間のクローン作製」の方法などである。従って、たとえ上に挙げた基準を満たしていても公序良俗に反している発明は、保護の対象とはなりえない。

医療関連の発明は特別の重要性を持っている。その作用が一般大衆の健康に影響するからである。ただし、**医薬品**が特許性を有することはありうる。特許法**第3条**は、「ヒトまたは動物の診断または治療の方法であって、その方法に使用される製造物や実用品ではないもの」に対する**特許付与を制限**している。そのような発明は特許付与の対象から排除される。医療従事者の活動が特許によって妨げられないようにするためである。これは、医学的処置の倫理的な側面を保証するためでもある。医師には、様々な調査方法を駆使して疾病を診断する自由がある。こうした特許性の排除は、医学的処置または獣医学的処置の方法に関係するものであり、薬剤、装置または製造物の使用法は、それ自体としては特許の主題となりうる。

他方、天然資源は自然によって提供されるものであって人類が作り出したものではないと考えられるため、特許付与の対象とはならない。このことが特に問題となるのは、自然界で発見されるキノコ等の成分が天然健康食品の材料となる場合などである。ただし、製造施設において天然の成分を利用・変換する方法は、それ自体として特許付与の対象となりうる。

さらに、新法によって微生物製品が特許適格な発明に加わった。微生物製品は実験施設での科学的な研究に由来するものであると同時に、医薬品、化粧品、漢方薬などの製造物でもある。

なお、人類が介入する前から存在していた現象の単純な発見に対して特許が付与されることはない。発明として特許登録が認められるためには、人間の精神が生み出したものでなければならない。

最後に、科学理論も特許付与の対象とはならない。特許が排他的な利用の権利を与えるものであり、第三者が特許発明を利用することができない以上、特許出願中という形で情報が秘匿されてしまえば、その理論を活用する可能性がなくなってしまうからである。

特許法（2000年法律第240号）の第2条は、特許を取得しうる発明のタイプを列挙している。

- a. 新規の産業製品（発明の対象が産業的であるか、発明の用途もしくは生産物が産業的でないといけない）。「産業」製品という語は、広義に解釈されるものとする。
- b. 新規の産業製品の生産もしくは既知の産業的成果の実現につながる新規な方法。つまり、既知の産業的な手法もしくは手段の「延長」であってはならない。
- c. 既知の産業的な手法もしくは手段のまったく新規な用途。
- d. 既知の手法もしくは手段から成る新規のグループ。
- e. 微生物
- f. 新規の（または新たに発見された）植物品種（以下の条件を満たすことを要する）
 - 頻繁に変化しない特性と重要な有用な形質によって、または一体となって新規の植物品種を形成する複数の有用な形質によって、既知の品種すべてから区別されること。
 - 有用な形質に均一性があること。
 - 安定性があること（個々の繁殖サイクルが終了した時点で当初に定義された植物体が同一のまままで変化していないこと）。

➤ **特許性のない発明**

特許法（2000年法律第240号）の第3条は、以下の発明の特許保護の対象から除外している。

- 科学的な発見および科学理論、ならびに絶対的に数学的な方法であって産業利用が不可能なもの。
- 経済・金融の分野またはゲーム（チェス、スクラブル等）の遊戯など、純粋に精神的な活動の遂行に関わる原理および手段。ゲームそれ自体は特許保護の対象となりうる。ゲームの遊び方や使用方法は特許保護の対象から排除される。
- ヒトおよび動物に関係する医学的な診断および治療の方法。ただし、それらの方法で使用される製造物や実用品を除く。上記の方法を適用するために使用される製品および設備は、それらが新規で独創的かつ合法的である場合には特許保護の対象となる。

注目すべき点は、医師や科学者がその発見や結論のためにどれほど労力を費やしたかに関係なく、**新規の医学的診断方法は特許保護の対象から除外される**ということである。医学的診断方法に特許性がないのは、特許による排他的・独占的な使用権が診断方法に適用されるのを避けるためである。それらの方法は、ヒトや動物の命を守るものだからである。精神活動の場合と同様、新たな診断方法を発見もしくは考案する手段も、今のところ特許保護の適用除外とされている。この適用除外のターゲットは、新規の医学的診断方法を利用する方法である。

3.1.3 保護期間

特許による保護期間は**20年であり、更新は不可**とされている。だが、特許の有効性を維持するためには、保護期間を通じて特許維持年金を支払わなければならない。期限内に維持年金が支払われない場合、その不払いは特許登録の放棄と見なされ、特許された発明は公共の財産となる。

3.1.4 出願/登録手続

3.1.4.1 出願

特許出願書類は、出願人または同人の法律上の代理人によって、経済貿易省（MOET）において知的財産保護庁の長官宛に提出されなければならない。出願人は必ずしも発明者でなくてもよい。発明を委託した者が出願人となることもありうる。

提出を要する文書すべてを添えた出願が受理された場合、特許審査官による方式審査が行われ、知的財産保護庁の長官は、出願料の支払と添付文書の提出がなされた正確な日付と時刻を示す記録を作成し、それに署名する。出願料支払の日付が特許の登録日となるため、出願料の支払は必須である。

3.1.4.2 適格性

レバノン特許法第 7 条によれば、あらゆる者（または発明者）は、発明について特許を出願する権利を有している。

- 「あらゆる者は特許出願を行う資格を有している。
- 同一の発明を複数の者が共有している場合、書面による別段の合意がない限り、特許付与後の権はそれらの者の共有となり、それぞれの者が均等な持分を有する。
- 単一の発明が複数の者によってなされた場合、特許出願の権利は最初に出願した者に与えられる。」

複数の者が同一の発明をなした場合、出願および特許取得の権利を全員が有することになる。文書契約に別段の規定がない限り、この権利はそれらの者の共有となり、各人は均等な持分を所有する。さらに、複数の者が同一の発明をなした場合、発明の所有権は最初に出願を行った発明者に帰属する。

発明に関する権利は、発明が制作された日を以て発生するのではなく特許取得の日を以て発生する。

出願人は自然人であっても法人であってもよく、レバノン国民であっても外国人であってもよい、という点は指摘しておくべきだろう。出願人の法律上の代理人はレバノン国民でなければならない。従って、管轄当局に特許出願書類を提出しようとする外国人は、当該出願を代行するレバノン国民の代理人または代行者を任命しなければならない。

3.1.4.3 要件

特許法（2000 年 8 月 7 日公布/法律第 240 号）の第 7 条によれば、レバノンで特許を出願するには以下の文書を提出する必要がある。

- 出願人の代理人が出願を代行する場合には、公証人によって適正に認証された委任状。委任状がレバノン国外で作成される場合、出願人の本国のレバノン領事による認証を要する。
- 発明の名称、発明の概要、発明の完全な説明（発明を実施する方法と発明の産業利用に関する詳細を示したもの。事例、統計等を使用することが望ましい）を記載した文書。
- 発明の新規性と独創性を証明する出願リスト。
- アラビア語で記載された発明の要約。
- 発明の図面類に関する説明。

- 添付書類のリスト。
- 優先権を主張する場合には、優先権書類の原本の写し。

発明が植物製品である場合、レバノン保健省の中央研究所に見本を寄託しなければならない。ただし、実際にはこの要件は適用されていない。

発明を開示する記述は十分に明瞭かつ完全な方法で作成しなければならない、と WIPO は力説している。発明の評価を可能にし、当業者が発明を実施できるようにするためである。この要件は基本的な重要性を有している。発明の記述の主な役割は、第三者に新たな技術情報を提供することだからである。この要件に関して注目すべき重要な文言は、「当業者」(a person having ordinary skill in the art) という言葉である。

読者として当業者を想定することで、発明の記述を簡略化することが可能になる。既に基礎的な知識を有している読者は情報に通じているはずだと推定できるため、発明の基本的な詳細を逐一記述する必要がないからである。この点に関して、**ペイルート第一審裁判所は、1962年10月12日**（2000年に新たな特許法が公布される前）に**発行した判決第462号**の中で、原告である出願人が作成した発明の記述が不十分であった（説明的な図面や図解が添付されていなかった）と被告が主張した際に、**1924年決議第2385号**の第6条を適用している。同条は、出願人は発明を理解するために必要な図面および図表を添付しなければならないと規定している。

3.1.4.4 審査

先述したように、レバノンには方式審査手続しかなく、実体審査手続は存在しない。

審査官は、必要な書類の提出と料金の支払がすべて済んだことを確認するとともに、当該発明が過去に登録されていないことを確認するために、データベースを用いて簡単な検証を実施する。

3.1.4.5 登録手続全体に要する期間

審査官が実施するのは方式審査のみであるため、登録プロセスは他の国々に比べて比較的迅速に進行するものと思われる。登録手続全体を終えるまでに要する期間は1か月前後である。

パリ条約に基づき、出願人は過去の外国出願に基づく優先権を主張する権利を有する。**1883年**パリ条約の第4条によれば、優先権主張の根拠となる特許出願は、外国における最初の出願日から**1年以内**に提出することを要する。

知的財産保護庁の長官は、上記の提出書類に基づいて特許登録証を発行する。特許出願時に提出を要求される書類は発明の記述の写し、発明の要約、図面および図表（図面および図表が提供される場合）、特許請求項であり、アラビア語に翻訳された発明の要約と添付書類のリストを添えて提出する。

以下は特許出願手続の流れを示したチャートである。

以下は特許出願手続の流れを示したチャートである



3.1.5 登録後

3.1.5.1 登録料

出願書類の提出後、方式審査を経て出願が受理され、特許が付与されることになった場合、以下の料金を支払わなければならない。

説明	金額（レバノン・ポンド/日本円）
登録料	LBP/50,000/ +10%の市町村税 (170 円)
公開料（1行ごとに計算）	LBP/15,000/（1行(6語)ごとに計算）(51 円)
初年度の維持年金	LBP/100,000/ (340 円)
登録証に添付される印紙の印紙税	LBP/100,000/ (340 円)

その後は、維持年金が毎年課されるが、年金額は毎年 50,000 レバノン・ポンド（170 円）ずつ増額される。

3.1.5.2 特許権者の権利

一般に、特許権者には発明の利用に関する排他的な権利が与えられる。ということは、第三者が登録済みの発明を利用する行為は権利侵害に相当し、法により罰せられることになる。

特許権者の権利には、以下のようなものが含まれるが、これらに限定されない。（特許法第 20 条）。

- 発明の主題である製品を製造し、展示・陳列し、上市し、利用し、当該製品の販売申し出を行い、それら製品を輸入・占有する権利。
- 発明の主題である方法を利用し、その方法を第三者に提供する権利。

- 発明の主題である方法の直接的な成果である製品を提供し、上市し、利用し、当該製品の販売申し出を行い、それら製品を輸入・保有する権利。

さらに、特許の主題が産業的な方法である場合、特許により与えられる保護は、その方法を利用して直接に製造される製品にも及ぶことになる。

3.1.5.3 有効な登録に関連する料金

特許付与の時点で、初年度の維持年金として 10 万レバノン・ポンド（LBP/100,000/340 円）を支払わねばならない。

特許によって生じた権利を享受し続けるために支払われる維持年金は徐々に増額される。

ただし、特許の失効まで、出願日に続く 1 年間の最初の日に維持年金が以下に従って支払われるものとする。

年数	年金額
2 年目	LBP/150,000/ (510 円)
3 年目	LBP/200,000/ (680 円)
4 年目	LBP/250,000/ (850 円)
5 年目	LBP/300,000/ (1,020 円)
6 年目	LBP/350,000/ (1,190 円)
7 年目	LBP/400,000/ (1,360 年)
8 年目	LBP/450,000/ (1,530 年)
9 年目	LBP/500,000/ (1,700 年)
10 年目	LBP/550,000/ (1,870 年)
11 年目	LBP/600,000/ (2,040 年)
12 年目	LBP/650,000/ (2,210 年)
13 年目	LBP/700,000/ (2,380 年)
14 年目	LBP/750,000/ (2,550 年)
15 年目	LBP/800,000/ (2,720 年)
16 年目	LBP/850,000/ (2,890 年)
17 年目	LBP/900,000/ (3,060 年)
18 年目	LBP/950,000/ (3,230 年)
19 年目	LBP/1,000,000/ (3,400 年)
20 年目	LBP/1,050,000/ (3,570 年)

自国通貨の暴落と高いインフレ率を受けて、登録料や維持年金の改定が間もなく行われる可能性があるという点は、指摘しておくべきだろう。

特許権者に対しては、維持年金の支払期日から 6 か月の猶予期間が与えられる。それにも関わらず猶予期間内に料金が納付されなかった場合、10 万レバノン・ポンド (LBP/100,000/340 円) の延滞金が発生することになる。上記の猶予期間内に維持年金ならびに (罰金が科された場合には) 罰金が支払われなかった場合、維持年金の対象となる特許は失効する。

3.1.5.4 特許に基づく権利の実施許諾

特許権者が保有する権利の一つが、特許に基づく権利の実施権を実施権者に許諾する権利である。実施許諾は通常ライセンス契約によって行われ、対価として実施料が支払われる。

ライセンス契約が締結されると、その契約は経済貿易省内の知財庁に登録される。

文書契約に関する要件

特許もしくは特許出願および特許・特許出願に基づく権利に関する契約はすべて書面によって締結されることを要する。これは、レバノン特許法第 23 条に明示的に定められた基本的な要件である。

特許法第 23 条の規定は、発明に関係する契約すべてにつき、文書契約という要件を課している。文書契約以外の合意は無効とされる。特許法はさらに、これらの契約を知的財産保護庁に登録することを要求している。契約は、それが登録された日を以て第三者に対する効力を獲得する。

契約の調印から 3 か月以内 (当事者間の距離を考慮して猶予期間が加算される) に、一ないし複数の実施権者の請求に基づき、登録は効力を発生する。登録については以下の料金を支払わなければならない。

説明	金額 (レバノン・ポンド/円)
特許実施許諾の登録に関する公定料金	LBP/90,000/ +10%の市町村税 (306 円)
公開料 (1 行ごとに計算)	LBP/15,000/ (1 行(6 語)ごとに計算) (51 円)
印紙税	ライセンス契約の価額の 4/1000
実施許諾の登録が 2 か月遅れるごとに支払われる遅延賠償金	LBP/50,000/ (170 円)

強制実施権

パリ条約に従い、レバノン特許法は強制実施権の賦与に関する規定を設けている (第 32 条～36 条)。強制実施権は特許権者によって賦与されるものではない。強制実施権により、特許権者以外の者が政府の許可を得て特許製品を製造することが可能になる。ただし、そのためには特許が付与された日から少なくとも 3 年が経過していなければならない。3 年以上の期間にわたって特許権者が特許を利用していないか、その利用のための準備を行っていないか、特許の利用を開始したものの特段の正当な理由なしに利用を停止していたことが強制実施権の条件となる。

強制実施権を求める申立は、申立人が特許権者から特許利用の承認を得ようと十分な措置を講じて努力したが失敗に終わったことを示す証拠に基づき、ベイルートの第一審裁判所に提出される。国家的な緊急事態や不可抗力に関わる問題が、強制実施権を求める根拠となりうる場合もある。

しかし、この**強制実施権には排他性がない**という点は指摘しておくべきであろう。特許権者は、最後の手段として強制実施権に関するライセンス契約の修正や解消の手続を裁判所に付託することができる。ただし、そのような変更を正当化するような状況の変化が立証されなければならない。

最後に、特許の利用を認める強制実施権を実施権者に与える際に裁判所が課した条件を実施権者が順守しなかった場合、実施権者が自らの権利を失うこともありうる。

強制実施権の場合にも、特許権者は実施料を受け取ることになるという点に注目されたい(**第 36 条**)。

3.1.5.5 登録の更新

特許の更新は不可能である。当初の保護期間が終了すると特許はそのまま失効する。その後、特許発明は公共の財産となる。

3.1.6 権利の行使

3.1.6.1 法執行機関

特許法**第 50 条**によれば、特許権者の権利行使について法執行機関となるのは司法機関および/または行政機関である。司法機関が執行機関となる場合、簡易裁判所裁判官 (Judge of Summary Matters)、検察官 (Public Prosecutor)、刑事裁判所判事 (Criminal Judge) および捜査判事 (Investigative Judge) が、国家警察軍 (Internal Security Forces ; 略称 ISF) の支援を得て法執行活動を行う。さらに、行政機関の中で特許権に関わる法執行を担当するのは知財庁と税関である。

3.1.6.2 知的財産保護に関係する司法制度および裁判所

レバノンには、知的財産事案に特化した知的財産裁判所は存在しない。そのような裁判所を設立するために多大な労力が払われ、ロビー活動が実施されたが、まだ実現に至っていないのである。

それゆえ、知的財産訴訟は司法裁判所に提起されることになる。訴訟を扱うのが刑事裁判所になるか民事/商事裁判所になるかは、それぞれの事案の基準に従って判断される。レバノンの司法制度は、司法裁判官および司法機関に関する法 (1983 年 9 月 16 日付の 1983 年政令第 150 号によって公布) によって体系化されている。レバノンの司法制度の各部門に関する詳細な情報については、[リンク先のサイト](#)を参照されたい。

レバノンの司法裁判所は民事裁判所と刑事裁判所に大別される。

民事裁判所には次のようなものがある。

- 第一審裁判所 (以下から構成される)
 - o 裁判官 (単独制)
 - o 第一審裁判所審判部
- 控訴裁判所
- 破毀院

刑事裁判所は以下から構成される。

- 検察官
- 捜査判事
- 起訴部
- 刑事裁判官（単独制）
- 控訴裁判所
- 破毀院

保護の対象となるのは登録済みの特許のみであり、登録された特許の侵害は模倣に関わる犯罪を構成する。

それにも関わらず、模倣品の使用もしくは販売を意図して模倣品の提供、販売、宣伝および利用を行った者が模倣品の製造者ではない場合、当該製品が模倣品であることを行為者が知っていない限り、それらの提供・販売・宣伝・利用は、行為者の犯罪を構成しない。

非営利的・非産業的・個人的な目的のために、または科学研究上の理由でなされた発明の利用は、特許侵害とは見なされないものとする。

特許権者は、模倣品に対し訴訟を提起する権利を有する。また、特許利用の排他的権利の受益者や強制実施権の受益者は、侵害を防ぐための予防措置を講じ、模倣品の存在を特許権者に通知した上で、特許権者が模倣品に対する訴訟を提起しなかった場合には訴訟を提起することができる。

特許権者と排他的使用権の受益者に加えて、特許の実施権を有する者は誰でも、特許権者側に立って模倣品に関する訴訟に参加し、自らが被った損害と特許侵害により生じた損害について賠償を受け取ることができる。侵害を教唆・幫助した者や侵害に関与した者も、レバノン特許法第 42 条、43 条および 44 条に従って罰せられる。言うまでもないことだが、侵害の成立については故意性の要件（自らの行為が侵害に相当することを行為者自身が認識していなければならない）が適用される。

▶ 簡易裁判所裁判官への申立

特許法（2000 年法律第 240 号）は、差し迫った特許侵害が疑われる場合につき、侵害を防ぐために必要な予防的措置をすべて講じる権利を特許権者に与えている。

このため、簡易裁判所の裁判官は、侵害が予想される特許の保護を保証するために法により許容されたすべての判決を下すことができるだけでなく、自らが言い渡した判決を執行するために強制的な措置を課すことができる。

この手順に従う場合、差し迫った侵害を阻止もしくは制止するため管轄権を有する簡易裁判所の裁判官に対して、一方的命令（Ex-Parte Order）の発行を求める申立を行わなければならない。一方的命令の執行後は、命令の執行が記録された日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は一方的命令の無効事由となる。

さらに、管轄権を有する第一審裁判所の署長または検察官は、上記の予防的措置をすべて実施する権利を有する。

➤ 検察官

検察官は、特許権侵害が発生した場合、職権により公務を執行する権限を有する。ただし実際には、特許権者が自らの権利を行使するために何らかの措置をとらない限り、検察官が自発的に行動を起こすことは滅多にない。

それゆえ、特許権者その他の権利者は、管轄権を有する検察官に特許侵害に関する告発状を提出することができるので、これを提出すべきである。告発状は国家警察軍（Internal Security Forces；略称 ISF）に移送され、国家警察軍が事件の捜査を行い、押収すべき品があれば押収を行う。

その後、検察官は侵害者を告訴し、事件記録が所轄の刑事裁判所の判事に移送され、公判が行われることになる。刑事訴訟の流れは法に定める手続に従って進行し、最終的には刑事裁判所の判事が判決を言い渡すことになる。

➤ 知的財産庁

知的財産庁の長官も、特許侵害に対して職権により公務を執行する権限を有している。

また、特許権者には知的財産庁に告発状を提出するという選択肢もある。告発 1 件につき、10 万レバノン・ポンド（LBP/100,000/340 円）に 10% の市町村税を加算した手数料がかかる。押収が行われる場合、知的財産庁から派遣された調査官が押収の記録を作成し、侵害者の詳細、押収された物品およびその数量、その他の関連情報が押収記録に記載される。

知的財産庁の調査官が作成した押収記録に従い、特許権者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 税関による押収

税関（Customs Administration）も、職権に基づいて行動し、侵害品を押収する権利を持っている。この権限は、税関が国境において貨物検査を実施する際に行使され、国内においては「税務事後調査・密輸取締班」（Audit and Anti-Smuggling Unit）によって行使される。

税関が模倣品を押収するか疑わしい製品を留置した場合、押収記録の写しが知財庁に交付される。押収記録の写しを知的財産権者に交付するためである。この写しとともに、分析のために押収または留置された商品のサンプルも知的財産権者に提供される。知的財産権者は、提供されたサンプルが真正品か模倣品かを確認する宣誓供述書を知財庁に提出しなければならない。商品が模倣品であった場合、それらの商品は押収され、破棄される、そうでない場合、商品の通関が認められる。

あらゆる権利者は、侵害品を国境で押収するために一方的押収命令（Ex-Parte Seizure Order）の発行を求め、申立書を簡易裁判所の裁判官に提出することができる。

簡易裁判所判事が発行した決定に基づき作成された押収記録に従い、権利者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によ

て生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 取消訴訟

特許の登録が既存の権利を侵害しているか、特許登録の適格性がないと考える第三者は、管轄権を有する第一審裁判所に当該特許に対する取消訴訟を提起し、登録の取消と知財庁の登録簿からの抹消を求めることができる。

裁判所は、侵害に相当する特許の取消に加え、侵害者に対して賠償の支払を命じるとともに、侵害に相当する発明や侵害に使用された装置の押収と、国内の新聞紙上における判決の公開を命じる判決を下すことができる。

3.1.6.3 救済

公開された特許を侵害した者が、自らの行為が侵害に相当することを認識していた場合、その者には500万レバノン・ポンド(LBP/5,000,000/17,000円)以上5千万レバノン・ポンド(LBP/50,000,000/170,000円)以下の罰金および3か月以上3年以下の禁固、または以上のいずれかの刑罰に処される(第42条)。

累犯の場合や、犯人が特許権者と契約関係にあった場合には、これらの刑罰は倍加されるものとする(第44条)。

模倣に関する犯罪を幫助・教唆するか当該犯罪に関与することによって特許を侵害した者に対しても、上記の罰金刑が科される。

犯罪について無罪とされた場合でも、押収命令の発行と侵害品の破棄によって二次的な制裁が科される。この際には侵害品だけでなく特許権者の権利の侵害に使用された物品も押収・破棄される(第48条)。

さらに、特許侵害の被害者となった特許権者の権利を保護するため、裁判所は保全措置を命じることができる。

特許法第46条によれば、裁判所は、特許権者が被った利益の逸失と侵害者が得た利益を比較考量し、特許権者の精神的・物質的損害につき侵害者に賠償の支払を命じることができる

取消訴訟の手續において裁判所は、法により提供される他の救済(侵害品の押収、被害者に対する賠償の言渡し、判決執行の遅延1日ごとに科される強制的な遅延金等)に加えて、侵害に相当する特許の取消を命じることになる。

3.1.6.4 救済の概略と民事・刑事の比較

- 刑事上の救済：禁固/罰金－損害賠償－侵害品の破棄－判決の公開
- 民事上の救済：損害賠償－侵害品の押収・没収・破棄－判決執行の遅延1日ごとに科される強制的な遅延賠償金－判決の公開－侵害に相当する登録の取消

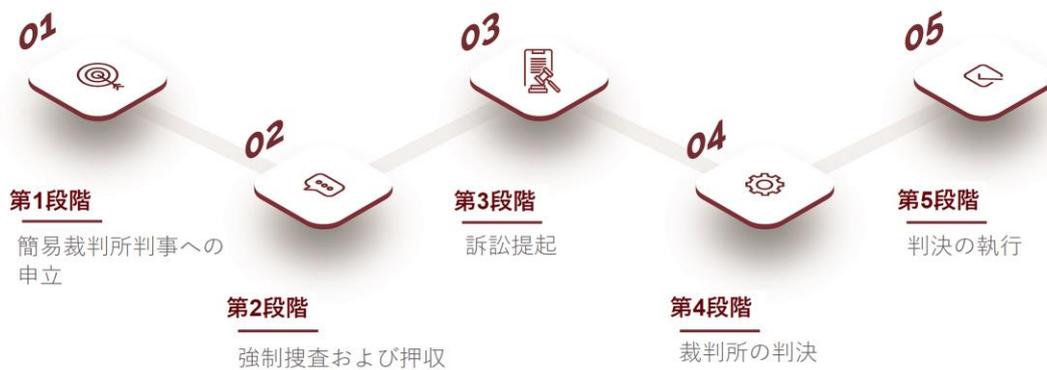
刑事上の救済	民事上の救済
禁固	押収
罰金	没収
損害賠償	損害賠償
侵害品の破棄	侵害品の破棄
判決の公開	判決の公開
	判決執行の遅延 1 日ごとに科される 強制的な遅延賠償金
	侵害に相当する特許の取消

3.1.6.5 法執行プロセスのフローチャート

経済貿易省で行われる知財庁への告発



簡易裁判所判事への申立



検察官への告発



取消訴訟手続



以上の措置および強制捜査は、すべて特許権者の法律上の代理人と執行機関との連携により実施されるのが普通である。

さらに、裁判所の判決を不服とする当事者が控訴や上告を行うこともありうる。

3.2 商標

商標とは、複数の商品、サービスもしくはブランドを互いに区別する手段である。企業、会社または商人は自らのイメージを創り出すために商標を作製する。商標は企業を表す象徴であり、当該企業が提供する商品に表示されるか、当該企業が提供するサービスの宣伝に用いられることになる。ただし、商標には様々な形態があり、様々なカテゴリー/区分に属する商標が作製される。

レバノン国自体が商標を持っていると言える国の一つである。たとえば「Ceder」（レバノン杉）は、この小国の歴史の中で聖書以前の時代にまで遡る国家の象徴であり、古代遺跡バールベックに散在する寺院群も、この小さいながら多様性に富んだ地中海の国家を連想させる象徴的な存在である。

このように国家それ自体が独自の商標を持っていると言える場合、法制度によって商標を保護するという発想がレバノンに存在するのは当然の流れである。この制度に適用される法は、「商工業所有権に関する 1924 年決議第 2385/LR 号」¹⁸である。この決議のうち、商標と工業所有権に関する章は今日でも適用されている。

3.2.1 定義

WIPO が示した定義によれば、商標とは、特定の事業者の商品またはサービスと他の事業者の商品またはサービスとの識別を可能にする標識である。商標は知的財産権により保護される。

1924 年 1 月 17 日付で発行された決議第 2385/LR 号の第 68 条は、商標を以下のように定義している。

「他との識別が可能な様式で書かれた名称、称号、命名、象徴、刻印、文字、浮彫り標章、図画、小挿画および数字や、複数の物品を区別し、商品、工業製品、商業製品、農産物、林産物、鉱業製品の出所、提供元、原産地を明らかに示すことにより消費者、工場所有者および販売業者の便宜を図ることを意図したあらゆる種類の標識は、総じて商工業者の商標と見なされるものとする。

つまり商標とは、特定事業者の製品または特定事業者が提供するサービスを識別させる標章のことである。ただし、商標は多種多様であって、様々なカテゴリーを形成している。

上記の決議に示された定義の中で指摘しておくべき点は、この定義がほとんど 100 年前のものであるにも関わらず、今日の進歩した定義と比べても非常に広範であり、数多くのタイプの商標を含んでいるということである。

3.2.2 要件

レバノンでは、原則としてすべての商標が登録可能である。ただし、自国もしくは外国の国家シンボルが商標に含まれている場合や、革命を扇動するような文言、記号または表象が含まれている場合、商標が公共の秩序または善良の風俗に反している場合はこの限りではない（第 71 条）。

上記の原則にも関わらず、実際には、時代の変遷につれて以下のような登録条件が適用されるようになり、商標登録の拒絶理由となっている。

- 既に登録されている商標に類似している商標は登録できない。
- 登録を求められる名称が、特定の種類の製品を指す一般的もしくは記述的な呼称である場合、その商標は登録できない。
- 商品の出所や性状に関して消費者に誤解を生じさせる恐れのある不実な名称は登録できない（工業製品または化学製品について「天然」という語が使用されている場合等）。

¹⁸ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/7310_8240_8188.pdf

3.2.3 保護期間

商標の保護期間は 15 年（1924 年決議第 2385/LR 号の**第 78 条**）であり、さらに 15 年の期間について更新が可能である。

現在審議中の商標法案が法として採択された場合、商標の保護期間は 10 年に短縮されるという点は指摘しておくべきだろう。

保護期間は、商標の出願料が受領された日から起算される。

3.2.4 出願/登録手続

3.2.4.1 出願の場所

知財庁のポータル（<https://portal.economy.gov.lb/>）を通じてオンラインで願書を提出することにより、商標出願を行うことができる。出願を受けて商標審査官は方式審査を実施し、出願の現状を出願人に通知することになる。オンライン出願とは別に、出願人は紙媒体の願書を知財庁に提出しなければならない。

3.2.4.2 適格性

あらゆる自然人もしくは法人は、レバノン国籍の有無に関わらず、経済貿易省のウェブサイトを通じてオンラインで商標登録を出願することができる。出願人の法律上の代理人はレバノン国民でなければならない。従って、管轄当局に商標出願書類を提出しようとする外国人は、当該出願を代行するレバノン国民の代理人または代行者を任命しなければならない。

3.2.4.3 要件

方式審査を前提として、以下の情報および文書が願書に添えられていなければならない。これらに不備がある場合、その出願は無効と見なされる（（1924 年決議第 2385/LR 号の**第 79 条**））。

- 出願人の名称、住所および国籍。
- 委任状（PoA）の原本の写し。委任状がレバノン国内で作成される場合、公証人によって認証されるものとする。ただし、出願人が外国人であり、委任状がレバノン国外で作成される場合には、公証人による認証に加えて出願人の本国のレバノン大使館において大使館領事認証を受けることを要する。
- 商標の図案の写し 3 通（色とサイズが登録の対象となる場合には色とサイズを指定）。
- 出願人が営んでいる事業もしくは産業の種別。
- 商標の簡潔な説明。
- 商標のネガ（Cliché）。
- 出願の対象となる商品/サービスのリストおよび当該商品/サービスに係る区分。
- 優先権を主張する場合には優先権書類の原本の写し。

レバノンは現在「ニース分類システム」（Nice Classification System）の第 11 版を適用している。

レバノンが一出願多区分制を採用していることは指摘しておくべきであろう。それゆえ、1 件の商標出願によって複数の区分を指定することができる。ただし、1 区分が追加されるごとに追加の登録料が徴収される。

パリ条約に基づく優先権を主張する場合、優先権の主張は外国での登録から 6 か月以内に行わなければならない。また、当該商標について外国で交付された出願証明書の写しか、展示会および見本市の受付内諾証明書の写しを、出願の際に併せて提出することを要する。優先権書類を出願後に提出することは可能であり、出願日から 2 か月以内であれば優先権書類の提出が認められる。登録日は登録料が支払われた日となり、上に掲げた文書の提出については出願人に一定の猶予期間が与えられる。

3.2.4.4 審査

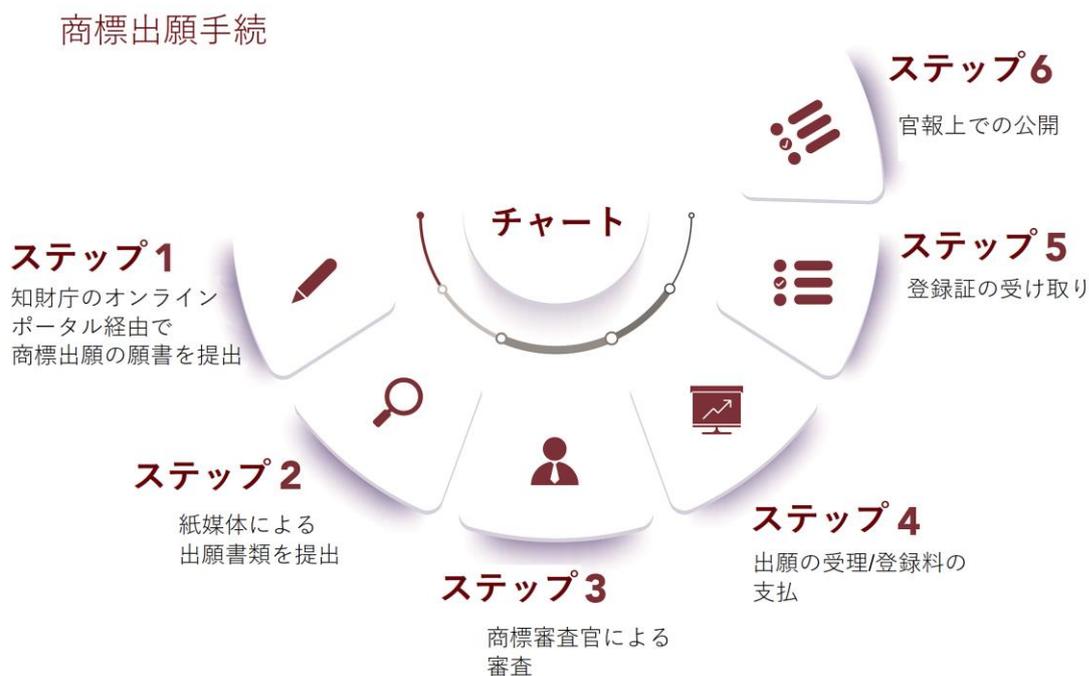
前述したように、出願書類が提出されると、その出願は経済貿易省知的財産庁によって審査されることになる。審査は幾つかの基準（公序良俗違反がないこと、先行する権利が存在しないこと、同一もしくは類似の区分に紛らわしい商標もしくは同一の商標が登録されているか否か等）に基づいて行われ、さらに出願商標が自国もしくは外国の国家の紋章に関係していないことが確認される。

出願人が外国人である場合、その者がボイコット事務局 (Boycott Office) のブラックリストに入っていないことを確認するため、出願審査の前にボイコット事務局から認可を受ける必要がある。出願が受理された時点で登録が完了するのが普通であり、登録証は登録日から 2 週間程度で発行される。

3.2.4.5 登録手続全体に要する期間

登録手続をすべて完了するためには 1 か月程度の時間を要する。

以下のチャートは出願プロセスの詳細を示したものである。



3.2.5 登録後

3.2.5.1 登録料

出願が審査され、受理されると、以下の料金の支払を条件として商標出願は完了する。料金の内訳を以下に示す。

説明	金額 (レバノン・ポンド/円)
登録料 (最初の 1 区分)	LBP/250,000/ +10%の市町村税 (850 円)
登録料 (追加 1 区分ごと)	LBP/250,000/ +10%の市町村税 (850 円)
公開料	LBP/15,000/ (1 行(6 語)ごとに計算) (51 円)
商標公開料 (モノクロ)	LBP/216,000/ (735 円)
ロゴ公開料 (カラー)	LBP/864,000/ (2940 円)
登録証に貼付される印紙の印紙税	LBP/100,000/ (340 円)

以上の料金はレバノン・ポンドの為替レートの変動や公式レートと闇レートの差額に従って常に変動している。

3.2.5.2 商標権者の権利

前提として、商標権者は自らの商標を最初に使用した時点から当該商標に対する権利を取得する。登録は権利の宣言であって、登録によって権利が発生するわけではない。登録によって、商標権者は第三者に対抗して自らの権利を主張することが可能になる。

登録に基づく保護は、管轄当局に自らの商標を適正に登録した商標権者に対し、商標を排他的に利用し、その使用を排他的に享受する権利を与える。それにより商標権者は、他人が商標権者の商標と同一または類似の標識を商標権者に帰属する製品と類似する商品につき制作、表示もしくは使用するのを妨げることができる。さらに、第三者が欺罔の意図を持って偽造された商標または真正な商標と紛らわしい商標を表示した商品の輸出入、販売もしくは販売申し出を行うことを阻止する権利が商標権者に与えられる。

それゆえ、商標権者の真正な商標またはこれと紛らわしい別の商標を第三者が使用した場合、商標権者は特定の措置をとらなければならない。

たとえば、商標権者は、警告状を侵害者宛に送付することにより権利侵害について侵害者に告知し、商標権に抵触する商標の使用を停止するよう要請することができる。

いずれにせよ、侵害が発生した場合、侵害の被害者は、侵害商標が表示された商品の捜査と押収を指示する公式な命令の発行を裁判所に求めることができる。この命令により、そのような商品は市場の流通から排除されるか破棄されることになる。

3.2.5.3 有効な登録に関係する料金

出願書類に貼付される印紙の印紙税を除き、他のすべての料金（登録料、公開料、登録証に貼付される印紙の印紙税を含む）は、出願が受理された時点で支払われる。これらについては、上の **3.2.5.1 の項目**を参照されたい。

3.2.5.4 使用許諾

さらに、登録商標の権利者は、自らの商標の使用を第三者に許諾し、独占的または非独占的な使用/利用（使用権）に関するライセンス契約を締結する権利を有する。その場合も、別段の書面による合意がない限り、商標権者は当該商標の使用権を引き続き保有する。

こうしたライセンス契約では対価として使用料の支払を求めることも可能であり、ライセンス契約を経済貿易省知的財産庁に登録することもできる。

ライセンス契約においては、商標権者の商標の使用権とその価値を保証するため、商標権者は使用権者（ライセンシー）による商標の使用を管理する権利を留保する。

このような運用は、フランチャイズ契約その他の類似の契約にも広く見受けられる。

ライセンス契約書を知財庁に提出する際には、以下の文書を同時に提出しなければならない。

- 使用権者が発行した委任状（適正に公証・認証されたもの）
- ライセンス契約の調印が外国で行われた場合、商標権者の本国のレバノン領事官による適正な領事認証を要する。

上記のプロセスを進めるためには、以下の料金の支払が求められる。料金の内訳は以下のようになっている。

説明	金額（レバノン・ポンド/円）
商標ライセンス契約登録に伴う公定料金	LBP/90,000/ +10%の市町村税 (306 円)
公開料	LBP/15,000/（1行(6語)ごとに計算）(51 円)
印紙税	ライセンス契約の価額の 4/1000
実施許諾の登録が2か月遅れるごとに支払われる遅延賠償金	LBP/50,000/ (170 円)

所定の料金を支払った後、ライセンス契約の登録を確認する公式な言明書が使用権者に交付されるものとする。

3.2.5.5 登録の更新

商標登録は、最初の登録日から起算して15年ごとに更新することができる。商標の実際の使用は登録の出願や更新の要件ではないという点は指摘しておくべきであろう。

登録の失効日から3か月の猶予期間が設けられており、その期間内であれば失効後の更新申請が可能であり、遅延賠償金の支払は要求されない。

商標更新の費用は、上に詳述した商標登録出願の費用と同じである。更新の際に提出が要求される文書は、公証人により適正に認証された委任状である。レバノン国外で作成された委任状については、公証人による認証に加えて適正な領事認証が必要となる。さらに、登録証の写しもしくは官報に掲載された登録公開記事の写しの提出も要求されるだろう。

商標の更新を完了するまでに発生する費用の内訳は以下の通りである。

説明	金額（レバノン・ポンド/円）
登録料（最初の 1 区分）	LBP/250,000/ +10%の市町村税 (850 円)
登録料（追加 1 区分ごと）	LBP/250,000/ +10%の市町村税 (850 円)
公開料	LBP/15,000/（1 行(6 語)ごとに計算）(51 円)
商標公開料（モノクロ）	LBP/216,000/ (735 円)
ロゴ公開料（カラー）	LBP/864,000/ (2940 円)
登録証に貼付される印紙の印紙税	LBP/100,000/ (340 円)

3.2.6 権利の行使

3.2.6.1 法執行機関

法執行機関となるのは司法機関および/または行政機関である。司法機関が執行機関となる場合、簡易裁判所裁判官 (Judge of Summary Matters)、検察官 (Public Prosecutor)、刑事裁判所判事 (Criminal Judge) および捜査判事 (Investigative Judge) が法執行活動を行う。さらに、行政機関の中で商標権に関わる法執行を担当するのは知財庁と税関である。

3.2.6.2 知的財産保護に関係する司法制度および裁判所

前述したように、レバノンには、知的財産事案に特化した知的財産裁判所は存在しない。それゆえ、商標権関連の知的財産訴訟は司法裁判所に提起されることになる。訴訟を扱うのが刑事裁判所になるか民事/商事裁判所になるかは、それぞれの事案の基準に従って判断される。

レバノンの司法制度については、本書の **3.1.6.2 項**を参照することができる。

1924 年決議第 2385/LR 号に従い、商標権を保護・行使するために、以下に示すような幾つかの行政手続および司法手続を利用することができる。

➤ 簡易裁判所裁判官への申立

1924 年決議第 2385/LR 号は、差し迫った商標侵害が疑われる場合につき、侵害を防ぐために必要な予防的措置をすべて講じる権利を商標権者に与えている。

このため、簡易裁判所の裁判官は、侵害が予想される商標権の保護を保証するために法により許容されたすべての判決を下すことができるだけでなく、自らが言い渡した判決を執行するために強制的な措置を課すことができる。

この手順に従う場合、差し迫った侵害を阻止もしくは制止するため、管轄権を有する簡易裁判所の裁判官に対して、一方的押収命令 (Ex-Parte Seizure Order) の発行を求める申立を行わなければならない。一方的命令の執行後は、裁判所書記によって、命令の執行が記録された日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所 (民事裁判所もしくは刑事裁判所) に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は一方的命令の無効事由となる。

さらに、管轄権を有する第一審裁判所の署長または検察官は、上記の予防的措置をすべて実施する権利を有する。

➤ 検察官

検察官は、商標権の侵害が発生した場合、職権により公務を執行する権限を有する。

特許の場合と同様、商標権についても、商標権者自身が商標に関する自らの権利を行使すべきであると言わねばならない。検察官が自発的に行動を起こすことは稀だからである。

加えて、商標権者は管轄権を有する検察官に商標侵害に関する告発状を提出することができる。提出された告発状は、国家警察軍（Internal Security Forces；略称 ISF）の一部署である「金融犯罪・マネーロンダリング取締班」（Financial Crime and Anti-Money Laundering Unit）または「サイバー犯罪・著作権班」（Cybercrime and Copyright Unit）に移送され、これらの部署が事件の捜査を行い、押収すべき品があれば押収を行う。

その後、検察官は侵害者を告訴し、事件記録が所轄の刑事裁判所の判事に移送され、公判が行われることになる。刑事訴訟の流れは法に定める手続に従って進行し、最終的には刑事裁判所の判事が判決を言い渡すことになる。

➤ 知的財産庁

知的財産庁の長官も、商標侵害に対して職権により公務を執行する権限を有している。

また、商標権者には知的財産庁に告発状を提出するという選択肢もある。

告発 1 件につき、10 万レバノン・ポンド（LBP/100,000/340 円）に 10%の市町村税を加算した手数料がかかる。

押収が行われる場合、知的財産庁から派遣された調査官が押収の記録を作成し、侵害者の詳細、押収された物品およびその数量、その他の関連情報が押収記録に記載される。

知的財産庁の調査官が作成した押収記録に従い、商標権者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償および押収品の破棄を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 税関による押収

税関（Customs Administration）も、職権に基づいて行動し、侵害品を押収する権利を持っている。この権限は、税関が国境において貨物検査を実施する際に行使され、国内においては「税務事後調査・密輸取締班」（Audit and Anti-Smuggling Unit）によって行使される。

税関が模倣品を押収するか疑わしい製品を留置した場合、押収記録の写しが知財庁に交付される。押収記録の写しを知的財産権者に交付するためである。この写しとともに、分析のために押収または留置された商品のサンプルも知的財産権者に提供される。知的財産権者は、提供されたサンプルが真正

品か模倣品かを確認する宣誓供述書を知財庁に提出しなければならない。商品が模倣品であった場合、それらの商品は押収され、破棄される。そうでない場合、商品の通関が認められる。

また、商標権者は、侵害品を国境で押収するために一方的押収命令（Ex-Parte Seizure Order）の発行を求める申立書を簡易裁判所の裁判官に提出することができる。

簡易裁判所判事が発行した決定に基づき作成された押収記録に従い、権利者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 取消訴訟

商標の登録が既存の権利を侵害しているか、商標登録の適格性がないと考える第三者は、管轄権を有する第一審裁判所に当該特許に対する取消訴訟を提起し、登録の取消と知財庁の登録簿からの抹消を求めることができる。

登録商標の取消が認められる場合を定めた規定は、商標法には存在しない。だが、実際問題としては、以下のようなケースでは取消が認められる可能性がある。

1. 問題の商標が適正に登録された先行商標または周知商標と同一であるか、混同を惹起する程度に類似している場合
2. 問題の商標が記述的もしくは一般的なものであって、商標としての保護を受ける資格がない場合
3. 問題の商標が第三者の著作権もしくは工業意匠権の侵害に相当する場合

裁判所は、侵害に相当する商標の取消に加え、侵害者に対して賠償の支払を命じるとともに、侵害に相当する発明や侵害に使用された装置の押収と、国内の新聞紙上における判決の公開を命じる判決を下すことができる。

MEPTICO 対 Orion Corporation の訴訟では、原告の MEPTICO が「カスタード」を意味するアラビア語から成る Orion Corporation の商標の取消を求めた。「カスタード」という一般的な用語の登録は MEPTICO が製造しているカスタード製品に害を及ぼす、と裁判所は認定し、アラビア語で「カスタード」と書かれた商標の登録を取り消した。この訴訟では「カスタード」という語が一般的な用語と見なされ、記述的ないし一般的な商標の取消を求める権利が確認された。

（山岳レバノン県第一審裁判所一判決第 4 号（2017 年 1 月 31 日発行）－非公開判決）

3.2.6.3 救済

1924 年決議第 2385/LR 号およびレバノン刑法（1943 年法律第 340 号）¹⁹ は、商標に関する法規に違反する行為に対する制裁を規定している。

¹⁹ https://sherloc.unodc.org/cld/uploads/res/document/lebanon-penal-code.html/Lebanon_Penal_Code_1943.pdf

➤ **1924 年決議第 2385/LR 号に基づく制裁**

商標権者は、侵害または模倣に対して自らの権利の保護を求める権利を有する（**第 105 条および 106 条**）。

レバノン商標法（前記決議の一部の規定）の**第 105 条**は、以下に該当する者は商標侵害に問われると規定している。

- 未登録商標を登録商標であると明示した者（明示の態様や方法は問わない）；
- 商標権利者の許可なく登録商標を故意に模倣または使用した者。公衆に誤認を生じさせるような「～風」、「～式」といった表現（kind、type、style、imitation 等）が商標に併記されていた場合も同様である）；
- 他人に帰属する商標を自らの商品または製品に表示した者；
- 偽造された商標または本来の商標の詐欺的な模倣を表示した製品を故意に販売するか、そのような製品の販売申し出を行った者；
- 購買者が特定の商標に依拠して要求した製品とは異なる製品を引き渡した者；

以上の行為をなした者は、所定の罰金および 3 か月以上 3 年以下の禁固または以上の刑罰のいずれか一方を科されるものとする。

さらに、商標法の**第 106 条**は、商標の模倣について有責とされる者を以下のように規定している。

- 公衆を欺罔する意図から、商標の偽造には相当しない詐欺的な模倣を作製した者、または商標の詐欺的な模倣を使用した者；
- 要求された製品の性状について公衆に誤認を生じさせるために、当該製品の性状に関する詐欺的な表示を含む商標を使用した者；
- 製品の性状に関して公衆に誤認を生じさせる目的で、商標の詐欺的な模倣を表示した製品もしくは詐欺的な表示を付した製品を故意に販売するか、そのような製品の販売申し出を行った者；

以上の行為をなした者は、所定の罰金および 2 か月以上 2 年以下の禁固または以上の刑罰のいずれか一方を科されるものとする。

侵害もしくは模倣が存在するか否かの判断は、商標法**第 107 条**の以下の規定に従って、裁判所の裁量に委ねられている。

「消費者を欺罔することを意図された複製品もしくは模倣品を評価するにあたり、裁判所は、消費者の視点に立って当該製品を目視し、かつ、真正な商標と係争の対象となった商標の細部の違いではなく全体的な類似性を考慮して、評価を行うものとする」。

侵害者に対しては、裁判所の判断に従って罰金刑もしくは禁錮刑、またはその両方の刑罰が科されることになる。

さらに、商号の侵害についても商標の侵害と同様、罰金刑もしくは禁錮刑、またはその両方の刑罰が科される。

判例法は、1924年決議第2385号107条に規定された原則を採用してきた。この原則は、欺罔の意図による模倣もしくは複製を考量するにあたり、裁判所は消費者の視点に立って、真正な商標と係争の対象となった商標の間に存在する要素の差異に拘泥することなく全体的な類似性に基づいて評価を下すべきだと規定している。

ただし、上記の違法行為が繰り返された場合、上記の各条に規定された上限額以上かつ上限額の2倍以下の罰金が科され、違反者は例外なく2か月以上5年以下の禁固刑に処される（第109条）。

侵害者に対しては、上記の制裁以外の制裁も課される。商業会議所、業界団体、企業連合、協同組合の会員資格の喪失や、公職全般に関する立候補資格の喪失などである。

さらに、侵害者が犯罪について無罪を宣告された場合でも、権利者に損害を生じさせた商品は、法に従って押収され、破棄されることになる。

裁判所は侵害者に対し、商標権者が被った精神的・物質的損害に対する公正な損害賠償の支払を命じる。被告が無罪と見なされた場合にも前記の損害賠償が課されることがありうる、という点は指摘しておくべきであろう。

➤ 刑法に基づく制裁

レバノン刑法によれば、制裁の適用を求めるために必須とされる要件は、侵害行為をなした者がその行為を実行した時点で自らの行為が侵害に相当すると認識していたという事実を立証することである。

刑法第702条は、以下に該当する者に対し、10万レバノン・ポンド（340円）以上100万レバノン・ポンド（3400円）以下の罰金および3か月以上3年以下の禁固、または以上のいずれかの刑罰を科している。

- 商標権者の許諾なく、登録商標を故意に模倣するか、または購買者を欺くような方法で登録商標を使用した者
- 自らの製品または自らが販売しているブランドに他人に帰属する商標を表示した者
- 模倣商標もしくは真正な商標と紛らわしい商標を詐欺的な態様で表示した製品を故意に販売するか、そのような製品の販売申し出を行った者（703条）
- 購買者が特定の商標に依拠して要求した製品とは異なる製品を引き渡した者

裁判官は、消費者の視点に立って複製品もしくは模倣品を目視することにより、詐欺の意図の有無を評価することになる。

裁判官は、真正な商標と問題の訴訟の対象となった商標との細部の際に注目するのではなく、それらの全体的な類似性を考量しなければならない。

➤ 不正競争行為に対する制裁

1924年決議第2385/LR号の第97条および98条の規定によれば、によれば、不正競争行為の構成要件が満たされている場合、他の処罰に加えて刑法（1943年3月1日付法令第340号）第714条に定める

不正競争行為についても侵害者を告発することが可能である。その場合、10万レバノン・ポンド（340円）以上50万レバノン・ポンド（1700円）以下の罰金が科される。

刑法第714条は以下のように規定している：「詐欺的な手段、虚偽の主張もしくは悪意の示唆により他人の顧客を誘導して自らの顧客に転じさせた者は、それにより不当な不利益を被った者の告発に基づき、10万レバノン・ポンド以上50万レバノン・ポンド以下の罰金刑に処す」と規定している。

この犯罪は未遂犯に対しても刑罰が科される。

1924年決議第2385/LR号の第97条は以下のように規定している。

「以下の行為は違法な競争行為と見なされるものとする：

- 1- 本決議の第6部に規定された罰則の適用を可能にする条件が欠けているが本決議に違反する行為。
- 2- 裁判所が違法な競争行為とみなし、違法な競争行為であるとの判断を示す可能性がある行為」

1924年決議第2385/LR号の第98条は以下のように規定している。

「違法な競争行為は、当該競争行為もしくは有害な行為の停止を求める訴によらない限り、これを提訴しえない。さらに、営業の休止および損害について請求を提起することができる。ただし、そのような行為が刑法もしくは本決議により処罰される違法行為と見なされない状況が存在する場合はこの限りではない。」

3.2.6.4 救済の概略と民事・刑事の比較

- 刑事上の救済：禁固/罰金－損害賠償－侵害品の破棄－判決の公開
- 民事上の救済：損害賠償－侵害品の押収、没収および破棄－判決執行の遅延1日ごとに科される強制的な遅延賠償金－判決の公開－侵害に相当する登録の取消

刑事上の救済	民事上の救済
禁固	押収
罰金	没収
損害賠償	損害賠償
侵害品の破棄	侵害品の破棄
判決の公開	判決の公開
	判決執行の遅延1日ごとに科される 強制的な遅延賠償金
	侵害に相当する商標の取消

3.2.6.5 法執行プロセスのフローチャート

経済貿易省で行われる知財庁への告発



簡易裁判所判事への申立



検察官への告発



取消訴訟手続



3.3 著作権

著作権とは、文学的・芸術的著作物を保護するために著作物の創作者に与えられる様々な権利である。著作物が著作権法に基づく保護を享受するためには、人間の精神が生み出した創作物であって創作者個人の人間性を反映していなければならない。この条件は、現代の人工知能やロボット工学の進歩によって疑問視されることになるかもしれない。

著作物の創作者は、自らの創作活動の成果に関して排他的な権利を得ることになる。

文学的著作物か芸術的著作物かを問わず、著作物の創作者は、単に自らが当該著作物を検索したという事実のみによって当該著作物に対する所有権を与えられ、それとは別に、レバノンの 1990 年法律第 75 号（著作権法）により規定される一連の経済的権利および人格権を賦与される。²⁰

3.3.1 定義

レバノンの 1999 年法律第 75 号の第 1 条は同法の中で使用されている用語の定義を示しているが、その冒頭には、直接に、または著作物の種類に応じた適切な手段を通じて、著作物を実演し、演奏し、朗読し、口述し、演技し、演舞し、放送することができるという記述がある。

これに続く著作権法の第 2 条は、同法に基づく保護の対象となる「著作物」(works)の定義を示している。同条の最初の部分は、人間の精神が生み出した創作物が記述であるか、視覚的な表現であるか、彫刻であるかに関わらず、書面と口頭のいずれにより表現されるかを問わず、その価値、重要性もしくは目的に関わらず、また、その表現の方法もしくは形態に関わらず、すべての創作物に保護が与えられる、と述べている。

保護対象となる著作物のリストを以下に示しておく。

²⁰ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/4600_3516_9524.pdf

- 書籍、記録、パンフレット、新聞、出版物その他の文学的・芸術的・科学的な著作物全般；
- 講演、演説その他の口述著作物；
- 視聴覚著作物および写真；
- 音楽著作物（歌詞の有無を問わない）；
- 演劇著作物および音楽劇；
- 動作もしくは技術的なステップと身振りにより実演される演技；
- 絵画、彫刻、版画、装飾、織物および石版画；
- 建築図面および建築描画；
- あらゆる言語で書かれたコンピュータプログラム（準備段階の構想資料を含む）；
- 地図、設計図、平面図、地理学・地形学・工学・科学に関する図面等の制作物；
- あらゆる種類の造形芸術作品（産業利用の意図の有無を問わない）

さらに、一定の関連著作物にも保護が与えられる。関連著作物とは何らかの原著物に依拠している著作物であり、著作物の翻訳や編集などがこれに該当する。関連著作物の創出に革新的な要素が含まれている場合、それらは保護を受けることができる。

以上の掲げた著作物は、それらの価値、利点、目的に関わらず、表現の態様、表現形態、想定される読者・観衆・聴衆等の層に関わらず、すべて保護の対象となる。このような原則が生まれた背景には、芸術作品の価値評価は主観的なものであって様々な見方がありうるという考え方がある。同様に、著作権侵害の主張に根拠があるか否かを判断する際にも著作物の価値は無関係であり、侵害の有無は裁判官の裁量権に従って判定される。

▶ 原著物

第2条の最初の段落は以下のように規定している：「本法は、文芸、絵画、彫刻のいずれに属するかに関わらず、書面と口頭のいずれにより表現されるかに関わらず、その価値、重要性、目的の如何に関わらず、表現の態様もしくは形式に関わらず、人間精神が生み出した産物すべてを保護するものである。」

▶ 二次的著作物

二次的著作物（Derivative Works）とは、既存の一ないし複数の著作物に基づく著作物である。原著物（Original Works）から一ないし複数の要素が抽出され、改変された結果として、第2の創作者の個性が刻印された新たな著作物が創作されることになる。二次的著作物の創作によって原著物が享受している保護が失われることはない、という点は、指摘しておくべきであろう。さらに、二次的著作物を創作しようとする者は原著物の著作権者の使用許諾を得なければならず、原著物の著作権者は前記の許諾を保留する絶対的な権利を有している。原著物の使用が許諾されると、二次的著作物が成立する。二次的著作物は保護に値する新規の著作物と見なされる。既存の著作物が既に公共の財産の一部となっている場合、二次的著作物の創作に特段の許可は必要とされない。

WIPO の定義によれば二次的著作物とは、既存の著作物の翻訳、翻案、編曲、その他以上に類する改変であって、既存の著作物に関する著作権を妨げないものである。

また、レバノンの著作権法である「文学的・芸術的財産の保護に関する法律」(Law on Literary and Artistic Property) の第 3 条は二次的著作物を以下のように定義し、そのような著作物に保護を与えている：「翻訳、翻案、変形および編曲ならびに文学的・芸術的著作物の収集およびデータの編集（機械読み取り可能な形式かその他の形式かを問わない）」。第 3 条の規定は、**著作権者の許可という要件**を明示的に課している。

データ編集物の例として最適なものは、参照判例として使用された判決にタイトルをつけて編纂した編集物である。裁判所の判決は公衆が自由に利用できるものであるため、個々の判決のコンテキストは保護の対象ではない。だが、編集物の表現形態、より厳密に言えば判例にタイトルをつけて編集する際に使用されたフォーマットは、著作権法に基づく保護の対象となる。

レバノンの裁判官たちは、判断の裏付けとして明確な説明が要求される場合にしばしばフランスの判決に言及しているが、フランスの最高司法機関である破棄院 (Court of Cassation) は、原著物から派生した翻訳作品は、翻訳者の個性が反映されている場合には常に著作権保護の対象となりうると判示している。

➤ 保護の適用除外となる著作物

1999 年法律第 75 号 (著作権法) の第 4 条は、公益および情報アクセス権を理由とする著作権保護の適用除外を定めている。従って、適用除外に該当する著作物は著作権法による保護を受けることなく公共の財産となり、公衆はそれらの著作物を自由に利用できることになる。

以下のリストは、著作権保護の適用除外となる著作物を列挙したものである。

- 日々のニュース報道
- すべての公的機関が発行した法、政令、法令および決定、ならびにそれらの公式な翻訳；
- あらゆる種類の判決およびそれらの公式な翻訳；
- 公的な集会および会合で行われた演説。演説や講演の原稿を作成した著作者は、それらの演説および講演の収集と出版について独占的な権利を享受する。
- 着想、データおよび抽象的な科学的事実；
- あらゆる種類の芸術的なフォークロア著作物。ただし、フォークロアに触発された著作物は保護の対象となる。

➤ 個人著作物および共同著作物・集合著作物

レバノン特許法は、著作物は個人の活動の成果であってもよく、共同の活動もしくは団体による活動の成果であっても良いと認めている。それぞれの著作物について与えられる保護と著作権が認められる経緯は、ここで確認しておく価値がある。

- **個人著作物および注文・委託により制作される著作物**

個人著作物（Individual Work）とは、一人の人間が他人の協力や寄与に頼ることなく制作した著作物である。

ただし、個人の著作物の中には特別な注文や業務上の委託の結果として制作されるものもある。

- **職務著作物**

雇用主と雇用契約を結んでいる従業員が、自らの職務を遂行する過程で、文学的・芸術的・音楽的な著作物を創作することがある。この場合、従業員は給与の対価として雇用主に対する自らの契約義務を履行しているのであり、雇用主の指示に従って創作活動を行っている。そのような著作物の著作権は雇用主に帰属することになる。

- **独立請負人**

独立請負人（Independent Contractor）とは、注文者（自然人もしくは法人）に代わって注文者の費用負担により特定の業務を完了させるために雇われる業者である。両者の関係は契約によって構築されるものであるが、その関係の性質は雇用主と従業員の間には構築される関係とは異なっている。独立請負人は従業員とは異なり契約の相手方（注文者）と経済的・社会的に関係していないという点で、請負契約は雇用契約とは異なる。それゆえ、独立請負人に委託された著作物は同人の所有財産となるのが普通であり、当該著作物に関連する著作権も同様に請負人の財産となる。独立請負人が創作する著作物の完成後に当該著作物の著作権を取得することを注文者が希望する場合、その旨の条件を請負契約書の中に明記することを要する。

- **共同著作物**

「文学的・芸術的財産の保護に関する法律」（1999年法律第75号）の**第6条**によれば、共同著作物（Joint Works）とは、共同で単一の著作物の創作に従事する複数の著作者による協働の成果である。この場合、共同著作者は著作物の創作に関する構想を共有し、著作物には共同著作者全員の名が表示される。共同著作物の要件として、共同著作者による協働が実際に行われなければならない。また、著作物は著作者らの共同の活動と共通の構想の成果でなければならない。たとえば漫画は、原作者と漫画家の協働によって成立するものである。

共同著作物の場合、著作物に寄与した者全員が著作権を共有することになる。ただし、それぞれの著作者の貢献度を明確にするため、個々の著作者の著作権持分に貢献度を反映させることができ、共同著作者はそれぞれ自らの寄与部分について著作者となる。とはいえ、共同著作者の間で書面により別段の合意が交わされた場合を除き、共同著作者は他の著作者の同意を得ない限り権利を行使することができない。

辞書の原稿の加筆修正を行った者など、創作物に関する権利が与えられることを前提として創作物に寄与した者についても、共同著作者としての地位が認められる。

▪ 集合著作物

集合著作物（Collective Works）とは、発案に基づいて制作された著作物である。発案者（initiator）となるのは自然人もしくは法人であり、共同著作者以外の第三者であってもよい（制作に指示を与える者が法人である場合）。ただし、集合著作物を構成する個々の要素の著作者となりうる者は自然人のみである。集合著作物は複数の人々によって創作され、それらの者の活動を結合することによって、結果的に単一の著作物が成立する。

集合著作物の発案者と認められるためには、その者が自らの指示の下で行われる著作物の創作に明白かつ効果的な方法で関与していなければならない。単に指示を提供しただけでは十分ではない。発案者は創作物の内容を監督し、その成立過程を管理し、個々の協力者による様々な寄与を調整することになる。さらに、創作物が発案者のために制作・公開されていない場合、その創作物は集合著作物とは見なされない。発案者は、当該著作物の利用に伴う費用負担および危険負担をすべて引き受ける。

集合著作物の例：新聞、雑誌、百科事典。出版社が刊行する書籍。

集合著作物の特殊なタイプとして、映画などの視聴覚著作物がある。映画は以下のような要素の組み合わせである。

- ストーリー
- シナリオ
- スクリプト
- 背景美術
- 楽曲
- 映像制作

以上の要素を例に挙げれば、それぞれの要素は独立した著作物であって創作者または著作者によって制作される。それらの要素がすべて一体化して、最終的な1個の著作物となる視聴覚著作物が誕生する。とはいえ、レバノン特許法には以下のような明示規定が存在する：「視聴覚著作物の場合、別段の合意が存在しない限り、制作者が著作者としての権利を有するものと見なされる」

3.3.2 要件

「著作者」として認められるか否かは事実問題である。単に「創作」という行為のみによって、著作者としての法的承認が与えられる。ただし、第三者に対抗して著作権を主張することを可能にするため、著作者は自らの権利を登録しておくことが望ましい。

文学的・芸術的著作物が保護を享受するためには、法その他により定められたいくつかの条件を満たしていなければならない。以下に示す著作権保護の要件は、法理や判例法によっても確認されている。

- 保護に値する知的活動を実行した一ないし複数の自然人が存在すること。この要件は、レバノンの著作権法である「文学的・芸術的財産の保護に関する法律」の**第5条**に由来するものである。
- 創造的かつ革新的な著作物が存在すること。

- 「文学的・芸術的財産の保護に関する法律」の**第2条**には、人間精神の産物はすべて、その価値、重要性、目的、表現方法に関わらず法的に保護されるという考え方が示されているが、法理や判例法の考え方では、創作者の作品に含まれる革新的要素が立証されることが著作権保護の条件となるとされている。
- 著作物が著作権法**第4条**に定義された著作物に該当しない場合、それらは保護の適用除外とされる。

形式的な要件について言えば、芸術的・文学的著作物に対する法的保護の付与に関して、法により課される形式的手続は存在しない。

著作権法第5条は以下のように規定している：「芸術的または文学的な著作物著作者は、当該著作物を検索した結果として、自らの著作物に対する絶対的所有権を取得し、何らかの形式的要件に従う義務を負うことなく、自らのすべての権利を留保するものとする。」

さらに、レバノンが締約国となっている文学的・芸術的著作物の保護に関する**ベルヌ条約の第5条2項**には、「これらの権利の享有および行使には、いかなる方式の履行も必要とされない...」という規定がある。

3.3.3 保護期間

著作権の保護期間を明らかにする前に、人格権は永久的なものであって著作者の死去によって消滅することはないという点を指摘しておくべきであろう。従って、保護期間は経済的権利のみに関わることになる。

保護期間は著作物の種類によって異なる。

▪ 個人著作物

個人著作物の著作者もしくは著作権者は、自らの生存期間および死後**50年間**（この期間は著作者が死亡した年の末日から起算される）にわたり、自らの著作物を（あらゆる表現形態において）排他的に利用する権利を享受する（著作権法**第49条**）。

▪ 共同著作物、集合著作物および視聴覚著作物

共同著作物の場合、保護期間は共同著作者の生存期間および最後の共同著作者の死後**50年間**（この期間は著作者が死亡した年の末日から起算される）となる。共同著作者の一人が相続人を残さずに死亡した場合、その者の持分は他の著作者またはその相続人に譲渡されるものとする。ただし、共同著作者間の関係に適用される契約に別段の規定がある場合はこの限りではない。

集合著作物および視聴覚著作物の場合、保護期間は当該著作物が公開された年の末日から起算して**50年**、または（著作物が公開されなかった場合には）当該著作物の制作から**50年**（著作物の制作が完了した年の末日から起算される）となる。

無名もしくは変名で発表された著作物の場合、当該著作物が合法的に公表されてから 50 年後に保護期間が満了する。

ただし、著作者が変名を採用しているが著作者の身元については疑問の余地がない場合や、当該著作物が合法的に公表された年の末日から起算して 50 年の期間が満了する前に無名もしくは変名で作品を発表した著作者の身元が開示された場合、著作権法第 49 条の規定が適用されるものとする。著作者の死後に公表された著作物や法人の名義で公表された著作物の場合、保護期間は、当該著作物が公表された年の末日から起算して 50 年となる。

以下の表は、様々な著作物の保護期間をまとめたものである。

著作物の種類	保護期間
個人著作物	著作者の死後 50 年
共同著作物	最後の共同著作者の死後 50 年
集合著作物または視聴覚著作物	著作物の公開または著作物の制作がなされた年から 50 年
無名または変名で公表された著作物	著作物が合法的に公表されてから 50 年
死後に公表された著作物 または法人の名義で公表された著作物	著作物が公表された年から 50 年

3.3.4 申請/登録手続

3.3.4.1 申請の場所

著作権登録の申請書は、著作者本人または同人の法律上の代理人によって、経済貿易省（MoET）において知的財産庁長官宛に提出されなければならない。

3.3.4.2 適格性

著作者は自然人であっても法人であってもよく、レバノン国民であっても外国人であってもよい、という点は指摘しておくべきだろう。申請人の法律上の代理人はレバノン国民でなければならない。従って、管轄当局に著作権登録の申請書を提出しようとする外国人は、当該出願を代行するレバノン国民の代理人または代行者を任命しなければならない。

3.3.4.3 要件

著作権の登録は義務ではないが、レバノン経済貿易省知的財産保護庁に著作物を登録しておくことが望ましい。登録が存在すれば、登録人が登録された著作物の所有者であるとの推定が働くからである。

登録は、著作権者または正当な権限を有する同人の代理人が申請書を提出することによって成立する。著作権法第 77 条によれば、申請書には以下の情報が記載されていなければならない。

- 公証人によって適正に認証された委任状。委任状がレバノン国外で作成される場合、出願人の本国のレバノン領事による認証を要する。
- 著作物のタイトルおよび種類（録音物、実演、ラジオ・テレビの番組等）
- 著作者の氏名および住所。著作者本人が登録を申請しない場合、代理人に関しても氏名と住所の記載が必要となる。

申請書提出の時点で、申請人は著作物の複製 3 点を申請書に添えなければならない。絵画、油彩画、水彩画、彫像、建築著作物その他、オリジナルが 1 点しか存在しない著作物の場合、写真その他により著作物を立体的に複製したものを提出すること。これらの複製は、著作物の形状および形態を明らかに示すものとする。注意事項として、慣行によれば知財庁に提出される著作物の複製はすべて、CD 等のデジタル形式の媒体で提出されるものとする（複製の数は 3 点）。

3.3.4.4 審査

先述したように、レバノンには方式審査手続がなく、実体審査に関するガイドラインは存在しない。

審査官は、必要な書類の提出と料金の支払がすべて済んだことを確認するとともに、登録を求められる著作権が第三者の権利を侵害しないことを確認するために、データベースを用いて簡単な検証を実施する。

3.3.4.5 登録手続全体に要する期間

著作権の登録は 1 か月以内に完了する。

以下は登録手続の流れを示したチャートである：



3.3.5 登録後

3.3.5.1 登録料

申請が受理されると、レバノンの著作権法である「文学的・芸術的財産の保護に関する法律」の**第 78 条**に規定された料金の支払が済んだ後、登録証が発行されることになる。料金の内訳は以下のようになっている。

説明	金額 (レバノン・ポンド/円)
印刷物の登録	LBP/50,000/ +10%の市町村税 (170 円)
フィルム、ビデオ、録音物の登録	LBP/175,000/ +10%の市町村税 (595 円)
日刊行物または定期行物の登録 (1 年分)	LBP/75,000/ +10%の市町村税 (255 円)
写真、地図、絵葉書、画像、日刊行物または定期行物 (1 号のみ) の登録	LBP/25,000/ +10%の市町村税 (85 円)
その他、以上に該当しない素材の登録	LBP/50,000/ +10%の市町村税 (170 円)
公開料	LBP/15,000/ (1 行(6 語)ごとに計算) (51 円)
登録証に貼付される印紙の印紙税	LBP/100,000/ (340 円)

3.3.5.2 権利者の権利

著作物の著作者は 2 種類の権利を享受する。経済的権利である**著作財産権**と**著作者人格権**である。著作者財産権とは次の項で示すように期間限定の財産権であり、著作者人格権は一身専属の権利であって永久的に存続する。

▪ 著作財産権

著作財産権は、一定期間にわたって著作物を経済的に利用する権利を権利者に与える。これらは動産であり、その全部または一部を無償または有償で譲渡することができる。

著作財産権には、「文学的・美術的財産の保護に関する法律」(1999 年法律第 75 号)の**第 15 条**に掲げられた権利が含まれる。

これらの権利の所有者は、著作物の商業的な利用について排他的な権利を有する。従って、以下の行為を許可もしくは禁止する権利を有することになる。

- あらゆる方法または形態 (あらゆる種類の写真、動画、録画、録音その他の形態を含む) により著作物の複製、印刷、記録または複製を行うこと。
- 著作物の翻訳、翻案、改変、変形、要約、調整または楽曲の再編曲を行うこと (言い換えれば二次的著作物を創作すること)。
- 著作物の販売、頒布もしくは賃貸を行うこと。
- 外国で製作された著作物の複製物を輸入すること。

- 著作物を公然と上演すること。
- 有線もしくは無線の通信手段を通じて著作物を公衆に伝達すること（ヘルツ波（ラジオ）もしくは同様の伝達手段によるか暗号化・複合化された衛星放送によるかを問わず、地上波テレビもしくはラジオ放送の再放送や、音声および画像の伝播手段による衛星伝送を含む）
- 著作財産権の利用または譲渡に関する契約を締結すること。

上記の権利は一般に著作者または創作者の財産となる。とはいえ、著作物が共同著作物や集合著作物である場合や、著作者が自らの身元を開示しないことを決定している場合には、これら権利の所有者が誰であるかを判断するのは思いのほか困難である。

i. 共同著作物に関する著作財産権

まず、共同の創作活動において共同著作者の分担した部分を判断することが不可能である場合、共同著作者間に書面による別段の合意がない限り、共同著作者は平等な経済的権利を有することになり、権利の譲渡は共同著作者全員によって行われない限り適法とされない。他方、共同の創作活動において共同著作者それぞれが分担した部分が判定可能である場合、個々の著作者は著作物のうち自らの分担した部分に対する権利を留保し、全体としての著作物を妨げることなく自らの分担した部分を利用する権利を取得する。たとえば、歌曲は歌詞と楽曲が結合したものであるが、両者が分離された場合、作詞者は歌曲全体の利用を妨げることなく自らの作詞した歌詞を利用することができる。

ii. 集合著作物に関する著作財産権

発案者（initiator）は、自らが発案し、先導し、監督し、投資し、かつ、自らのために公開された著作物に関する著作財産権を享受するものとする。

iii. 職務著作物に関する著作財産権

雇用主と従業員の間で別段の合意がない限り、雇用主は、自らが雇用した従業員が雇用契約を履行する過程で創作した著作物に関する著作財産権すべての所有者となる。

iv. 視聴覚著作物に関する著作財産権

視聴覚著作物の制作者は、当該著作物を発案し、自らが委託した業務について責任（金銭的な負担）を負った者として、当該著作物を商業的に利用する排他的な権利を有する。実際には、視聴覚著作物の制作者が当該著作物の制作協力者全員とあらかじめ契約を交わし、この契約に基づいて協力者らの権利がすべて制作者に譲渡されることになるだろう。

v. 二次的著作物に関する著作財産権

二次的著作物は新規の著作物であるため、二次的著作物については原著作物の著作財産権とは別個の新たな著作財産権が生じる。ゆえに、二次的著作物の著作者は当該著作物に係る著作財産権をすべて所有することになる。

vi. 視聴覚著作物に関する著作財産権

1999 年法律第 75 号の第 9 条によれば、「別段の合意が存在しない限り、制作者が著作者としての権利を有するものと見なされる」。

vii. 無名の著作物に関する著作財産権

無名（または変名）の著作物を公表した法人もしくは自然人が、著作財産権の唯一の所有者となる。

▪ 著作者人格権

著作者人格権は一身専属の永久的な権利であって、無効化しえず、限定が困難でありながら著作者の人格に専属する権利である。さらに、自らの氏名（名称）、作品および著作者としての資格に関する著作者の権利も著作者人格権に含まれる。

著作者人格権は著作財産権とは異なり永久的な権利であり、いかなる事情があっても消滅することはない。これらは一身専属の権利である。著作者が契約によって自らの人格権を譲渡したり、予めこれを放棄したりすることはできないからである。

著作者人格権は無形の権利であるため差押えの対象とはならないが、著作物そのものは有形物であるため、その差押えが可能である。また、著作者の債権者は自らの債権を回収するために著作物に起因するすべての金銭的成果を差し押さえることができる。

レバノンの著作権法である「文学的・芸術的財産の保護に関する法律」の**第 21 条**は、著作者人格権として以下のような権利を列挙している。

- 著作物を開示し、その開示の方法および手法を決定する権利；同様に、著作者は自らの著作物を非公開とする旨を決定することもできる。その場合、誰も著作者に公開を強要することはできない。開示の手法に関して言えば、著作者は特定の手法による開示のみを許可し、他の手法による開示を禁じることができる。
- 著作物の著作者としての資格を主張し、当該著作物の公然使用に際して著作物の複製すべてに自らの氏名/名称を常に表示させ、その都度自らの氏名/名称を当該著作物と関連付ける権利；書籍の著者は、刊行物としての書籍だけでなく当該書籍の宣伝素材にも自らの氏名/名称を表示する義務を出版人に課す権利を有する。著作者は、著作物の著作者としての自らの資格をあらゆる機会に主張する権利を留保し、この権利に違背する契約はすべて無効とされる。
- 変名を使用する権利または無名の著作者としての立場を維持する権利：自らの氏名/名称を公開するか否か、変名により著作物を公表するか無名のまま留まるかを決定するのは著作者である。
- 自らの名誉、評判、名声もしくは芸術・文化・科学に関わる自らの地位に悪影響を及ぼすような著作物の歪曲、棄損もしくは改変に対して異議を申し立てる権利：自らの評判を守ることは著作者の権利である。著作者は、あらゆる形態による著作物の変更もしくは改変（編集による著作物の一部の削除、文学的著作物の段落の追加もしくは削除等）を拒絶する権利を有する。著作物は、その形態についても精神についても変形されてはならない。著者が別段の許可を与

えない限り、著作物に手を加えることがあってはならない。ただし、集合著作物の場合、発案者は作品全体の調和を図るために共同著作者が寄与した様々な部分を修正することができる。

- 自らの人格と評判を守るためまたは著作者の見解や状況に変化があったために著作財産権の譲渡に関する契約を破棄する必要性が生じた場合、著作物の公表後であっても前記の契約を破棄する権利。ただし、権利の濫用を避けるため、前記の破棄により第三者が被った損害が補償されることが契約破棄の条件となる。

著作者人格権について指摘しておくべき点であるが、著作者がいずれかの時点で自らの氏名/名称を自らの著作物に表示するのを拒否したとしても、著作者は自らの決定を撤回する権利をその後も留保することになる。同人の著作物の出版人が撤回に対し異議を唱えることはできない。

3.3.5.3 有効な登録に係る料金

申請書に貼付される印紙の印紙税を除き、他のすべての料金（登録料、公開料、登録証に貼付される印紙の印紙税を含む）は、申請が受理された時点で支払われる。これらについては、上の **3.3.5.1** の項目を参照されたい。

3.3.5.4 使用許諾

著作財産権の譲渡は法により認められており、立法者は著作財産権を「全部ないし一部の譲渡が可能な権利」に分類している（**第 16 条**）。これらの権利は相続の対象となり、著作者の死後は同人の相続人がこれらを引き継ぐことができる。

売買契約や使用許諾契約（ライセンス契約）に基づき、著作財産権を第三者（自然人か法人かを問わない）に譲渡することも可能である。自由意思の原則に基づき、著作財産権に関して様々な契約を取り交わすことができるが、最も重要なのは上にあげた 2 種類の契約である。

著作権法**第 17 条**によれば、著作財産権の利用や譲渡に関する契約は、その主題に関わらず文書契約として締結されなければならない。書面によらない契約は無効とされる。契約書には、当該契約の対象となる権利の詳細を記載し、契約が適用される時期および地域を明記するものとする。さらに、著作物の利用による収入または譲渡に伴う収益の一定割合を著作者が取得する旨が、契約書に規定されるものとする。このような契約の有効期間に関して契約書に特段の定めがない場合、その有効期間は当該契約の調印日から 10 年間に限定される。

ライセンス契約に基づき、著作者または著作財産権の所有者（以下「許諾者」と称する）は、契約書に示された条件に基づき所定の権利を利用する権利を使用権者に与える。

著作者の権利を保護する上で文書契約という要件は非常に重要である。文書契約は著作権の所有を示す実質的な証拠であり、それらの権利を保証するものである。たとえば、口頭での契約に基づき特定の出版社を通じて自著が刊行されたことに対して著作者が異議を唱えず、しかも自著の刊行後に著作権使用料を受け取っていたとしても、著作者との間にそのような口頭契約が存在したことを当該出版社が立証することは不可能である。

ライセンス契約を知財庁に登録する際に発生する料金の内訳は以下のようになっている。

説明	金額（レバノン・ポンド/円）
著作権ライセンス契約登録に伴う公定料金	LBP/90,000/ +10%の市町村税 (306 円)
公開料	LBP/15,000/（1行(6語)ごとに計算）(51 円)
印紙税	ライセンス契約の価額の 4/1000
使用許諾の登録が 2 か月遅れるごとに支払われる遅延賠償金	LBP/50,000/ (170 円)

3.3.5.5 登録の更新

著作権登録は更新しえない。保護期間が満了した後、「著作物」は公共の財産となる。

3.3.6 権利の行使

以下の者は、自らの著作権を行使する権利を有する。

➤ 著作者

創作者は、単に自らが著作物を創作したという事実のみにより、著作者人格権および著作財産権を享受する。著作権管理団体（Collective Management Association）が創作者の権利を管理している場合、創作者は権利侵害に対する保護のために管理に介入する権利を留保するとともに、著作物利用権の一部譲渡が行われた場合にも（譲渡された権利の利用に応じた一定の割合で対価が支払われる場合には、全部の権利の完全な譲渡が行われた場合にも）介入の権利を留保する。

レバノンの著作権制度の下では著作者人格権の譲渡は不可能であるため、著作権の譲受人によって提起される著作権侵害訴訟の対象は、譲渡された著作財産権に厳しく限定される。

➤ 著作権管理団体および著作権管理事業者

著作権法第 67 条によれば、著作権管理団体および著作権管理事業者は、自らのクライアントの合法的な権利を保護し、適正な著作権料を回収するために、あらゆる行政的措置、司法的措置、仲裁手続、友好的解決策を試みる責任を負う。

3.3.6.1 法執行機関

法執行機関となるのは司法機関および/または行政機関である。司法機関が執行機関となる場合、簡易裁判所裁判官（Judge of Summary Matters）、検察官（Public Prosecutor）、刑事裁判所判事（Criminal Judge）および捜査判事（Investigative Judge）が法執行活動を行う。さらに、行政機関の中で著作権に関わる法執行を担当するのは知財庁と税関である。

3.3.6.2 知的財産保護に関する司法制度および裁判所

まず、違法な活動を制止し、自らが被った損害（逸失利益、評判の毀損など）につき賠償を獲得しようとする著作者および著作権者は、行政機関または裁判所に訴えることにより自らの権利を主張することができる。

前にも述べたが、レバノンには知的財産事案に特化した知的財産裁判所は存在しない。それゆえ、知財関連の事案はすべて、民事裁判所または刑事裁判所に付託されることになる。

レバノンの司法制度については、本書の 3.1.6.2 項を参照することができる。

➤ 検察庁、知財庁長官、税関、簡易裁判所判事

著作者もしくは著作権者が侵害品の押収を選択する場合、管轄の刑事裁判所における侵害訴訟の一部として公訴が提起される。検察官は著作者が提出した告発状に基づいて行為するが、職権に基づいて行動することもできる。

さらに、知財庁長官も職権により行為するか、著作権者の告発に基づいて行為することができる。

以上の他に、税関が実行する措置もある。税関は侵害著作物の入国を差し止める権限を有している。同様に、簡易裁判所の判事も、著作権者の請求に基づき著作者の権利を保護する措置をとることができる。

1999 年法律第 75 号（著作権法）によれば、著作者の権利を保護・行使するために以下のような行政手続および司法手続を利用することができる。

➤ 簡易裁判所裁判官への申立

1999 年法律第 75 号は、差し迫った著作権侵害が疑われる場合につき、侵害を防ぐために必要な予防的措置をすべて講じる権利を著作者、その承継人および著作権管理団体・著作権管理事業者に与えている。

このため、簡易裁判所の裁判官は、侵害が予想される著作権の保護を保証するために法により許容されたすべての判決を下すことができるだけでなく、自らが言い渡した判決を執行するために強制的な措置を課すことができる。

この手順に従う場合、差し迫った侵害を阻止もしくは制止するため、管轄権を有する簡易裁判所の裁判官に対して、一方的押収命令（Ex-Parte Seizure Order）の発行を求める申立を行わなければならない。一方的命令の執行後は、裁判所書記官により命令の執行が記録された日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は一方的命令の無効事由となる。

さらに、管轄権を有する第一審裁判所の署長または検察官は、上記の予防的措置をすべて実施する権利を有する。

▶ 検察官

検察官は、著作権侵害が発生した場合、職権により公務を執行する権限を有する。ただし実際には、そのような職権の行使がなされることは稀である。

加えて、著作者その他の権利者は、管轄権を有する検察官に著作権侵害に関する告発状を提出することができる。告発状は国家警察軍（Internal Security Forces；略称 ISF）に移送され、国家警察軍が事件の捜査を行い、押収すべき品があれば押収を行う。

その後、検察官は侵害者を告訴し、事件記録が所轄の刑事裁判所の判事に移送され、公判が行われることになる。刑事訴訟の流れは法に定める手続に従って進行し、最終的には刑事裁判所の判事が判決を言い渡すことになる。

▶ 知的財産庁

知的財産庁の長官も、著作権侵害に対して職権により公務を執行する権限を有している。

また、著作権者には知的財産庁に告発状を提出するという選択肢もある。告発 1 件につき、**10 万レバノン・ポンド（LBP/100,000/340 円）に 10%の市町村税を加算した手数料**がかかる。押収が行われる場合、知的財産庁から派遣された調査官が押収の記録を作成し、侵害者の詳細、押収された物品およびその数量、その他の関連情報が押収記録に記載される。

知的財産庁の調査官が作成した押収記録に従い、著作権者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

▶ 税関による押収

税関（Customs Administration）も、職権に基づいて行動し、侵害品を押収する権利を持っている。この権限は、税関が国境において貨物検査を実施する際に行使され、国内においては「税務事後調査・密輸取締班」（Audit and Anti-Smuggling Unit）によって行使される。

税関が模倣品を押収するか疑わしい製品を留置した場合、押収記録の写しが知財庁に交付される。押収記録の写しを知的財産権者に交付するためである。この写しとともに、分析のために押収または留置された商品のサンプルも知的財産権者に提供される。知的財産権者は、提供されたサンプルが真正品か模倣品かを確認する宣誓供述書を知財庁に提出しなければならない。商品が模倣品であった場合、それらの商品は押収され、破棄される、そうでない場合、商品の通関が認められる。

あらゆる権利者は、侵害品を国境で押収するために一方的押収命令（Ex-Parte Seizure Order）の発行を求める申立書を簡易裁判所の裁判官に提出することができる。

簡易裁判所判事が発行した決定に基づき作成された押収記録に従い、権利者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 取消訴訟

著作権登録が既存の権利を侵害しているか、著作権登録の適格性がないと考える第三者は、管轄権を有する第一審裁判所に当該特許に対する取消訴訟を提起し、登録の取消と知財庁の登録簿からの抹消を求めることができる。

裁判所は、侵害に相当する著作権の取消に加え、侵害者に対して賠償の支払を命じるとともに、侵害に相当する著作物や侵害に使用された装置の押収と、国内の新聞紙上における判決の公開を命じる判決を下すことができる。

3.3.6.3 救済

制裁に関わる事項を論じる前に、どのような者が犯罪の加害者とされるかを明らかにしなければならない。

以下のいずれかの行為をなす者は著作権を侵害することになる。

- 文学的著作物もしくは芸術的著作物に虚偽の著作者名を不正に表示するか、他人をして前記の不正な表示をなさしめること。
- 購買者に誤認を生じさせる意図を持って著作者の署名もしくはロゴを不正に模倣すること。
- 文学的著作物もしくは芸術的著作物を故意に模倣すること。
- 模倣もしくは剽窃した著作物の販売・所持・販売申し出・提供を行うこと。

侵害者には、1 か月以上 3 年以下の禁固刑または 500 万レバノン・ポンド (LBP/5,000,000/ (17,000 円)) 以上 5,000 万レバノン・ポンド (LBP/50,000,000/ (170,000 円)) 以下の罰金刑が科される。

累犯の場合、刑罰は 2 倍に加重される。これらの制裁は、損害を被った著作物が公共の財産となっているか否かに関わらず適用される。

1999 年法律第 75 号 (著作権法) **第 84 条**に従い、侵害者はさらに、権利者が被った物質的・世親的な損傷および損害について賠償の支払を命じられることになる。損害賠償の金額は、著作物の商業的価値、権利者が被った損害および逸失利益、ならびに侵害者が得た物質的利益に基づき、裁判所によって決定されるものとする。

また、管轄裁判所は著作権侵害が発生した流通経路、商業施設、テレビ局またはラジオ局に営業停止を命じることができる。営業停止の期間は 1 週間から 1 か月である。それと同時に模倣品の破棄も命じられる。

受信料を要求する権利がないにも関わらず受信料の支払と引き換えに公衆に向けて放送を行うか、そのような放送を幫助した者は、制裁を科されることになる。

以上に挙げた基本的な制裁に加えて、裁判所は、当該裁判所が指定した場所における判決の公開または日刊紙の紙上での判決の公開を命じることができる。これらの公開は被告の費用負担において行われる。

被告が新聞、雑誌またはラジオ局またはテレビ局の代理人である場合、判決は常に当該の新聞、雑誌、ラジオ局およびテレビ局において公開されるものとする。

3.3.6.4 救済の概略と民事・刑事の比較

- 刑事上の救済：禁固/罰金－損害賠償－侵害品の破棄－判決の公開
- 民事上の救済：損害賠償－侵害品の押収、没収および破棄－判決執行の遅延 1 日ごとに科される強制的な遅延賠償金－判決の公開－侵害に相当する登録の取消

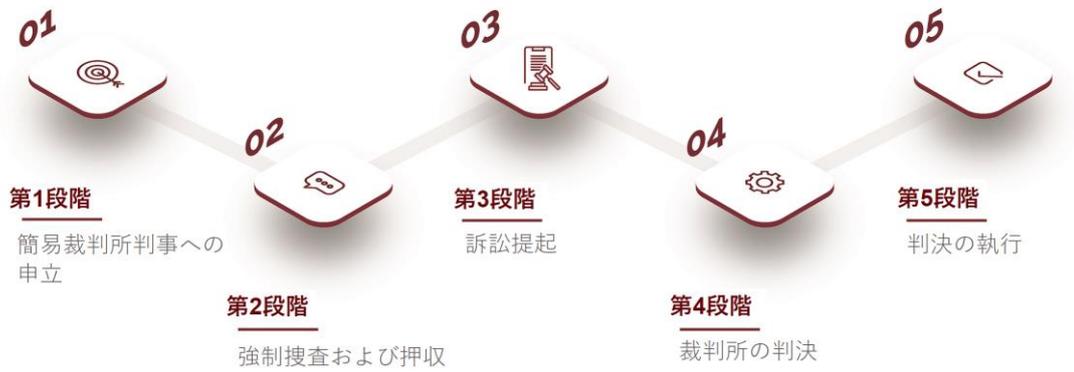
刑事上の救済	民事上の救済
禁固	押収
罰金	没収
損害賠償	損害賠償
侵害品の破棄	侵害品の破棄
判決の公開	判決の公開
	判決執行の遅延 1 日ごとに科される 強制的な遅延賠償金
	侵害に相当する著作権の取消

3.3.6.5 法執行プロセスのフローチャート

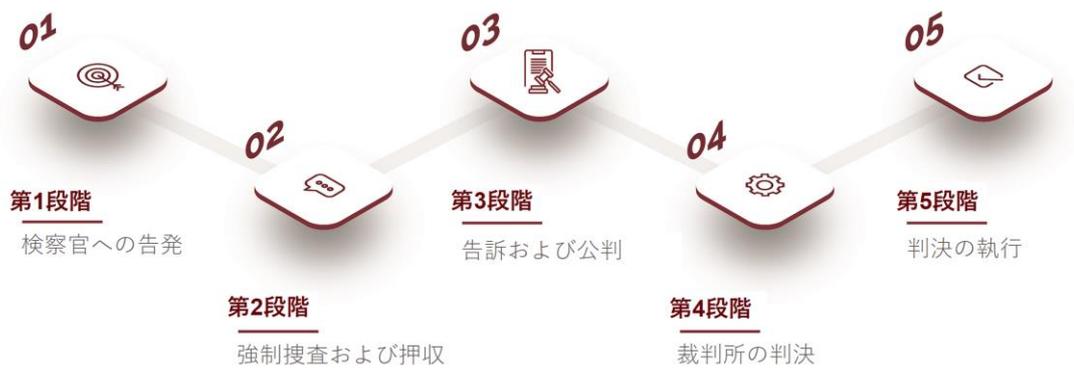
経済貿易省で行われる知財庁への告発



簡易裁判所判事への申立



検察官への告発



取消訴訟手続



3.4 工業意匠

工業図案および工業意匠（industrial drawings and designs；以下「工業意匠」と称する）は、創造性や技術との関りが非常に深いゆえに、知的財産の分野において重要なファクターであり、機能的な側面（この側面に関係しうるのは特許である）とは別に、有形物の視覚的なデザインに対する保護の淵源となる。さらに、工業意匠の分野は世界のあらゆる地域で体系化されている。

一般に、工業意匠は以下のようなものから構成される。

- 製品の形状等の 3 次元の特徴；
- 製品の装飾、模様、線、色等の 2 次元の特徴；
- 上記の特徴の一ないし複数の組合せ

工業意匠は、精密機械や医療機器から腕時計、宝飾品その他の贅沢品まで、日常的な台所用品や家電から自動車や建築物の構造、テキスタイルデザインからレジャー用品に至るまで、多種多様な工業製品および手工芸品に広く適用されている。

レバノンにおいては、工業意匠は、1924 年 1 月 17 日付で発行された工業所有権に関する決議第 2385/LR 号の対象となっており、同決議には少ないながらも工業意匠に関する規定がある。工業意匠に関する新たな法案は既に上程されているが、まだ法として制定されるに至っていないという点は指摘しておくべきだろう。

ここで銘記すべきは、工業意匠は実際には二重の保護を享受しうるという事実である。工業意匠登録による保護だけでなく、商標保護または著作権保護の対象ともなりうるからである。

3.4.1 定義

レバノン法には、工業意匠を明確に定義した規定は存在しない。だが、一般的な理解によれば、工業意匠とは、工業製品または手工芸品の製造業者が人または機械によって使用することができる模様、線もしくは色の配置、何らかの形状または形態（線や色に関係しているか否かは問わない）のことである。テキスタイルデザインも工業意匠に含まれる。ただし、上記の配置や形状は、工業製品もしくは手工芸品に特別な外観を与えるものでなければならない。

登録が可能な工業意匠の例として、コートや帽子、ベルト、ネクタイ、靴などの服飾品、コカ・コーラの缶、アルコール飲料およびノンアルコール飲料の瓶、香水瓶等々が挙げられる。上記の定義に基づき、意匠とは「製品の外観」に関係しているという結論が導かれる。

ただし、製品が万人に対する訴求力を有するとか美的に快いといった要件は存在しないため、外観（appearance）という語は広義に解釈される。

意匠は製品の質感や触感にも関係するのか専ら製品の外観のみに関係するのかという問題をめぐって、世界中で論争が展開されているが、レバノンではそのような論争はまだ勃発していない。

さらに、意匠が保護を享受するためには意匠が最初から「目視可能」(visible)でなければならないのか、チョコレートバーの中身のように通常の製品使用の過程で見えてくるだけで十分なのか、という問題もある。

世界レベルでは、意匠と見なされるものには次のような例外が存在する。

- 専ら技術的機能によって形状が決定づけられている意匠；
- 別の製品との接続を可能にするために特別な形状に仕上げる必要がある製品の意匠；
- 公序良俗に反する意匠

3.4.2 要件

図案もしくは意匠の創作者または図案もしくは意匠に関する権利を有する者は、当該の図案もしくは意匠の登録出願が既になされていることを前提として、当該の図案もしくは意匠の使用権と、その販売もしくは販売申し出の権利およびその販売を許可する権利を独占的に享有する（1924年決議第2385/LR号第48条）。

図案および意匠が新規性と識別性という2つの特質を備えている場合、すなわち、その図案および意匠を既知の図案および意匠から区別する特別な形態を実現する外観的特徴を含んでいる場合、それらの登録を出願することができる。「出願される意匠と同一の意匠や、当該意匠の特徴との差異が非実質的な細部のみであるような特徴を備えた別の意匠が出願日より前に公開されていない場合、その意匠は新規と見なされる」（1924年決議第2385/LR号第49条）。

従って、上記の規定に基づき、プリントもしくは刺繍により絵柄を施した生地や、装飾用の模様入りの壁紙、カフタン（アラブの民族衣装）・コート・帽子などの紳士服・婦人服、化粧品、玄関マット・薪ホルダーなどの生活用品、靴、コルセット、卓上用酒瓶および携帯用酒瓶の蓋、ワイン・アルコール飲料・飲料水・香水の瓶等々、医療品に使用される段ボール箱および包装、商品またはその他製品の外側包装等々の新規な意匠は、登録出願の対象となる（1924年決議第2385/LR号第49条）。上に列挙した例は、例として挙げられていない同様な意匠の出願可能性を妨げるものではない。

意匠に新規性を与える要素を考案された意匠から分離することが可能である場合、意匠創作者は、自らの要求に基づき、意匠と分離された要素の両方の登録を出願し、登録証を取得し、登録に由来する両方の保護を享受することができる。ただし、出願人は2件の出願手続それぞれにつき所定の料金を支払わなければならない。

3.4.3 保護期間

公開されている登録意匠または登録後5年が経過した非公開の登録意匠に対して与えられる保護期間は、現行法に規定された最初の出願日から起算して25年となる。保護期間の更新は1回だけ認められ、更新後の保護期間も同じく25年となる（1924年決議第2385/LR号第62条）。

3.4.4 出願/登録手続

3.4.4.1 出願の場所

工業意匠登録の申出願書類は、著作者本人または同人の法律上の代理人によって、経済貿易省 (MoET) において知的財産庁長官宛に提出されなければならない。

3.4.4.2 適格性

工業意匠の創作者または同人の代理人または公式代理人は、知的財産庁の長官宛に出願書類を提出するものとする。

出願人は自然人であっても法人であってもよく、レバノン国民であっても外国人であってもよい、という点は指摘しておくべきだろう。申請人の法律上の代理人はレバノン国民でなければならない。従って、管轄当局に工業意匠の出願書類を提出しようとする外国人は、当該出願を代行するレバノン国民の代理人または代行者を任命しなければならない。

3.4.4.3 要件

1924 年決議第 2385/LR 号の第 53 条に従い、出願書類には以下の情報が記載されるものとする。記載に不備がある場合、その出願は無効と見なされる。

- 登録を求める意匠の創作者の氏名、肩書き、国籍および住所；
- 必要に応じて、正当な権限を有する代理人もしくは代行者についても上記の情報を記載すること；
- 登録を求める意匠の数および種類；意匠の数が 100 件を超えないこと、出願される意匠すべてが同一の種類に属していることが条件となる。
- 公開を求める意匠もしくはモデルを指定する必要がある場合、それらをシリアルナンバーによって指定することを要する。

1924 年決議第 2385/LR 号の第 54 条に従い、出願の際には以下の書類を同時に提出しなければならない。提出書類に不備がある場合、出願は完了していないものと見なされる。

- レバノンにおける工業意匠登録の登録手続に関して出願人に代わって行為する代理人を任命する委任状。この委任状は公証人により認証され、出願人の本国のレバノン領事官において領事認証を受けることを要する。
- 出願人の名称/氏名、住所、国籍および業種。
- 意匠の図案（平面か立体かを記載すること）。
- 個々の意匠の簡単な説明。
- 優先権を主張する場合には優先権書類の原本。

3.4.4.4 審査

先述したように、レバノンには方式審査手続しかなく、実体審査に関するガイドラインは存在しない。

審査官は、必要な書類の提出と料金の支払がすべて済んだことを確認するのみである。

3.4.4.5 登録全体に要する期間

登録手続がすべて完了するまでに1か月程度の期間を要する。

以下のチャートは登録手続の詳細を示すものである。



3.4.5 登録後

3.4.5.1 登録料

出願人が出願時に公開を要求していたか否かに関わらず、最初の出願については、出願が受理された時点で以下の料金を支払う必要がある。

説明	金額 (レバノン・ポンド/円)
登録料 (同一種類の意匠/図案 100 点まで)	LBP/200,000/ +10%の市町村税 (680 円)
図案/意匠の 1 点の登録料	LBP/9,000/ (31 円)
公開料	LBP/15,000/ (1 行(6 語)ごとに計算) (51 円)
登録証に貼付される印紙の印紙税	LBP/100,000/ (340 円)

3.4.5.2 意匠権者の権利

図案または意匠の使用によって現実の所有権が取得される。

レバノン意匠法（前記の決議）の規定に従い、登録は工業図案/工業意匠の登録出願日を以て効力を発生する。

工業図案/工業意匠の所有者は、当該の図案/意匠を利用する排他的な権利を有する。この権利には、以下の行為をなす権利が含まれる。

- 図案/意匠が組み込まれた製品または図案/意匠が使用された製品の製造、販売、販売申し出、販促、使用、輸出入および占有。
- 図案/意匠が組み込まれた製品または図案/意匠が使用された製品の製造、販売、販売申し出、業としての販売もしくは輸出入を、第三者が権利者の許可なく行うことを禁止する。

3.4.5.3 有効な登録に関する料金

申請書に貼付される印紙の印紙税を除き、他のすべての料金（登録料、公開料、登録証に貼付される印紙の印紙税を含む）は、申請が受理された時点で支払われる。これらについては、上の **3.4.5.1** の項目を参照されたい。

3.4.5.4 使用許諾

工業図案または工業意匠に関する権利は、その全部または一部を無償または有償で第三者に許諾することができる。このような使用許諾契約（ライセンス契約）は、独占的なライセンス契約であっても非独占的なライセンス契約であってもよい。

工業意匠の使用許諾には商標の使用許諾の場合と同じ手続が適用される。

図案または意匠に関する契約は、文書契約として締結されない限り無効となる。登録済みの工業図案/工業意匠に関する契約は、当該工業図案/工業意匠の登録が、知財庁が保管する登録簿に記載された日から第三者に適用されるものとする。

ライセンス契約の登録は、当該契約の当事者である使用権者（ライセンシー）の請求に基づき、法に定められた期限と当事者の所在地とレバノンとの距離を考慮して、契約の調印がなされた日から 3 か月以内に行うことを要する（ライセンス契約の登録料は商標ライセンス契約の場合と同じ）。

説明	金額（レバノン・ポンド/円）
工業意匠ライセンス契約登録に伴う公定料金	LBP/90,000/ +10%の市町村税 (310 円)
公開料	LBP/15,000/（1行(6語)ごとに計算）(51 円)
印紙税	ライセンス契約の価額の 4/1000
使用許諾の登録が 2 か月遅れるごとに支払われる遅延賠償金	LBP/50,000/ (170 円)

3.4.5.5 登録の更新

工業図案/工業意匠の出願人または同人の譲受人の申請に基づき、保護期間の更新は 1 回だけ認められ、更新後の保護期間は 25 年となる。

工業意匠の登録更新に要する料金の内訳は以下のようになっている。

説明	金額（レバノン・ポンド/円）
登録更新料（同一種類の意匠/図案 100 点まで）	LBP/200,000/ +10%の市町村税 (680 円)
図案/意匠の 1 点の登録更新料	LBP/9,000/ (31円)
公開料	LBP/15,000/（1 行(6 語)ごとに計算）(51 円)
登録証に貼付される印紙の印紙税	LBP/100,000/ (340 円)

3.4.6 権利の行使

3.4.6.1 法執行機関

法執行機関となるのは司法機関および/または行政機関である。司法機関が執行機関となる場合、簡易裁判所裁判官 (Judge of Summary Matters)、検察官 (Public Prosecutor)、刑事裁判所判事 (Criminal Judge) および捜査判事 (Investigative Judge) が法執行活動を行う。さらに、行政機関の中で知財に関わる法執行を担当するのは知財庁と税関である。

3.4.6.2 知的財産保護に関係する司法制度および裁判所

本報告書で繰り返し指摘されているように、レバノンには知的財産事案に特化した知的財産裁判所は存在しない。それゆえ、知財関連の事案はすべて、民事裁判所または刑事裁判所に付託されることになる。

レバノンの司法制度については、本書の 3.1.6.2 項を参照されたい。

1924 年決議第 2385/LR 号にいう意味での侵害が疑われる場合や、侵害に係る証拠が破棄される恐れがある場合、しかるべき形式に従って登録された工業図案/工業意匠の権利者は、その様な侵害の発生を防ぐために必要な予防的措置をすべて講じることができる。

訴訟を処理する民事裁判所および管轄権を有する検察官は、本項に規定された予防的措置を講じる権利を有する。

裁判で示された判決は、税関を含む各方面の公的機関に送達される。それらの当局が判決に従って行動できるようにするためである。

簡易裁判所の裁判官は、侵害された権利を保護するため、差止命令の発行など法により許容された保全措置を実施することができる。また、強制的な罰金を科すこともできる。

保全措置を求めた申立人は、保全措置を認める決定が発行された日から起算して 15 日以内に、管轄裁判所において訴訟を開始することができる。訴訟が提起されない場合、上記の手続は無効とされる。

さらに、1924 年決議第 2385/LR 号によれば、工業意匠権の保護と行使にあたって利用することができる行政手続および司法手続がいくつか存在する。すなわち、以下のような手続である。

➤ 簡易裁判所裁判官への申立

1925 年決議第 2385/LR 号は、差し迫った工業意匠の侵害が疑われる場合につき、侵害を防ぐために必要な予防的措置をすべて講じる権利を工業意匠/工業図案の権利者に与えている。

このため、簡易裁判所の裁判官は、侵害が予想される著作権の保護を保証するために法により許容されたすべての判決を下すことができるだけでなく、自らが言い渡した判決を執行するために強制的な措置を課すことができる。

この手順に従う場合、差し迫った侵害を阻止もしくは制止するため、管轄権を有する簡易裁判所の裁判官に対して、一方的押収命令 (Ex-Parte Seizure Order) の発行を求める申立を行わなければならない。一方的命令の執行後は、裁判所書記官によって命令の執行が記録された日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所 (民事裁判所もしくは刑事裁判所) に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は一方的命令の無効事由となる。

さらに、管轄権を有する第一審裁判所の署長または検察官は、上記の予防的措置をすべて実施する権利を有する。

➤ 検察官

工業意匠/工業図案の権利者の権利が侵害された場合、検察官は職権により公務を執行する権限を有する。

加えて、工業意匠権者その他の権利者は、管轄権を有する検察官に工業意匠侵害に関する告発状を提出することができる。告発状は国家警察軍 (Internal Security Forces ; 略称 ISF) に移送され、国家警察軍が事件の捜査を行い、押収すべき品があれば押収を行う。

その後、検察官は侵害者を告訴し、事件記録が所轄の刑事裁判所の判事に移送され、公判が行われることになる。刑事訴訟の流れは法に定める手続に従って進行し、最終的には刑事裁判所の判事が判決を言い渡すことになる。

➤ 知的財産庁

知的財産庁の長官も、工業意匠/工業図案の侵害に対して職権により公務を執行する権限を有している。

また、工業意匠/工業図案の権利者には知的財産庁に告発状を提出するという選択肢もある。告発 1 件につき、10 万レバノン・ポンド (LBP/100,000/340 円) に 10% の市町村税を加算した手数料がかかる。押収が行われる場合、知的財産庁から派遣された調査官が押収の記録を作成し、侵害者の詳細、押収された物品およびその数量、その他の関連情報が押収記録に記載される。

知的財産庁の調査官が作成した押収記録に従い、権利者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所 (民事裁判所もしくは刑事裁判所) に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 税関による押収

税関（Customs Administration）も、職権に基づいて行動し、侵害品を押収する権利を持っている。この権限は、税関が国境において貨物検査を実施する際に行使され、国内においては「税務事後調査・密輸取締班」（Audit and Anti-Smuggling Unit）によって行使される。

税関が模倣品を押収するか疑わしい製品を留置した場合、押収記録の写しが知財庁に交付される。押収記録の写しを知的財産権者に交付するためである。この写しとともに、分析のために押収または留置された商品のサンプルも知的財産権者に提供される。知的財産権者は、提供されたサンプルが真正品か模倣品かを確認する宣誓供述書を知財庁に提出しなければならない。商品が模倣品であった場合、それらの商品は押収され、破棄される、そうでない場合、商品の通関が認められる。

あらゆる権利者は、侵害品を国境で押収するために一方的押収命令（Ex-Parte Seizure Order）の発行を求める申立書を簡易裁判所の裁判官に提出することができる。

簡易裁判所判事が発行した決定に基づき作成された押収記録に従い、権利者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 取消訴訟

工業図案/工業意匠の登録が既存の権利を侵害しているか、登録の適格性がないと考える第三者は、管轄権を有する第一審裁判所に当該特許に対する取消訴訟を提起し、登録の取消と知財庁の登録簿からの抹消を求めることができる。

裁判所は、侵害に相当する工業図案/工業意匠の取消に加え、侵害者に対して賠償の支払を命じるとともに、侵害に相当する著作物や侵害に使用された装置の押収と、国内の新聞紙上における判決の公開を命じる判決を下すことができる。

3.4.6.3 救済

工業図案/工業意匠の権利者の権利を許可なく侵害する行為としては、以下のようなものが考えられる。

- しかるべき形式に従って登録された工業図案/工業意匠の模倣。
- 故意により、適正に登録された工業図案/工業意匠の模倣を表示した製品の販売、販売申し出、流通、輸出入を行うか、売買を目的として前記製品を占有すること。
- 特定の工業図案/工業意匠が登録されていると信じ込ませるような言明を製品、広告、商標、包装材その他に悪意で表示すること。
-

上記の一ないし複数の行為を実行した者は、決議第 2385/LR 号の第 111 条および刑法 710 条によって罰せられるものとする。侵害が繰り返し行われた場合、その刑罰は倍加される。侵害者が工業図案/工業意匠の権利者を支援すべき立場にあった場合、その者は 2 か月以上 6 か月以下の禁固刑に処される（刑法 711 条）。

上記の犯罪について被告が無罪を宣告された場合であっても、被害者には損害賠償が支払われることになる。侵害品ならびに主として侵害品の製造に使用された機械・設備は没収される。裁判所は、それらの侵害品、機械および設備の破棄を命じるか、非営利的な目的のために処分するよう命じることができる。

3.4.6.4 救済の概略と刑事・民事の比較

- 刑事上の救済：禁固/罰金－損害賠償－侵害品の破棄－判決の公開。
- 民事上の救済：損害賠償－侵害品の押収、没収および破棄－判決執行の遅延1日ごとに科される強制的な遅延賠償金－判決の公開－侵害に相当する登録の取消。

刑事上の救済	民事上の救済
禁固	押収
罰金	没収
損害賠償	損害賠償
侵害品の破棄	侵害品の破棄
判決の公開	判決の公開
	判決執行の遅延1日ごとに科される 強制的な遅延賠償金
	侵害に相当する意匠の登録取消

3.4.6.5 法執行プロセスのフローチャート

経済貿易省で行われる知財庁への告発



簡易裁判所判事への申立



検察官への告発



取消訴訟手続



地理的表示

今のところ、レバノンには「地理的表示法」は存在しない²¹。同法の法案は数年前に作成されているが、まだレバノン議会での審議が終わっていないのである。

だが、法律が存在しないからといって、地理的表示が国の重要な懸案であり、国内の生産・農業・栽培の保護は国家の重大な責務であるという事実が打ち消されるわけではない。

地理的表示に関する法律が制定されるまで、地理的表示は団体商標として処理されることになる。

3.4.7 定義

現行のレバノン法には、地理的表示に関する規定は設けられていない。そのため、レバノンは次のような WIPO の定義を採用している：「地理的表示（geographical indication；略称 GI）とは、特定の地理的原産地を有し、その原産地に由来する品質もしくは評判を有している製品について使用される標識である。ある標識が GI として機能するためには、その標識が特定の場所を原産地とする製品を識別させるものでなければならない。さらに、当該製品の品質、特徴もしくは評判が本質的に原産地に帰すべきものであることを要する。製品の品質が生産地に依拠している以上、製品とその原産地との間には明白な関連性が存在している。」

とはいえ、レバノン地理的表示法の法案には原産地表示の定義があり、それによれば地理的表示とは、地域、特定の場所または（例外的な場合には）国を原産地とする製品であって、その地理的原産地に帰すべき特定の品質、評判その他の特徴を有し、その生産および/または加工および/または調製が限られた地理的領域において行われる製品を説明するために用いられる当該の地域、特定の場所または国の名称である（地理的表示法案第 2 条）。

レバノンの地理的表示法が公布された場合、レバノンでは上記の定義が採用されることになる。

3.4.8 要件

レバノンでは地理的表示が地理的表示として保護されることはないが、レバノン法は地理的表示を団体商標として登録することを認めている。

ただし、地理的表示法案の第 9 条は、有効な登録の要件として以下の要件を定めている。

- 申請人の名称/氏名および申請人が代理人であることを証明する文書。
- 登録を申請する名称が地理的表示であるか原産地表示であるかが記載されていること。
- 製品が同一の地理的領域から産出されたものであることを証明する当該製品の特定の要素、製品とその原産地との関連性および製品の追跡可能性の説明。
- 同法第 11 条に規定された製品明細書。
- 製品とその原産地との関連性を証明する技術的・経済的・歴史的・法的な文献。

²¹ https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/5739_5857_4497.pdf

レバノン議会が地理的表示法を採択するまでは、地理的表示は団体商標に基づいて保護されるため、商標に関して本書に詳述した要件と同一の登録要件が適用される。

実際、レバノンの商標法にあたる決議第 2385/LR 号の第 70 条²²の定義によれば、団体商標とは、「商品もしくは製品の優良品性を保証する標章であって、団体の構成員のみが、各人の個別的な商標とは別に、当該団体の商標もしくはラベルを使用することができる」。

つまり、今のところ地理的表示は団体商標として登録することによって保護を保証されることになる。このようなアプローチは最終的な解決にはなりえないが、地理的表示に関する法案が最終的に採択されるまでの期間について、地理的表示の保護を保証している。

3.4.9 保護期間

地理的表示法案には、地理的表示の保護期間が明記されていない。世界の多くの国の法が定めているのと同様、地理的表示の登録期間については特段の定めがなく、登録が取り消されない限り有効性が維持されることになる。

ただし現状においては、地理的表示の保護は団体商標の登録期間についてのみ可能とされるため、先述した商標の保護期間が適用される。

3.4.10 申請/登録手続

3.4.10.1 申請の場所

地理的表示法案によれば、地理的表示と原産地名称の登録と保護を担当する専門の部署が知財庁内に設立されることになる（第 6 条）。

専門の部署が設立されるまでは、団体商標に適用されるのと同じ商標出願手続が適用される。

3.4.10.2 適格性

今のところ、団体商標の登録出願について適格とされる者が地理的表示の出願についても適格者とされる。

地理的表示法案の第 8 条は、地理的表示保護を求める資格を有する者について詳細を規定している。同条には次のような規定が含まれている：「以下に該当する者は地理的表示および原産地名称の登録を経済貿易省に出願する権利を有するものとする。

- 当該製品を業として扱っている生産者もしくは加工者の組合であって、(1)その組合が扱う製品が生産量の 50%以上を占めており、(2)生産者/加工者の過半数が当該組合に加入しているという 2 つの基準に基づいて生産者/加工者の代表として行為している者。
- 特定の地域において登録が求められる製品の唯一の生産者である自然人もしくは法人。

²² https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/7310_8240_8188.pdf

3.4.10.3 要件

団体商標として登録される地理的表示については、商標出願に適用されるのと同じ要件が適用される。地理的表示法案が法として公布された場合、上述した地理的表示の登録要件が効力を発生することになる。

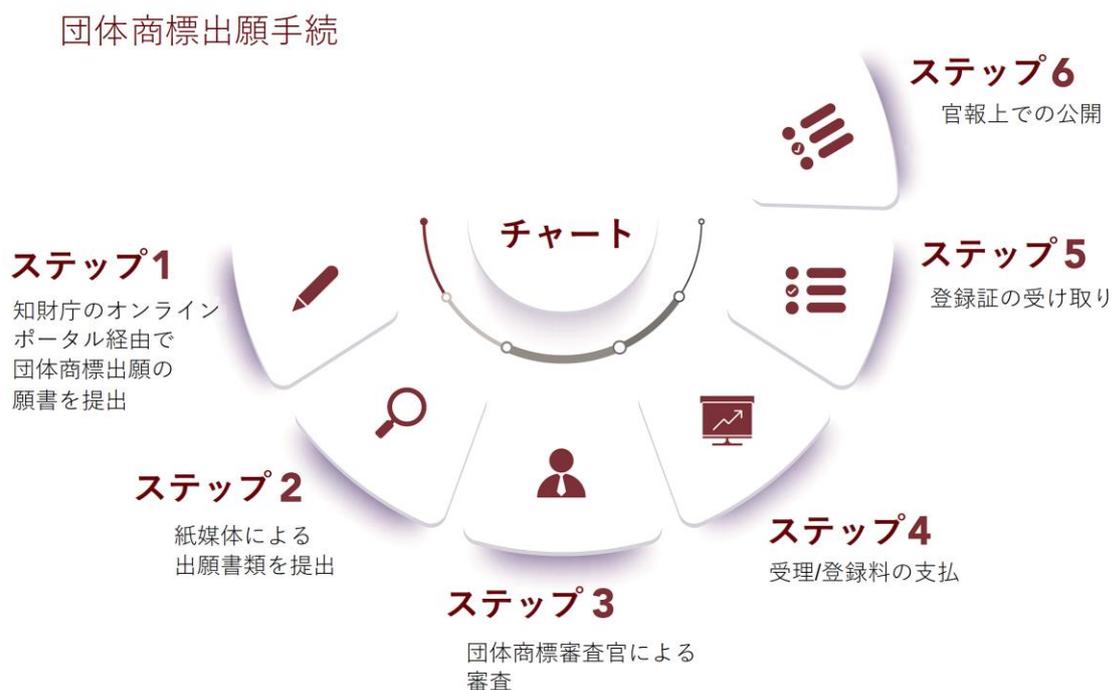
3.4.10.4 審査

団体商標の審査としては方式審査のみが実施される。ただし、地理的表示法を施行する政令が効力を発生した場合、特別な審査手続きが採用されることになる（同法案の第6条）。

3.4.10.5 登録全体に要する期間

団体商標の場合、登録手続きが完了するまでに要する期間は1か月程度である。地理的表示の登録について言えば、登録プロセスと所要期間は今のところ不明である。

地理的表示の登録プロセスはまだ施行されていないため、以下のチャートでは団体商標の登録プロセスの詳細を示す。



3.4.11 登録後

3.4.11.1 登録料

地理的表示の登録料は、経済貿易省の提言に基づき発行される政令によって決定されることになる（地理的表示法案の第 12 条）。

団体商標の登録料は、商標に適用される料金と同額である。

3.4.11.2 権利者の権利

現在審議中の地理的表示法案が採択されると、地理的表示の管理団体が当該地理的表示の使用・利用につき排他的な権利を有することになる。

当面の間、団体商標の所有者は他の商標権者が享有するのと全く同じ権利を取得する。

3.4.11.3 有効な登録に関する料金

今のところ、地理的表示の登録に関わる料金は未定である。ただし、団体商標の所有者には、商標登録に関する料金が適用される。

3.4.11.4 使用許諾

地理的表示法案は、地理的表示に関する権利の許諾については規定していない。実際問題として、地理的表示を使用するのは、原産地となる地域で所定の規格に適合する商品を生産している者に限定されるのが普通である。従って、保護対象の地域の外部で活動する者に対する使用許諾は不可能である。

法案が採択されるまでは、団体商標の使用許諾に関する規定が適用される。だが、団体商標を登録する目的が地理的表示の保護を目的にある場合、通常の商標と同様の使用許諾は不適當であろうと思われる。

3.4.11.5 登録の更新

通常、地理的表示は無期限に保護される。ただし、地理的商標が団体商標として登録されている場合、商標の更新に適用されるのと同じ規定が適用される。

3.4.11.6 法執行機関

法執行機関となりうるのは司法機関および/または行政機関である。司法機関が執行機関となる場合、簡易裁判所裁判官（Judge of Summary Matters）、国家警察軍（Internal security forces；略称 ISF）の支援を受けた検察官（Public Prosecutor）、刑事裁判所判事（Criminal Judge）および捜査判事（Investigative Judge）が法執行活動を行う。さらに、行政機関の中で著作権に関わる法執行を担当するのは知財庁と税関である。

3.4.11.7 知的財産保護に関する司法制度および裁判所

地理的表示法案は、地理的表示の保護範囲の詳細を定めている。同法案の第 20 条は次のように規定している。

「登録済みの地理的表示および原産地名は、以下の行為に対して保護されるものとする：

- 保護対象の産品と同一の商品または同一でない商品に関して保護対象の名称を使用すること。
- 保護対象の産品の明細書に示された要件に適合しない商品に関して保護対象の名称を使用すること。
- 保護対象の名称の評判の悪用に相当するような使用。
- 商品の真の原産地に関して消費者に誤認を生じさせるような使用。
- 名称の模倣（当該名称が指している場所が商品の真の原産地でない場合。商品の真の原産地が併せて表示されていても、保護対象の名称が多国語に翻訳されていても、「～風」(type)、「～様式」(style)、「～方式」(method)、「コピー商品」(imitation)等の表現が保護対象の名称に添えられていても、そのような使用は認められない)。
- 保護対象の産品に関する形状、パッケージ、宣伝素材に関する模倣であって、商品の真の原産地に関して虚偽の印象を生じさせるもの。
- パリ条約第 10 条(a)に定める違法な競争行為に相当するような地理的表示または原産地名の使用。

地理的表示法案を施行する政令によって、地理的表示に関する権利行使の詳細が明らかにされることになる。

同法案が効力を発生するまでは、商標保護に関する司法制度および裁判所（詳細は本書の「商標」の項を参照）が、団体商標として登録された地理的表示に関係することになる。

3.4.12 権利の行使

3.4.12.1 法執行機関

法執行機関となるのは司法機関および/または行政機関である。司法機関が執行機関となる場合、簡易裁判所裁判官、検察官、刑事裁判所判事および捜査判事が法執行活動を行う。さらに、行政機関の中で商標権に関わる法執行を担当するのは知財庁と税関である。

現時点で地理的表示に適用される法が存在しないため、商標制度について適用される法執行が地理的表示についても適用されることになる。

ちなみに、法執行機関の活動は以下のようなものである。

3.4.12.2 知的財産保護に関する司法制度および裁判所

前述したように、レバノンには、知的財産事案に特化した知的財産裁判所は存在しない。それゆえ、知的財産訴訟は司法裁判所に提起されることになる。訴訟を扱うのが刑事裁判所になるか民事/商事裁判所になるかは、それぞれの事案の基準に従って判断される。

レバノンの司法制度については、本書の **3.1.6.2 項**を参照することができる。

1924 年決議第 2385/LR 号に従い、商標権を保護・行使するために、以下に示すような幾つかの行政手続および司法手続を利用することができる。

➤ 簡易裁判所裁判官への申立

1924 年決議第 2385/LR 号は、差し迫った商標侵害が疑われる場合につき、侵害を防ぐために必要な予防的措置をすべて講じる権利を商標権者に与えている。

このため、簡易裁判所の裁判官は、侵害が予想される商標権の保護を保証するために法により許容されたすべての判決を下すことができるだけでなく、自らが言い渡した判決を執行するために強制的な措置を課すことができる。

この手順に従う場合、差し迫った侵害を阻止もしくは制止するため、管轄権を有する簡易裁判所の裁判官に対して、一方的押収命令 (Ex-Parte Seizure Order) の発行を求める申立を行わなければならない。一方的命令の執行後は、命令の執行が記録された日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所 (民事裁判所もしくは刑事裁判所) に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は一方的命令の無効事由となる。

さらに、管轄権を有する第一審裁判所の署長または検察官は、上記の予防的措置をすべて実施する権利を有する。

➤ 検察官

検察官は、商標権の侵害が発生した場合、職権により公務を執行する権限を有する。

特許の場合と同様、商標権についても、商標権者自身が商標に関する自らの権利を行使すべきであると言わねばならない。検察官が自発的に行動を起こすことは稀だからである。

加えて、商標権者は管轄権を有する検察官に商標侵害に関する告発状を提出することができる。提出された告発状は、国家警察軍 (Internal Security Forces ; 略称 ISF) の一部署である「金融犯罪・マネーロンダリング取締班」 (Financial Crime and Anti-Money Laundering Unit) または ISF における「サイバー犯罪・著作権班」 (Cybercrime and Copyright Unit) に移送され、これらの部署が事件の捜査を行い、押収すべき品があれば押収を行う。

その後、検察官は侵害者を告訴し、事件記録が所轄の刑事裁判所の判事に移送され、公判が行われることになる。刑事訴訟の流れは法に定める手続に従って進行し、最終的には刑事裁判所の判事が判決を言い渡すことになる。

➤ 知的財産庁

知的財産庁の長官も、商標侵害に対して職権により公務を執行する権限を有している。

また、商標権者には知的財産庁に告発状を提出するという選択肢もある。

告発 1 件につき、10 万レバノン・ポンド (LBP/100,000/340 円) に 10% の市町村税を加算した手数料がかかる。

押収が行われる場合、知的財産庁から派遣された調査官が押収の記録を作成し、侵害者の詳細、押収された物品およびその数量、その他の関連情報が押収記録に記載される。

知的財産庁の調査官が作成した押収記録に従い、商標権者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 税関による押収

税関（Customs Administration）も、職権に基づいて行動し、侵害品を押収する権利を持っている。この権限は、税関が国境において貨物検査を実施する際に行使され、国内においては「税務事後調査・密輸取締班」（Audit and Anti-Smuggling Unit）によって行使される。

税関が模倣品を押収するか疑わしい製品を留置した場合、押収記録の写しが知財庁に交付される。押収記録の写しを知的財産権者に交付するためである。この写しとともに、分析のために押収または留置された商品のサンプルも知的財産権者に提供される。知的財産権者は、提供されたサンプルが真正品か模倣品かを確認する宣誓供述書を知財庁に提出しなければならない。商品が模倣品であった場合、それらの商品は押収され、破棄される、そうでない場合、商品の通関が認められる。

あらゆる権利者は、侵害品を国境で押収するために一方的押収命令（Ex-Parte Seizure Order）の発行を求め、申立書を簡易裁判所の裁判官に提出することができる。

簡易裁判所判事が発行した決定に基づき作成された押収記録に従い、権利者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 取消訴訟

商標の登録が既存の権利を侵害しているか、商標登録の適格性がないと考える第三者は、管轄権を有する第一審裁判所に当該商標に対する取消訴訟を提起し、登録の取消と知財庁の登録簿からの抹消を求めることができる。

登録商標の取消が認められる場合を定めた規定は、商標法には存在しない。だが、実際問題としては、以下のようなケースでは取消が認められる可能性がある。

1. 問題の商標が適正に登録された先行商標または周知商標と同一であるか、混同を惹起する程度に類似している場合
2. 問題の商標が記述的もしくは一般的なものであって、商標としての保護を受ける資格がない場合
3. 問題の商標が第三者の著作権もしくは工業意匠権の侵害に相当する場合

裁判所は、侵害に相当する商標の取消に加え、侵害者に対して賠償の支払を命じるとともに、侵害に相当する発明や侵害に使用された装置の押収と、国内の新聞紙上における判決の公開を命じる判決を下すことができる。

MEPTICO 対 Orion Corporation の訴訟では、原告の MEPTICO が「カスタード」を意味するアラビア語から成る Orion Corporation の商標の登録取消を求めた。「カスタード」という一般的な用語の登録は MEPTICO が製造しているカスタード製品に害を及ぼす、と裁判所は認定し、アラビア語で「カスタード」と書かれた商標の登録を取り消した。この訴訟では「カスタード」という語が一般的な用語と見なされ、記述的ないし一般的な商標の取消を求める権利が確認された。

(山岳レバノン県第一審裁判所－判決第 4 号 (2017 年 1 月 31 日発行)－非公開判決)

3.4.12.3 救済

1924 年決議第 2385/LR 号およびレバノン刑法 (1943 年法律第 340 号)²³ は、商標に関する法規に違反する行為に対する制裁を規定している。

ここで指摘しておくべき点を挙げると、地理的表示法案の第 27 条として、先述の保護範囲に関する規定に違反した者は 3 か月以上 3 年以下の禁固および 500 万レバノン・ポンド (LBP/5,000,000/ (17,000 円)) 以上 5000 万レバノン・ポンド (LBP/50,000,000/ (170,000 円)) 以下の罰金が科されると規定している

当面のところ、地理的表示の侵害については商標侵害に関する救済と制裁が適用される。

➤ 1924 年決議第 2385/LR 号に基づく制裁

商標権者は、侵害または模倣に対して自らの権利の保護を求める権利を有する (第 105 条および 106 条)。

レバノン商標法 (前記決議の一部の規定) の第 105 条は、以下に該当する者は商標侵害に問われると規定している。

- 未登録商標を登録商標であると明示した者 (明示の態様や方法は問わない) ；
- 権利者の許可なく登録商標を故意に模倣または使用した者。公衆に誤認を生じさせるような「～風」、「～式」といった表現 (kind、type、style、imitation 等) が商標に併記されていた場合も同様である) ；
- 他人に帰属する商標を自らの商品または製品に表示した者；
- 偽造された商標または本来の商標の詐欺的な模倣を表示した製品を故意に販売するか、そのような製品の販売申し出を行った者；
- 購買者が特定の商標に依拠して要求した製品とは異なる製品を引き渡した者；

以上の行為をなした者は、所定の罰金および 3 か月以上 3 年以下の禁固または以上の刑罰のいずれか一方を科されるものとする。

さらに、商標法の第 106 条は、商標の模倣について有責とされる者を以下のように規定している。

²³ https://sherloc.unodc.org/cld/uploads/res/document/lebanon-penal-code.html/Lebanon_Penal_Code_1943.pdf

- 公衆を欺罔する意図から、商標の偽造には相当しない詐欺的な模倣を作製した者、または商標の詐欺的な模倣を使用した者；
- 要求された製品の性状について公衆に誤認を生じさせるために、当該製品の性状に関する詐欺的な表示を含む商標を使用した者；
- 製品の性状に関して公衆に誤認を生じさせる目的で、商標の詐欺的な模倣を表示した製品もしくは詐欺的な表示を付した製品を故意に販売するか、そのような製品の販売申し出を行った者；

以上の行為をなした者は、所定の罰金および2か月以上2年以下の禁固または以上の刑罰のいずれか一方を科されるものとする。

侵害もしくは模倣が存在するか否かの判断は、商標法**第107条**の以下の規定に従って、裁判所の裁量に委ねられている。

「消費者を欺罔することを意図された複製品もしくは模倣品を評価するにあたり、裁判所は、消費者の視点に立って当該製品を目視し、かつ、真正な商標と係争の対象となった商標の細部の違いではなく全体的な類似性を考慮して、評価を行うものとする」。

侵害者に対しては、裁判所の判断に従って罰金刑もしくは禁錮刑、またはその両方の刑罰が科されることになる。

さらに、商号の侵害についても商標の侵害と同様、罰金刑もしくは禁錮刑、またはその両方の刑罰が科される。

判例法は、1924年決議第2385号**第107条**に規定された原則を採用してきた。この原則は、欺罔の意図による模倣もしくは複製を考量するにあたり、裁判所は消費者の視点に立って、真正な商標と係争の対象となった商標の間に存在する要素の差異に拘泥することなく全体的な類似性に基づいて評価を下すべきだと規定している。

ただし、上記の違法行為が繰り返された場合、上記の各条に規定された上限額以上かつ上限額の2倍以下の罰金が科され、違反者は例外なく2か月以上5年以下の禁固刑に処される（**第109条**）。

侵害者に対しては、上記の制裁以外の制裁も課される。商業会議所、業界団体、企業連合、協同組合の会員資格の喪失や、公職全般に関する立候補資格の喪失などである。

さらに、侵害者が犯罪について無罪を宣告された場合でも、権利者に損害を生じさせた商品は、法に従って押収され、破棄されることになる。

裁判所は侵害者に対し、商標権者が被った精神的・物質的損害に対する公正な損害賠償の支払を命じる。被告が無罪と見なされた場合にも前記の損害賠償が課されることがありうる、という点は指摘しておくべきであろう。

➤ 刑法に基づく制裁

レバノン刑法によれば、制裁の適用を求めるために必須とされる要件は、侵害行為をなした者がその行為を実行した時点で自らの行為が侵害に相当すると認識していたという事実を立証することである。

刑法第 702 条は、以下に該当する者に対し、10 万レバノン・ポンド（340 円）以上 100 万レバノン・ポンド（3400 円）以下の罰金および 3 か月以上 3 年以下の禁固、または以上のいずれかの刑罰を科している。

- 商標権者の許諾なく、登録商標を故意に模倣するか、または購買者を欺くような方法で登録商標を使用した者
- 自らの製品または自らが販売しているブランドに他人に帰属する商標を表示した者
- 模倣商標もしくは真正な商標と紛らわしい商標を詐欺的な態様で表示した製品を故意に販売するか、そのような製品の販売申し出を行った者（第 703 条）
- 購買者が特定の商標に依拠して要求した製品とは異なる製品を引き渡した者

裁判官は、消費者の視点に立って複製品もしくは模倣品を目視することにより、詐欺の意図の有無を評価することになる。

裁判官は、真正な商標と問題の訴訟の対象となった商標との細部の差異に注目するのではなく、それらの全体的な類似性を考量しなければならない。

➤ 不正競争行為に対する制裁

1924 年決議第 2385/LR 号の第 97 条および 98 条の規定によれば、不正競争行為の構成要件が満たされている場合、他の処罰に加えて刑法（1943 年 3 月 1 日付法令第 340 号）第 714 条に定める不正競争行為についても侵害者を告発することが可能である。その場合、10 万レバノン・ポンド（340 円）以上 50 万レバノン・ポンド（1700 円）以下の罰金が科される。

刑法第 714 条は以下のように規定している：「詐欺的な手段、虚偽の主張もしくは悪意の示唆により他人の顧客を不正に誘致して自らの顧客とした者は、それにより不当な不利益を被った者の告発に基づき、10 万レバノン・ポンド以上 50 万レバノン・ポンド以下の罰金刑に処す」と規定している。

この犯罪は未遂犯に対しても刑罰が科される。

1924 年決議第 2385/LR 号の第 97 条は以下のように規定している。

「以下の行為は違法な競争行為と見なされるものとする：

- 1- 本決議の第 6 部に規定された罰則の適用を可能にする条件が欠けているが本決議に違反する行為。
- 2- 裁判所が違法な競争行為とみなし、違法な競争行為であるとの判断を示す可能性がある行為」

1924 年決議第 2385/LR 号の第 98 条は以下のように規定している。

「違法な競争行為は、当該競争行為もしくは有害な行為の停止を求める訴によらない限り、これを提訴しえない。さらに、営業の休止および損害について請求を提起することができる。ただし、そのよ

うな行為が刑法もしくは本決議により処罰される違法行為と見なされない状況が存在する場合はこの限りではない。」

3.4.12.4 救済の概略と刑事・民事の比較

- 刑事上の救済：禁固/罰金－損害賠償－侵害品の破棄－判決の公開
- 民事上の救済：損害賠償－押収、没収および侵害品の破棄－判決執行の遅延 1 日ごとに科される強制的な遅延賠償金－判決の公開－侵害に相当する登録の取消

刑事上の救済	民事上の救済
禁固	押収
罰金	没収
損害賠償	損害賠償
侵害品の破棄	侵害品の破棄
判決の公開	判決の公開
	判決執行の遅延 1 日ごとに科される 強制的な遅延賠償金
	侵害に相当する登録の取消

3.4.12.5 法執行プロセスのフローチャート

地理的表示法案には法執行に関わる詳細が規定されていないため、以下のフローチャートは、団体商標に関する権利行使のプロセスの詳細を示したものである。

経済貿易省で行われる知財庁への告発



簡易裁判所判事への申立



検察官への告発



取消訴訟手続



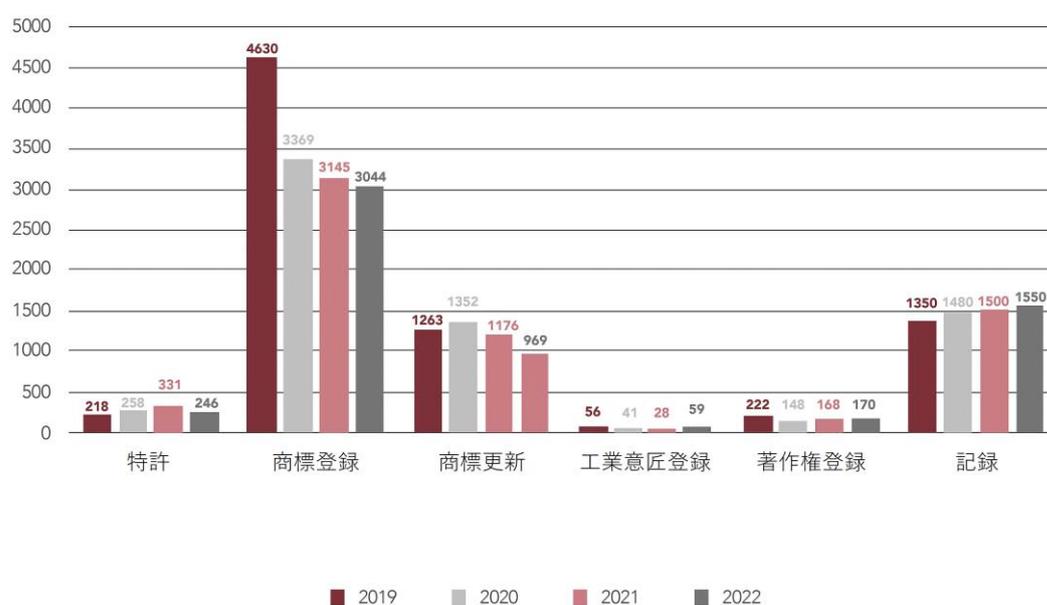
3.6 知的財産の登録に関する統計

レバノンには統計が乏しいが、知的財産庁は過去3年間の知的財産登録件数に関して幾つかの統計を提供することができる。さらにWIPOも、レバノンにおける登録について述べたインターネット・ページ上で幾つかの統計を公開している。

以下の表は、2019～2021年までの知的財産登録に関する統計を、知的財産のあらゆる形態について詳細に示したものである。

年度	特許	商標登録	商標更新	工業意匠登録	著作権登録	記録
2019	218	4630	1263	56	222	1350
2020	258	3369	1352	41	148	1480
2021	331	3145	1176	28	168	1500
2022 年度の初めから 今日まで	246	3044	969	59	170	1550

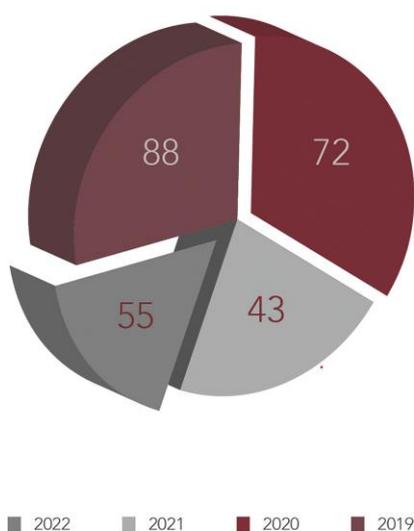
レバノンにおける知的財産の記録および登録



以下の表は、レバノンにおける登録件数をレバノン企業と外国企業で比較したものである。

年	総登録件数	レバノン企業による商標登録	外国企業による商標登録	日本企業による商標登録
2022	3044	1552	1437	55
2021	3145	1683	1419	43
2020	3369	1624	1673	72
2019	4630	2266	2276	88

日本企業の商標登録に関する統計



以下の表は、2012～2021年のレバノンの知的財産権に関する統計を示したものである。²⁴

年度	特許	商標 (区分の数)	工業意匠 (意匠の数)	GDP (2017米ドルで計算)
2012				99.32
2013	161	5,795		103.12
2014	140	4,867		105.68
2015	161	6,928		106.17
2016				107.82
2017				108.79
2018				106.74
2019				99.36
2020				73.62
2021				65.88

²⁴ WIPO のデータベースを参照のこと：https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=LB

2012～2021 年に願書が提出された特許出願の件数：

年度	居住者	非居住者	外国
2012			39
2013	105	250	56
2014	80	261	60
2015	110	194	51
2016			44
2017			85
2018			76
2019			79
2020			84
2021			42

WIPO のデータベースに収録された特許付与件数：

年度	居住者	非居住者	外国
2012	59	258	13
2013	75	250	13
2014	55	261	11
2015	85	194	20
2016			24
2017			27
2018			29
2019			36
2020			23
2021			46

商標出願において指定された区分の数：

年度	居住者	非居住者	外国
2012			2,158
2013	805	274	4,990
2014	971	243	3,896
2015	1,253	284	5,675
2016			5,536
2017			4,211
2018			3,765
2019			3,966
2020			3,390
2021			6,918

以下の表は、商標出願で指定された区分の数の詳細を示したものである：

年度	居住者	非居住者	外国
2012			2,214
2013	3,489	5,758	3,202
2014	3,822	6,141	3,832
2015	4,098	5,429	2,685
2016			5,568
2017			4,676
2018			2,582
2019			5,294
2020			2,545
2021			6,509

以下の表は、工業意匠出願において出願された意匠の数の詳細を示したものである：

年度	居住者	非居住者	外国
2012			112
2013			560
2014			12
2015			184
2016			51
2017			1,015
2018			134
2019			89
2020			174
2021			672

以下の表は、工業意匠出願において登録された意匠の数の詳細を示したものである：

年度	居住者	非居住者	外国
2012			192
2013			520
2014			545
2015			183
2016			31
2017			1,014
2018			126
2019			89
2020			151
2021			674

4. レバノンにおける模倣品および著作権侵害品

4.1 レバノンにおける模倣品および著作権侵害品の定義

レバノンの知的財産法には、模倣や著作権侵害の明確な定義が示されていない。その代わりに、模倣または著作権侵害と見なされる行為または活動のリストを提供している。ただし、レバノンの司法機関や法執行機関は、TRIPS 協定に明記された模倣の定義を採用している。TRIPS による模倣品の定義は以下のようにになっている。

「不正商標商品（counterfeit trademark goods）とは、ある商品について有効に登録されている商標と同一でありまたはその基本的側面において当該商標と識別できない商標を許諾なしに付した、当該商品と同一の商品（包装を含む）であって、輸入国の法令上、商標権者の権利を侵害するものをいう。」

著作権侵害についても同様のことが言える。TRIPS 協定による著作権侵害品の定義は以下のようにになっている。

「著作権侵害物品（pirated copyright goods）とは、製造を待っているある国において、権利者または権利者から正当に許諾を受けた者の承諾を得ないである物品から直接または間接に作成された複製物であって、当該物品の複製物の作成が輸入国において行われたとすれば、当該輸入国の法令上、著作権または関連する権利の侵害となったであろうものをいう。」

4.2 模倣品および著作権侵害品の現状

4.2.1 市場の名称および場所

上述したように、現在レバノンで進行している危機と、法執行活動がごく限られた範囲でしか行われていないという事情が相まって、レバノン市場ではあらゆる種類の模倣品や著作権侵害品が蔓延している。

レバノン市場に出回っている日本産ブランドの模倣品について言えば、模倣により最大の被害を受けている製品としては、テレビゲーム、プリンター用カートリッジ、電気器具、自動車用スペアパーツ、タバコ等が挙げられる。

過去に模倣品が発見された市場のうち、主要なものを以下に掲げておく。

- ベイルート市内の市場：
 - サブラー・キャンプ（Sabra camp；パレスチナ難民キャンプ。あらゆる種類の模倣品が見受けられる）
 - ハムラ通り（Hamra street；主として高級品）
 - マー・エリアス通り（Mar Elias Street；主として高級品）
 - タリク・エル・ジャジーダ（Tarik El Jadida；主として電気器具、電子製品、テレビゲーム、衣類）

- アフィーフ・エル・ティビ通り (Afif El Tibi Street；主として衣類、靴、バッグ)
 - エル・バスタ (El Bassta；主として日用消費財、他の種類の製品もあり)
 - バルビル (Barbir；主として日用消費財、他の種類の製品もあり)
- 山岳レバノン県の市場：
- ダヒーヤ地区 (Dahieh Region；あらゆる種類の製品および日用消費財)
 - リハブ通り (Rihab Street；あらゆる種類の製品、日用消費財、化粧品)
 - マウアワド通り (Mouawad Street；あらゆる種類の製品、日用消費財)
 - ボージャ・エル・バラジャニ・キャンプ (Borj El Barajni Camp；パレスチナ難民キャンプ。あらゆる種類の製品が見られる)
 - エル・ライラキ (El Laylaki；あらゆる種類の製品および日用消費財)
 - ハイ・エル・セローム (Hay EL Sellom；あらゆる種類の製品および日用消費財)
 - サン・テレーズ (St. Therese；あらゆる種類の製品および日用消費財)
 - ブルジュ・ハムード (Bourj Hammoud；主として衣類、靴、バッグ、高級品および日用消費財)
 - ザルカ (Zalka；主として衣類、高級品、靴、バッグ)
 - ジュニーエ (Jounieh；主として衣類、高級品、靴、バッグ)
 - ジュベイル (Jbeil；主として衣類、靴、バッグ、高級品)
 - フルン・エル・チェバーク (Furn El Chebak；主として衣類、高級品、靴、バッグ)
 - ナバー (Nabaa；主として衣類、高級品、靴、バッグおよび日用消費財)
 - シン・エル・フィル (Sin EL Fil；主として衣類、高級品、靴、バッグおよび日用消費財)
 - ポーチュリエ (Bauchrieh；主として自動車用スペアパーツ)
 - ウーザイ (Ouza；主として自動車用スペアパーツおよび日用消費財)
- 南レバノン県の市場：
- サイダ (Saida；あらゆる種類の製品および日用消費財)
 - エル・ガジーエ (El Ghaziyeh；あらゆる種類の製品、日用消費財および自動車用スペアパーツ)
 - エル・ナバティエ (El Nabatieh；あらゆる種類の製品、日用消費財および自動車用スペアパーツ)
 - ティア (Tyr；あらゆる種類の製品、高級品、バッグ、日用消費財)
- 北レバノン県の市場：
- トリポリ (Tripoli；あらゆる種類の製品、日用消費財)
 - エル・ベダウィ・キャンプ (El Beddawi Camp；パレスチナ難民キャンプ)
 - ジャバル・モーセン (Jabal Mohsen；あらゆる種類の製品、日用消費財)
 - バブ・エル・テバネー (Bab El Tebbaneh；あらゆる種類の製品、日用消費財)
 - スーク・エル・カメー (Souk El Kameh；あらゆる種類の製品、日用消費財)

- ベッカー県およびバールベック・ヘルメル県の市場：
 - エル・マzna地区（El Masna'a region；あらゆる種類の製品、日用消費財、自動車用スペアパーツ）
 - シュタウラ（Chtaura；あらゆる種類の製品および日用消費財）
 - バールベック（Baalbek；あらゆる種類の製品および日用消費財）
 - ヘルメル（Hermel；あらゆる種類の製品および日用消費財）

上記の地域で発見された模倣品は製品の種類に応じて市場ごとに異なっている、という点は指摘しておくべきであろう。高級品で名高い市場もあれば、洗剤や日用雑貨で知られている市場もあり、スペアパーツで有名な市場もある。

パレスチナ難民キャンプについて言えば、レバノンの当局がこれらのキャンプに入り込んで強制捜査や調査を実施することはできない。つまり、模倣品や侵害品の疑いのある商品がキャンプ内で取引されていても、法執行活動はキャンプの境界線の内側には及ばないのが実情である。

さらに、セキュリティの観点から慎重に扱うべき地域もある。ダヒーヤ地区やバールベック・ヘルメル県といった地域である。このような地域で強制捜査を行う際には、事前に何らかのセキュリティ対策を講じなければならない。

4.2.2 市場で見受けられる模倣品および著作権侵害品

レバノンではあらゆる種類の模倣品および著作権侵害品が見受けられるが、特に目立つのは以下のような製品である。

- エレクトロニクス
- 家電
- 自動車用スペアパーツおよび潤滑剤
- 高級品（衣類、靴、バッグ、腕時計、宝飾品など）
- 化粧品および香水
- 食品
- タバコ製品
- 医薬品および医療用品
- 日用消費財（シャンプー、歯磨き粉、歯ブラシ、洗剤、家庭用品）
- アルコール飲料
- 書籍、CD、DVD

4.2.3 流通経路

かつてレバノンは、他国の小規模な生産施設で製造された模倣品を輸入・消費する国と見なされていた。模倣品の原産地は主として以下の国々である。

- 中国
- トルコ
- エジプト
- シリア

模倣品は海港や空港を通じてレバノンに入ってくる。シリア国境を経由して陸路で運ばれてくる場合もある。レバノンの東と北はシリアに接しており、国境線の長さはおよそ 357 キロである。南側の国境はパレスチナ自治区に接しているが封鎖されており、越境は不可能となっている。

シリアとの非常に長い国境には合法的に越境可能なポイントが 7 か所あるが、模倣品や密輸品の運搬人が不法入国に利用する違法な越境ポイントも数か所ある。

こうしてレバノンに運び込まれた模倣品やレバノン国内で製造された模倣品は、パレスチナ難民キャンプやダヒーヤ地区など政情不安定な地域で保管されるのが普通である。その後、主に小型トラックやバンを使って商品の流通が行われる。模倣品は少量または中程度の数量に小分けされ、卸売業者/小売業者のもとに輸送される。

卸売業者/小売業者の大半はいまだに伝統的な販売方法を用いており、倉庫や店舗で商品の販売を行っている。だが、新型コロナウイルスの世界的流行を経て、e コマースやオンライン販売を通じて模倣品が販売され始めたことが分かった。つまり、ソーシャルメディアのページやオンライン市場を通じた販売である。

現在はレバノン危機のせいで模倣品の国内生産量は少なくなっており、模倣品の詰め替えや包装だけを国内で行うケースが増えている。このような活動は、パレスチナ難民キャンプ、ダヒーヤ地区、シリア国境付近などの政情不安定な地域で行われるのが普通である。

4.2.4 統計

レバノンでは、模倣品取引や模倣品対策を含むあらゆる分野において、データや統計に大きな欠落が見受けられる。

様々な法執行機関が模倣品対策に関する独自のデータや統計を保有している。だが、こうしたデータが複数の当局間で共有されることはなく、適正な統計データを収めたデータベースとして一元管理されることもない。

以上のような事情により、統計の入手は主として民間のデータ収集活動に頼ることになる。我々の経験に基づいて言えば、統計を入手する手段としては、当局のウェブサイト上で提供されているデータを集めるか、生データがあれば物理的に生データを手取りし、それを分析するという手法が用いられる。

4.2.5 法執行

本報告書の別の章でも何度となく述べているように、知財関連の法執行活動は権利者が措置をとる権利と分かちがたく結びついているが、模倣品や侵害品の検出や押収を支援するため、法執行機関を対象として研修や啓発活動を行っている団体が存在することも事実である。

個々の知的財産権者は、以下に示すような司法裁判や行政訴訟を利用することができる。

司法裁判の場合：

- 簡易裁判所裁判官
- 検察官
- 刑事裁判所判事および捜査判事（国家警察軍(ISF)の支援を受けて活動する）

さらに、知財庁や税関などの行政当局も法執行に関わっている。

前にも述べたが、知財裁判所の設立を目指す多くの取り組みやロビー活動が展開されたにも関わらず、レバノンには知財関連の事案に特化した知財裁判所は存在しない。

それゆえ、知的財産訴訟は司法裁判所に提起されることになる。訴訟を扱うのが刑事裁判所になるか民事/商事裁判所になるかは、それぞれの事案の基準に従って判断される。レバノンの司法制度は司法行政および司法機関に関する法によって体系化されている。同法は 1983 年 9 月 16 日付の 1983 年政令第 150 号によって公布された。レバノンの司法制度を構成する部門に関する詳細な情報については、以下のリンク先を参照されたい。

<https://www.justice.gov.lb/index.php/court-details/6/1>

レバノンの裁判所は民事裁判所と刑事裁判所に大別される。

民事裁判所には次のようなものがある。

- 第一審裁判所（以下から構成される）
 - 裁判官（単独制）
 - 第一審裁判所審判部
- 控訴裁判所
- 破毀院

刑事裁判所は以下から構成される。

- 検察官
- 捜査判事
- 起訴部
- 刑事裁判官（単独制）
- 控訴裁判所
- 破毀院

一般に、法執行のための様々な手続は知的財産権全般に関する手続と同じである。その概要を以下に示しておく。

➤ 簡易裁判所裁判官への申立

知的財産権者は差し迫った疑わしい侵害を防ぐために必要な予防的措置をすべて講じることができる。

このため、簡易裁判所の裁判官は、侵害が予想される商標権の保護を保証するために法により許容されたすべての判決を下すことができるだけでなく、自らが言い渡した判決を執行するために強制的な措置を課すことができる。

この手順に従う場合、差し迫った侵害を阻止もしくは制止するため、管轄権を有する簡易裁判所の裁判官に対して、一方的押収命令 (Ex-Parte Seizure Order) の発行を求める申立を行わなければならない。一方的命令の執行後は、命令の執行が記録された日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所 (民事裁判所もしくは刑事裁判所) に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は一方的命令の無効事由となる。

さらに、管轄権を有する第一審裁判所の所長または検察官は、上記の予防的措置をすべて実施する権利を有する。

➤ 検察官

検察官は、知的財産権の侵害が発生した場合、職権により公務を執行する権限を有する。ただし、実際には権利者が自らの権利を行使するための措置を講じない場合、検察官が職権に基づいて行動することは稀である。

それゆえ、特許権者その他の権利者は、管轄権を有する検察官に特許侵害に関する告発状を提出することができるので、これを提出すべきである。告発状は国家警察軍 (Internal Security Forces ; 略称 ISF) に移送され、国家警察軍が事件の捜査を行い、押収すべき品があれば押収を行う。

その後、検察官は侵害者を告訴し、事件記録が所轄の刑事裁判所の判事に移送され、公判が行われることになる。刑事訴訟の流れは法に定める手続に従って進行し、最終的には刑事裁判所の判事が判決を言い渡すことになる。

➤ 知的財産庁

知的財産庁の長官も、あらゆる知的財産権の侵害に対して職権により公務を執行する権限を有している。

また、特許権者には知的財産庁に告発状を提出するという選択肢もある。告発 1 件につき、10 万レバノン・ポンド (LBP/100,000/340 円) に 10% の市町村税を加算した手数料がかかる。押収が行われる場合、知的財産庁から派遣された調査官が押収の記録を作成し、侵害者の詳細、押収された物品およびその数量、その他の関連情報が押収記録に記載される。

知的財産庁の調査官が作成した押収記録に従い、知的財産権者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所 (民事裁判所もしくは刑事裁判所) に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 税関による押収

税関（Customs Administration）も、職権に基づいて行動し、侵害品を押収する権利を持っている。この権限は、税関が国境において貨物検査を実施する際に行使され、国内においては「税務事後調査・密輸取締班」（Audit and Anti-Smuggling Unit）によって行使される。

税関が模倣品を押収するか疑わしい製品を留置した場合、押収記録の写しが知財庁に交付される。押収記録の写しを知的財産権者に交付するためである。この写しとともに、分析のために押収または留置された商品のサンプルも知的財産権者に提供される。知的財産権者は、提供されたサンプルが真正品か模倣品かを確認する宣誓供述書を知財庁に提出しなければならない。商品が模倣品であった場合、それらの商品は押収され、破棄される、そうでない場合、商品の通関が認められる。

あらゆる権利者は、侵害品を国境で押収するために一方的押収命令（Ex-Parte Seizure Order）の発行を求める申立書を簡易裁判所の裁判官に提出することができる。

簡易裁判所判事が発行した決定に基づき作成された押収記録に従い、権利者は、押収の日から 15 日以内に、本案に関する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起し、違法行為によって生じた損害の賠償を請求しなければならない。所定の期限までに訴訟が提起されなかった場合、その事実は押収記録の無効事由となる。

➤ 取消訴訟

権利の登録が既存の権利を侵害しているか、登録の適格性がないと考える第三者は、管轄権を有する第一審裁判所に当該の権利に対する取消訴訟を提起し、登録の取消と知財庁の登録簿からの抹消を求めることができる。

裁判所は、侵害に相当する特許の取消に加え、侵害者に対して賠償の支払を命じるとともに、侵害に相当する発明や侵害に使用された装置の押収と、国内の新聞紙上における判決の公開を命じる判決を下すことができる。

特定の権利に関する個々の法執行措置の詳細については、本報告書の 3.1.6、3.2.6、3.3.6、3.4.6、3.5.6 の各項目を参照されたい。

4.2.6 模倣品対策

レバノンの市場に模倣品が蔓延しているという現状を考えると、知的財産権者が模倣品に対抗して実施する措置が真に効果を発揮するためには、迅速、積極的かつ広範なものでなければならない。

模倣品取引のような問題は、断片的な解決策や場当たりの法執行を実施しても成果は保証されない。すべてのレベルで模倣品に対処し、他の補足的な活動（法執行当局を対象とする研修や啓発キャンペーン等）に加えて、市場調査や訴訟を含む多様な手段を駆使するため、知的財産権者は包括的な戦略を立てる必要がある。

4.2.6.1 市場調査とモニタリング

戦略策定の叩き台となるのは、知的財産権者が収集した情報または国内の調査業者が実施する基本的な市場調査である。市場調査は、市場を複数の異なる地域に分割し、それぞれの区域に関わる様々な商人、倉庫、取引拠点について行われる。

こうした市場調査は、模倣品の鑑別に関する知識と教育を身に着けた専門の市場調査業者に依頼しない限り実施できない。市場調査業者に情報を提供するのには、模倣品取引に関して相互的な協力関係を確立している権利者たちの代表である。さらに、このような調査では秘密保持が重要な要素となるため、秘密保持に関わるリスクを理解し、侵害者に調査を察知されるような行動（故意か過失かは問わない）を起こすことなく調査を遂行できる、信用ある調査業者と契約することが望ましい。

さらに、調査業者は調査の最初の段階で、権利者の代表の提言に従って市場をいくつかの区画に分割することになるだろう。その上で、個々の調査員がそれぞれ1つの区画を担当することになる。

継続的なモニタリングは、権利者の代表の関与なしには実現しえない。権利の行使を確実に成功させるため、あるいは侵害の前歴がある者が悪しき習慣に立ち返るのを防ぐため、権利者の代表は市場の精査を実行させることになる。

4.2.6.2 法的手続

先述したように、レバノンにおいて一方的押収命令（Ex-Parte seizure orders）を請求し、模倣品を押収し、侵害者を訴追しようとする場合、複数の法的手続が利用できる。包括的な戦略を採用するか、臨機応変に一ないし複数の戦略を適宜実施するかによって、適切な手続が選択される。

効率性を考えれば、知的財産権者が模倣品に対抗して実施する措置は、戦略の発動直後から迅速、積極的かつ広範なものでなければならない。そうすれば、権利者が模倣品取引に対して断固たる措置をとるという世評が広がっていくだろう。

知的財産権者が量の多寡に関わらず模倣品を発見し、その模倣品に対して積極的に訴訟を提起し、法に定められた最大限の損害賠償を請求した場合、権利者の製品を扱う際にはそれが真正品であることを確認する必要がある、そうしないと後で訴追される恐れがある、という噂が市場に広がるだろう。特にレバノンの判例はこの点については一貫しているため、制裁の噂を耳にして神経質になった小売業者たちは、不正な商標を表示した商品を非公式の提供元から仕入れたり、不正なインボイスを付された商品に手を出したりしないよう気を使うだろう。

主犯格の侵害者/商品販売者に対しては、直ちに和解を申し入れたり和解に応じたりするよりも、訴訟を提起する方が遙かに望ましい。短兵急な和解によって損害賠償を取り損なうこともあるからだ。金銭的な損害賠償を伴わない解決では、他の侵害者に対する抑止効果は得られない。そのようなケースでは、小売業者が模倣品を「闇市場」で販売するという伝家の宝刀を出してくる場合もある。実際、金銭的補償を伴わない迅速な和解は、商標権者の製品の模倣品を売り払って始末した方が安全だというメッセージを闇市場に送ることに等しい。自分たちが捕まった場合に大量の在庫が残っているのは困るからだ。

レバノン市場で流通する模倣品を探し当てるための市場調査やモニタリングと並行して、知的財産権者は、自らの法律上の代理人を通じて、管轄権を有する検察当局に「被疑者不詳」の刑事訴訟を提起するか、管轄裁判所に「一方的押収命令」の発行を求めることになるだろう。押収を実行するのは国

家警察軍（ISF）および/または他の法執行機関である。必要があれば、他の関係機関（税関、経済貿易省消費者保護か、簡易裁判所の判事等）と連携して強制捜査を実施することも可能である。

上記の当局にアプローチする場合、知財の分野に関する知識を持ち、当局への連絡方法について支援を提供してくれるレバノンの法律事務所や弁護士を代理人に任命するのが最良の手段である。このような場合には官民両セクターの協力が上手く機能し、これまでも優れた成果を上げてきた実績がある。

強制捜査が実行されると、模倣品その他の証拠（送り状、違法な活動に使用された原材料など）が押収される。

押収が完了すると、その事案は正規の法的手続に従って進行し、最終的には、損害賠償の支払および/または侵害者に不利な判決の言渡しを盛り込んだ和解協定が侵害者との間で締結される。

模倣品取引の根源にあるのは金銭である、という点は指摘に値するだろう。模倣が割に合わないと思えない限り、模倣者は違法なビジネスを続けていくだろう。知的財産権者が自社の模倣品防止戦略に真剣に取り組む姿勢が市場に伝わり、その結果として模倣者に不利な相当数の判決（判例集のような体裁をとらなくてもよい）が発行されれば、模倣品に手を染めようとしている者に対する抑止力として役立つだろう。経験の示すところによれば、前述の戦略をある程度の期間にわたって維持することができれば、模倣者たちは報復が手厳しくない他のブランドへ流れていくのが普通である。

その一方で、抑止効果という観点から言えば侵害者に金銭的損害賠償を課すのが効率的だという事情に加え、前記の模倣品防止戦略に費やされる資金の「投資収益率」を高めていくことが重要なプロセスであるという点に変わりはない、という事実は指摘に値する。

4.2.6.3 広報活動を通じた啓発

何であれ計画を実施する際には、知的財産権者が被る損害やそれが国家経済に及ぼす影響について、管轄当局の説得を試みる必要がある。つまり、知的財産権者がレバノンの法の順守に力を注いでおり、レバノンの消費者の保護と積極的な行動計画を通じた自らの排他的権利の保護に極めて真摯に取り組んでいるという点を理解させることである。

啓発活動は、知的財産権者の訪問視察を通じて実施され、知的財産権者の代表の立ち合いが可能な場合、または立ち合いが必要と見なされる場合には常に、代表立ち合いのもとで行われる。会合の相手としては、以下の公的機関の長および代表が想定される。

- 経済貿易省
- 税関総局
- 管轄検察官
- 簡易裁判所判事
- 国家警察軍（ISF）将校

上記の機関にアプローチする場合、自社が属する産業部門で活動している関連団体や、レバノンの弁護士を通じて対応することが望ましい。

レバノン・ブランド保護グループ (Brand Protection Group (BPG) Lebanon ; 略称「BPG レバノン」)²⁵は、国や地域の主要な製造販売業者および国際的な製造販売業者ならびに流通業者によって 2003 年に設立された団体で、その設立の趣旨は、あらゆる種類の製品 (特にコンシューマー製品) の模倣、密輸、複製がレバノン国内で広がっているという現象に立ち向かうことである。現在、以下の企業が BPG レバノンの会員となっている。

- NESTLE
- P&G
- 日本たばこインターナショナル (JTI)
- Henkel
- Unilever
- Louis Vuitton
- Indevco Group
- Fattal
- Holdal
- British American Tobacco (BAT)
- Diageo
- Philipp Morris
- L'Oreal
- SADER Group
- Beiersdorf
- Imperial Tobacco
- Merck Sharp & Dohme
- Nike
- Transmed
- Societe Kassab
- その他

レバノン・ブランド保護グループの主な目標は、以下のように要約することができる。

- レバノンにおける知的財産および模倣品問題について公衆を啓発し、これらの問題に効果的に対処する方法を明確にする。
- 知的財産権を保護するとともに、詐欺や不正競争行為から消費者の権利を保護する。
- あらゆる種類の製品 (特にコンシューマー製品) の模倣、密輸および複製に関わる現象に立ち向かい、レバノンの消費者の権利を保護するとともに、詐欺や不正競争行為から消費者の権利を保護する。
- コンシューマー製品に関する販売サービスの水準を高め、より良いサービスおよび製品をレバノンの消費者に提供する。
- 官民両セクター、特に経済貿易省や税関と協働し、変造・複製・模倣・密輸からコンシューマー製品、消費者、他の製品全般および知的財産権を保護する。

²⁵ <https://www.brandprotectiongroup.org/>

- レバノンの消費者の福祉、製品（特にコンシューマー製品）および知的財産権を複製、模倣、密輸および詐欺から保護し、レバノンの国際的な評判を保持することを目的として、合法的な競争を保証するような方法で、レバノンにおけるコンシューマー製品の取引、生産および販売を奨励・推進・支援する活動に参加する。
- コンシューマー製品、複製・模倣・密輸に対する消費者の保護ならびに知的財産権の保護に関してレバノンの消費者、官民の関係機関を教育するため、会合、セミナー、会議および講演を主催する。
- レバノンの内外いずれかを問わず、密輸、偽造、模倣および不正競争行為により悪影響を被る様々な製品および経済部門（主として商業、工業および農業）に関する調査の実施、統計の作成、研究および利用可能な手法による研究成果の公表。
- 販売サービス、貿易および工業の分野で、製品全般（特にコンシューマー製品）およびその保護、知的財産権の保護、その他、団体の目標に関連する事項に関して、他の国や地域の組織および団体ならびに国際的な組織および団体との間で、調査、研究、統計および専門知識の交換を行う。

それゆえ、BPG レバノンに加入する価値はある。BPG レバノンは公報フォーラムであり、権利者その他の事業者が知的財産権保護のためのヒアリングやロビー活動に参加することを可能にし、公衆の啓発を行っている。しかも、BPG レバノンは地域の NGO やブランド保護団体（湾岸 BPG、フランスの Unifab など）と密接な関係を有している。

4.2.6.4 研修

知財庁の調査官、税関職員、ISF 職員を対象とした研修が推奨されており、権利者や BPG 等のグループによって実施されている。こうした研修は実際に非常に有益であることが分かっており、強制捜査の実施や起訴に先立って、法執行機関の職員に模倣品検出ガイドラインを教え込むために実施される。これらの研修は少なくとも年に 1 度以上の頻度で実施されるのが普通である。

4.2.7 推奨される効果的な措置の比較対象表

措置	利点	欠点
侵害者宛の警告状送付	低コストで迅速な手続で、侵害者が善意の場合には友好的な和解につながる可能性がある。	模倣品絡みの事案で、自らが模倣品を扱っていることを侵害者が完全に認識している場合には不適切な手段。
簡易裁判所裁判官への申立	一方的押収命令を取得するための低コストで迅速な手続。命令は裁判所書記によって執行される。裁判所の命令は、侵害品の押収方法を指定したものとなる。	押収命令の執行から 15 日以内に、本案に関する訴訟が管轄裁判所に提起されなければならない。訴訟が提起されなかった場合、押収は無効とされる。新たな証拠が提出された場合、簡易裁判所の裁判官は随時、押収品の引き渡しを決定することができる。
知財庁への申立	低コスト。知財庁の調査官が侵害品の目録を作成し、権利者の管理下で保管させる。	押収命令の執行から 15 日以内に、本案に関する訴訟が管轄裁判所に提起されなければならない。訴訟が提起されなかった場合、押収は無効とされる。
検察官への告発	低コストで押収が保証される。検察官は一件書類を ISF に移送し、捜査と押収を実行させる。その後、検察官は侵害者を起訴し、管轄の刑事裁判所に一件書類を移送して裁判が開始される。刑事裁判所の判事は公訴を処理し、権利者に民事上の救済を与えることができる。損害賠償を求める民事訴訟を別に提起する必要はない。	裁判中は、長期間にわたる刑事訴訟手続が進められる。
第一審裁判所での取消訴訟	侵害に相当する登録の取消と他の救済（損害賠償、判決の公開等）を請求できる。	他の国々で採用されている異議申立手続に比べ、手続は長期間にわたる上に費用もかさむ。

4.2.8 プロセスのフローチャートおよび時系列/リードタイム

本報告書の全編を通して、簡易裁判所裁判官への申立、検察官への告発、知財庁での申立など、それぞれの措置のタイプについて異なるプロセスとフローチャートが示されている。

詳細な情報については、3.1.6.5、3.2.6.5、3.3.6.5、3.4.6.5、および3.5.5.10の項目を参照されたい。

措置	所要期間
裁判所の廷吏を通じて「停止通告書」を交付（公証人と廷吏の手数料を含む）。	およそ3日。
簡易裁判所裁判官への申立（裁判所の手数料、ベイルート弁護士会（BBA）の手数料、印紙税、裁判所書記の手数料、雑費を含む）。	およそ3日。
知財庁への申立	およそ3日。
知財庁への申立もしくは告発の後で本案に関する訴訟を提起（第一審の判決が発行されるまでに発生した裁判所の手数料、BBA 手数料、印紙税、通知費用および雑費を含む）。公定料金は請求される損害賠償の額によって異なる。	第一審判決の発行から9か月～18か月。
検察官への刑事告発の後で刑事裁判所における訴訟手続（第一審の判決が発行されるまでに発生した裁判所の手数料、BBA 手数料、印紙税、通知費用および雑費を含む）。	強制捜査の実施までおよそ15日。 第一審判決の発行から9か月～18か月。
第一審裁判所での取消訴訟（第一審の判決が発行されるまでに発生した裁判所の手数料、BBA 手数料、印紙税、通知費用および雑費を含む）。	9か月～12か月。

4.2.9 それぞれの対策に関する料金表

以下の料金表には、レバノンでの平均的な料金が示されている。ただし、料金の統計が存在しないうえ、インフレとレバノン通貨の切下げの影響で料金は常に変動している。表中に米ドルおよび日本円で示された料金は概算であり、これらの通貨はレバノン通貨に比べれば安定している。

措置	平均料金 (レバノン・ポンド/円)	平均料金 (米ドル/円)	所要期間
裁判所の廷吏を通じて「停止通告書」を交付（公証人と廷吏の手数料を含む）。	LBP/4,000,000/ (13,600 円)	750 ドル/ 96,970 円	およそ 3 日。
簡易裁判所裁判官への申立（裁判所の手数料、ペイルート弁護士会（BBA）の手数料、印紙税、裁判所書記の手数料、雑費を含む）。	LBP/20,000,000/ (68,000 円)	1,500 ドル/ 193,940 円	およそ 3 日。
知財庁への申立	LBP/100,000/ (340 円) +10%の市 町村税	1,500 ドル/ 193,940 円	およそ 3 日。
知財庁への申立もしくは告発の後で本案に関する訴訟を提起（第一審の判決が発行されるまでに発生した裁判所の手数料、BBA 手数料、印紙税、通知費用および雑費を含む）。公定料金は請求される損害賠償の額によって異なる。	LBP/40,000,000/ (13,600 円)	6,000 ドル/ 775,760 円	第一審判決の発行から 9 か月～18 か月。
検察官への刑事告発の後で刑事裁判所における訴訟手続（第一審の判決が発行されるまでに発生した裁判所の手数料、BBA 手数料、印紙税、通知費用および雑費を含む）。	LBP/40,000,000/ (13,600 円)	8,000 ドル/ 1,034,340 円	強制捜査の実施までお よそ 15 日。 第一審判決の発行から 9 か月～18 か月。
第一審裁判所での取消訴訟（第一審の判決が発行されるまでに発生した裁判所の手数料、BBA 手数料、印紙税、通知費用および雑費を含む）。	LBP/50,000,000/ (170,000 円)	8,000 ドル/ 1,034,340 円	9 か月～12 か月。

5. 権利の取得と行使に関する判例

5.1 注目すべき判例または重要な判例

司法機関は、過去 15 年を通じて知的財産の分野に非常に積極的に取り組んできた。裁判官たちは次第に知的財産権の詳細に通じるようになり、侵害に対してより厳格な判決を示すことができている。それゆえ、同国の情勢は極めて建設的な展開を見せており、過去に言い渡された判決にもそれが反映されている。

が、過去 3 年間にわたる新型コロナの世界的流行のせいで司法制度の機能も悪影響を被った。それにより、訴訟提起後の手続に要する時間は通常よりも長くなり、判決の発行にも遅滞が生じている。

さらに、レバノンで発行された判決は、この地域で最も完成度が高く、かつ包括的なものである。裁判官たちは知財問題の分析に関してより多くの経験を重ね、細部まで行き届いた判決を起草している。

これらの判決は公開され、翻訳されて「知財判例集」(IP Case Decisions) という書籍にまとめられている。この本は、名だたる有名企業が関わった訴訟の判例を判例集として編纂した特別版である。

また、法執行に関してレバノン国民と外国人とで扱いが異なるということはない。多国籍企業は模倣品や侵害品に遭遇する機会が多く、侵害訴訟を遂行する能力もあるため、司法機関はこれらの企業に有利な判断を示す可能性が高く、実際にそのような傾向が見られる。

一般論を言えば、以下の「権利者が勝訴した事案」の章に詳述されているように、判決の大半は権利者に有利なものとなっており、我々の経験もそれを裏付けている。

6. 権利者が勝訴した事案

6.1 FENDI vs. Samir Zeaiter (山岳レバノン県控訴裁判所刑事部) (2022 年)

とある高級品店で FENDI® の模倣品が押収されたのを受けてレバノン FENDI 社が提起した最近の訴訟において、山岳レバノン県控訴裁判所刑事部 (Criminal Court of Appeal of Mount Lebanon) は、模倣品取引、詐欺的競争行為および消費者詐欺のかどで侵害者に有罪を宣告し、350 万レバノン・ポンド (11,910 円) の科料に加えて、損害賠償として 1 億レバノン・ポンド (34 万円) を原告の FENDI 社に支払うよう被告に命じる判決を言い渡した。

この判例は、レバノンの経済危機および通貨危機が発生した後で言い渡された判決であり、裁判官がレバノン通貨の切下げを考慮に入れて侵害者に課す損害賠償の額を引き上げているという点で重要である。

(Criminal Court of Appeal of Mount Lebanon, Decision No. 78/2022 dated 28/06/2022, FENDI vs. Samir Abdo Zeaiter- Not published).

6.2 Procter & Gamble (P&G) vs. Ahlam Dali (アレー裁判所刑事部) (2020 年)

この訴訟は、原告 P&G 社の製品の模倣品が被告の店舗から押収されたのを受けて、P&G 社が Ahlam Dali を相手どって提起したものである。裁判官は模倣品取引および詐欺的競争行為のかどで被告に有罪を宣告し、3 か月の禁固刑を被告に科した上で、損害賠償として 500 万レバノン・ポンド (17,012 円) を原告に支払うよう命じた。判決が確定した日から 1 か月以内に被告が原告企業に損害賠償を支払えば禁固刑は免除される、と裁判官は述べている。

この判決は、賠償金の支払と禁固刑の実行を関連させているという点で斬新であり、侵害者に対して従来に勝る抑止効果を発揮するはずである。禁固刑に処される可能性があるとなれば、侵害者は怖気づいて侵害行為を控えるだろう。

(Criminal Judge of Aley, Decision No. 704/2020 dated 16/10/2020, P&G vs. Ahlam Dali- Not published)

6.3 Société Des Produits NESTLÉ SA vs. Alain Kheir & Co (サイダ裁判所刑事部) (2019 年)

この訴訟は、原告の NESTLE 社が複数の被告を相手どって提起したものである。被告らは、MAGGI® の商標を付した模倣品を市場で販売したとして逮捕されていた。模倣品取引および商標侵害のかどで侵害者に有罪を宣告し、250 万レバノン・ポンド (8,510 円) の料金を被告らに科すとともに 2,200 万レバノン・ポンド (74,860 円) (判決の時点では 14,666 ドルに相当) の賠償を原告企業に支払うよう命じ、さらに判決執行の遅延 1 日につき 10 万レバノン・ポンド (340 円) の強制的な遅延賠償金を課した。同時に、裁判官は本件判決の要旨を国内の新聞紙上で公表するとともに被告らの店舗の入り口に 15 日間にわたって掲示するよう命じた。

(Criminal Judge of Saida, Decision No. 418 issued on 09/07/2019, Societe Des Produits NESTLE SA vs. Alain Kheir & Co- Not published).

6.4 Librairie du Liban Publishers vs. Mahmoud El Masri & Co (ベイルート裁判所刑事部) (2019 年)

原告の Librairie du Liban Publishers SAL および Levant Distributors SAL はレバノンの販売代理店で、著作権保護された書籍、特に教育用の書籍を数多く販売している。原告は、学習参考書のコピー版を学生たちに提供していた書店 2 店舗とコピーショップを相手どって訴訟を提起した。被告らは、自分たちが提供したのは書籍の特定の部分だけで書籍全文のコピーではないと主張した。著作権者の同意がない限り書籍全体をコピーすることは不可能だと被告らは考えたからである。さらに、書籍のコピーは大学の学生や教授の依頼に応じて作製されたものであった。この大学では学生も教授も、自分の大学では手に入らない書籍のコピーを作成していた。

裁判は単独性で行われ、唯一の裁判官であるベイルート裁判所刑事部の判事は上述の事実に基づき、被告らは Pearson Education Ltd および John Wiley and sons Ltd の両社が著作権を有する大学の教科書の一部を複製したことにより両社の著作権を侵害したとの判断を示した。著作権侵害は、1999 年法律第

75 号の第 86 条により犯罪と規定され、同条に基づいて処罰される。また、検察官が自らの主張の中で言及している同法第 84 条には、特定の行為を犯罪とする規定は含まれていないと裁判官は指摘した。

自分たちは書籍全体をコピーしたわけではなく、入門書の一部をコピーしたのみであり、大学の学生や教授の依頼に応じてコピーを作製しただけであり、これらコピーは自らが個人的に使用するためではなく他人に販売するために作製されたものである、と被告らは抗弁したが、裁判官はこの抗弁は無効だと認定した。書籍の一部の複製は、それらの複製が使用される限りにおいて、書籍全体のコピーを作製するのと何ら変わりはない。従って、1999 年法律第 75 号の第 23 条に規定された著作権の適用除外（教育目的の使用に関する適用除外）は本件の状況には当てはまらなると裁判所は判断した。

(Criminal Judge of Beirut, Decision issued in the file No. 4130/2015 dated 30/04/2019, Librairie du Liban Publishers and Levant Distributors SAL vs. El Masri & Co- Not published)

6.5 Eli Lilly & Company vs. Ghassan El Kassar & Co (ベイルート裁判所刑事部) (2019 年)

この訴訟は、CIALIS®の商標が表示された模倣品が押収されたのを受けて、米国の大手製薬会社である Eli Lilly & Company が被告の Ghassan El Kassar および Oussama Mneimneh を相手どって提起した訴訟である。

医薬品が絡んだこの種の事件で裁判所の判断が示されたのはこれが最初であった。ベイルート裁判所刑事部の判事は、模倣医薬品の販売は軽罪ではなく重罪と見なされるべきであるとの判断を示した。薬剤師法の第 92 条は、このような犯罪について 5 年以下の禁固刑を定めているからである。

それゆえ、同判事はこの訴訟に対する管轄権は自らにはないと判断し、一件書類を検察官に差し戻した上で、管轄権を有する刑事裁判所に本件を付託させた。

ここで指摘しておくべきは、上記の判決に不服がある場合、訴訟当事者である検察官と被告は控訴を行うことができるという点である。控訴審が一審判決を支持した場合、この判決は新たな判例法となり、模倣医薬品が絡んだ事案に適用されることになる。

(Criminal Judge of Beirut, Decision in the file No. 1366/2015 dated 19/11/2019, Eli Lilly & Company vs. Ghassan El Kassar & Co- Not published).

6.6 Eli Lilly vs. El-Zein (破毀院刑事部) (2018 年)

山岳レバノン県控訴裁判所が発行した 2015 年判決第 353 号は、刑法第 703 条、704 条および 714 条に定める犯罪につき控訴人である Zein を審理したものであり、Zein は自らが行った模倣医薬品取引につき 5,000 万レバノン・ポンド（17 万円）（判決の時点では米ドル換算で 33,333 ドル相当）の罰金を科された。

そこで Zein は、控訴審の判決を不服としてペイルートの破毀院に本件を上告し、破毀院は 2018 年 3 月 4 日付で発行された判決第 160 号によって自らの判断を示した。

破毀院は原判決を支持して次のような判断を示した：「本件の事実関係に立ち戻って考量した上で、当法廷は、押収された商品が原告企業の商品に全面的かつ完全に類似していると認定した。これらの事実は、刑法第 702 条および 703 条ならびに 1924 年決議第 2385 号の第 105 条および 106 条に規定された模倣および詐欺的使用の犯罪を構成する。また、係争中の商標が適用法規に従って登録・公開されていたことも明白である。さらに、刑法第 714 条に定める犯罪の人格的要素および物質的要素も本件には存在する。被告は、本来の売主の顧客を不正に誘致することによって利益を得るという明確な目標を実現するために一定の手段を利用しているからであり、被告が得た利得の多寡はこの際問題にならない。被告が本件の訴訟物となった製品を正規の販売代理店からではなく…移動販売車や行商人から購入していたという事実を自ら認めていることから、被告の悪意は明らかである。それゆえ、控訴裁判所が到達した判決理由は正当であって健全な法的根拠に基づいていると破毀院は認定する。」

最後に、破毀院は罰金額の決定に関する控訴裁判所の裁量権を確認し、本件においても前記の裁量権を承認している。

(Criminal Court of Cassation, Decision No. 160 dated 03/04/2018, Eli Lilly & Company vs. El Zein- Not published)

6.7 Canon vs. Mouawad & Co (メトン裁判所刑事部) (2019)

日本の大手企業であるキャノン社は、CANON®の商標が表示された模倣品および侵害品がレバノン市場で流通していることを知るに至った。本件の被告は複数いるが、その一部は CANON®のカートリッジの模倣品を販売していたという理由で逮捕された者であり、他の者は正当な権利者の許可を得ずに CANON®の商標を表示した模倣品のカートリッジを販売していたとして逮捕されていた。

カートリッジの色や包装は原告企業の製品のそれと同一であった。だが、被告のうち 2 名は、自らが当該製品を合法的に購入したと主張した。被告の商品の表示は「キャノン製品に使用するための」という意味の「use on Canon」であり、問題の形状や色は実際には純正品とは異なっているため、消費者の心裡に混同が生じるはずはない、と 2 人は主張した。自分たちの商品は安価であるため、「キャノン製」の純正品ではないことが分かるはずだというのである。

裁判所は、刑法第 702 条に基づき、模倣品を販売していた方の被告 2 名に有罪を宣告した。同条は、購買者を欺罔することまたは第三者の顧客を不正に誘致して自らの顧客とすることを目的として、偽造した商標を表示した製品の販売もしくは販売申し出を行った者に対する処罰を規定している。

だが、「Use on Canon」の表示のある模倣品を販売していた被告 2 名については、刑法第 703 条の犯罪構成要件である「消費者を欺罔する意図」が存在しない特に販売しているブランドがキャノンのブランドとは異なった、と裁判所は認定した。ただし、「CANON 製品に使用可能」(can be used on CANON) という文言が表示された製品を被告らが故意に提供・販売したことは原告キャノンの顧客の不正な誘致につながり、従って刑法第 714 条に定める不正競争行為に相当する。

以上のような理由から、1,250 万レバノン・ポンド（判決当時の米ドル換算では 8,333 ドル相当）の損害賠償金をキャノンに支払うよう被告らに命じた。

(Criminal Judge of Metn, Decision No. 264/2019 issued on 30/04/2019, CANON vs. Mouawad & Co- Not published)

6.8 Société des Eaux Minérales (SOHAT) vs. Tarek Kudsi EL Attar (SAHA) (第一審商事裁判所) (2015 年)

レバノン企業である原告 Société Des Eaux Minérales は登録商標「SOHAT」(“صحة”)の所有者である（当該商標の登録区分は第 32 類で、この区分にはミネラルウォーター、ソフトドリンク、無炭酸飲料等が含まれる）。「SOHAT」は世界的に有名なミネラルウォーターであり、多くの国で高い人気を得ている。

これに対し被告は自社商標「SAHA」(“صحة”)の登録手続を進めていた。こちらの登録区分は第 5 類および 31 類であり、これらの区分には医薬品および家畜用製剤が含まれるだけでなく、医療用の飲料水や煎じ薬、薬草、茶その他が含まれる。

そこで原告は取消訴訟を提起し、以下の理由に基づいて商標「SAHA」の登録取消と登録簿からの抹消を求めた。

- 被告のブランドと原告の商標「SOHAT」(“صحة”)の間には、視覚的・発語的・音声的な類似性があり、原告の商標の名声はレバノン国境を越えて広がっており、消費者の心裡にミネラルウォーター製品との密接な関連性を生じさせている。
- 1985 年 4 月 4 日付でレバノン経済貿易省知的財産権保護庁に登録され、2000 年 3 月 11 日付で 15 年の保護期間の更新が認められた商標「SOHAT」(“صحة”)の所有者は原告であるという事実があるにも関わらず、経済貿易省知的財産権保護庁において商標「SAHA」(“صحة”)の登録手続を進めるとい被告の行為は、被告が欺罔の意図を持って当該商標を故意に模倣したこと、原告と被告のブランド（商標）の発語的・聴覚的な類似性や両者の筆記体の類似性が全体として消費者に混同を生じさせ、原告企業が提供するサービスを楽しんでいると消費者が錯覚する恐れがあること、原告企業が既に広大な取引圏を有していることを立証するものである。被告の行為は、欺罔の意図を伴う偽造および模倣という犯罪構成要件を満たしているだけでなく、消費者を欺罔するという構成要件も満たしている。
- 商標「SAHA」(“صحة”)を使用するという被告の行為は寄生的な行為と考えられる。被告はその行為を通じて、商標「SOHAT」(“صحة”)が獲得した名声と、原告企業が自社商標の知名度と識別性を獲得するために注いだ労力を利用しようとしている。

さらに、消費者保護に関する 2005 年法律第 659 号の第 105 条、106 条および 107 条の規定に従い、商標「SOHAT」(“صحة”)を模倣し、侵害したという要件も本件に適用できる、と原告は主張している。被告の行為は、原告企業に寄生する不正な競争行為と見なされるからである。

裁判所はこの訴訟において、以下の3つの法的側面を主に考慮している。

1. 原告の商標が法的保護を享受している範囲；
2. 被告による原告企業の商標の模倣という主張が適用されうる範囲および消費者間において混同や欺罔が生じる範囲；
3. 寄生的競争行為という主張が適用されうる範囲。

第1の法的側面について、裁判所は以下のように認定している。

原告がレバノン経済貿易省知的財産権保護庁に商標「SOHAT」("صحّة")を登録したのが1985年であり、登録の更新が2000年であったこと、レバノンのミネラルウォーター部門において原告のブランドが博している人気（これについては被告本人も自白の中で認めている）、同じ名称で呼ばれる地域や鉱泉の存在によって識別性が妨げられないという点で原告の商標が無類の自律性を享受していることを考慮すれば、当該商標は保護に値すると考えられる。

第2の法的側面については、裁判所の認定は以下のようになっている。

1924年決議第2385号第107条の規定に従って両方の商標を比較する場合、先行商標と後続商標との微細な差異ではなく、両者の間に存在する全体的な類似性を考慮することになる。両者の商標の間に固有の識別要素（intrinsic distinctive element）の類似性が存在する場合、両者の部分的な差異や微小な差異は重要とは見なされず、2つのブランドの類似性が全体的な類似性にあるという点が重要となる。すなわち、それぞれのブランドの細部の類似性ではなく、両者の間に本質的類似性もしくは全体的な外観の類似性が存在することが重要である。消費者は商標の全体的な形状を見るだけで、あまり重要でない部分的な詳細などは気にしないのが普通だからである。単なる変形によって平均的な消費者による混同を防ぐことはできない。他方、当法廷は以下の理由により、消費者の心裡に混同を生じさせるような欺罔の意図を伴う模倣および模造が存在すると認定する。

-アラビア語の筆記体で表記した場合、2つのブランドの間には十分な類似性が存在する。これら2つのブランドの間には、わずか一語から構成されているという共通点が存在するからである。その言葉とは"صحّة"である。それにより発語的・音声的同一性という効果が生じ、平均的な消費者を混乱させ、誤認を惹起することになる。

-両方のブランドをローマ字で表記した場合、「SOHAT」と「SAHA」はかなりの程度まで類似している。2番目の文字（「A」と「O」）が異なるだけであり、原告の商標の最後の文字「T」は無声音であるから発音されない。そのせいで、2つの文字商標それぞれを発音した場合と筆記した場合の印象に関する限り、両者の差異は単純で微小なものとなっている。

-商標"صحّة"の所有権が原告に帰属していることは立証されている。被告の商標がレバノン経済貿易省の管轄当局に登録される前の日付で、原告の商標が同じ管轄当局に登録されているからである。また、本件で係争物となった商標を被告が原告に先立って使用していたことを示す証拠（その使用が国内でなされたか国際的になされたかは問わない）や、被告の商標が非常に有名であるために原告が先行登録によってその名声を不当に利用しようとしたことを示す証拠も存在しない。

登録された区分の違いは考慮されないものとする。

第3の法的側面に関して、裁判所は以下のように認定している。

裁判所は、不正競争行為に関する以下の条件が該当するか否かに基づいて判断を示している。

1. 紛争の当事者間に競争が存在すること；
2. 被告が不正競争行為に関与していること；
3. そのような行為の結果として、原告の利益に悪影響を及ぼすような損害が発生していること。

裁判所は、商標「SAHA」の登録取消と抹消を命じるとともに、判決執行の遅滞1日につき20万レバノン・ポンド（680円）の強制的な遅延賠償金の支払を命じた。

この判決は控訴裁判所によって支持されているという事実は指摘しておくべきだろう。

(Court of First Instance of Beirut, Decision No. 4 issued on 28/05/2015, Société Des Eaux Minérales vs. Tarek Kudsi El Attar- Not published).

6.9 Société Des Produits NESTLE® vs. Badra & Co (トリポリ裁判所刑事部) (2011年)

自社商標「KITKAT」の模倣に関して Nestlé 社が提起した訴訟である。原告の主張によれば同社は商標 KITKAT®を所有しており、当該製品について特定の形状を採用し、2008年4月17日付で経済貿易省知的財産庁に適正に登録されている。

被告らは「Kalant」という商標が表示された製品を販売しており、当該製品はレバノン国内の店舗で流通していた。それだけでなく、問題の商標は原告企業の商標 KITKAT®の一種に極めてよく似た形状であった。製品の形状は四角く、楕円形の枠の中に「Kalant」という語がローマ字で表示され、パッケージには赤と白が使われており、製品の本体も原告の製品と同様、チョコレートとウエハースで作られた菓子である。

被告の刑事責任を認定するにあたり、裁判所は以下のような基準を適用している。

- 被告らの商標と KITKAT®製品の関連商標との間に模倣性もしくは類似性が存在する。
- 被告らが上記の模倣性もしくは類似性の存在を認識していたことが確認されている。

前掲の条件に基づき、裁判所は「KALANT」は原告に関係する商標 KITKAT®を表示した製品に類似していると裁判所は認定した（すなわち上の第1の条件は満たされている）。

他方、第2の条件が満たされるか否かに関して、裁判所は、被告らが販売に供していた製品すなわち商標「Kalant」が表示された製品と KITKAT®製品との類似性を被告らが認識していたことを考慮し、被告側に悪意があったと認定した。

被告らは商人であり、砂糖菓子を買った経験があった。それゆえ彼らは KITKAT®製品と当該製品の形状を知っており、商標 KITKAT®が経済貿易省に登録されていることも知っていた。さらに、被告らの製品「Kalant」の形状が KITKAT®製品の形状と類似していることや、そのような複合的な類似性が通常の消費者の心裡に混同を生じさせることを被告らは知っていた、と裁判所は認定している。

特に、これらの製品の消費者は大半が未成年であり、青少年は一般に製品を外形によって判断するものである。それゆえ、第2の条件も満たされていると裁判所は認定した。

注意すべき点を挙げれば、本件の被告が問題の製品の製造者ではないという事実は、有効な主張とは認められなかった。この訴訟で問題となった犯罪については、**模倣品や類似品の製造者だけでなく、消費者を欺罔する目的で模倣商標または類似商標を表示した商品の販売もしくは陳列に従事した者も責任を問われることになるからである。**さらに、「Kalant」というブランドが表示された問題の製品はシリアにおいて合法的な正規品として製造されているという被告側の主張は、当該製品のレバノン領内での販促や販売を擁護する法的根拠や正当事由には相当しない。登録商標の優先課題は競争からの保護だからである。その競争が偽造品や模倣品との競争であっても変わりはない。さらに言えば、模倣に関係する規定が適用される場合、販売価格の違いは考慮されない。考慮に入れるべき唯一の側面は、他人が採用して適正に登録した商標との間に模倣性または類似性が存在するか否かであって、競合する商標や模倣商標を表示した商品との間に価格差があるかないかは関係ない。

(Single Criminal Judge of Tripoli, NESLE vs. Badra & Co, Decision No. 1664/2011 dated 30/06/2011- Not published).

7. レバノンの知財問題と利益に関する関係者の発言

7.1 BPG レバノン会長 – Rany SADER 弁護士

レバノン・ブランド保護グループ（通称 BPG レバノン）の会長を務める Rany SADER 弁護士は、知的財産権の保護や模倣品のリスクの認識に関して過去 10 年に達成された進歩をこの困難な時期を通じて維持していくためには、官民セクターの持続的な協力が基礎となると考えている。同弁護士はさらに、適切な支援と研修の提供と協働活動に関する手順の策定を定めた了解覚書を法執行機関と取り交わすことにより、BPG レバノンは可能な限り法執行機関を支援しようとしていると断言した。ここで話題を転じた SADER 弁護士は、知財事案に関する司法水準の向上を指摘した。模倣品絡みの訴訟において言い渡される判決が以前よりも抑止効果の高いものとなっているからだ。こうした協調努力すべての成果として、2022 年度の「スペシャル 301 条報告」では、レバノンは米国の優先監視国リストから外れることとなった。

7.2 経済貿易省知的財産庁長官 – Wissam El Amil 博士

Wissam El Amil 博士は経済貿易省知的財産部門の長を務めているが、知的財産部門が過去数年間に大きな課題に直面していることを確認した。中でも特に重要な課題は、(i)ベイルート港爆発事故で被害を受けた知財庁を復旧するための十分な予算がないことと、(ii)保守と更新を怠ったために機能停止に陥っているソフトウェアシステムの刷新である。とはいえ、博士はレバノン議会がすべての法案の審議を再開したという明るい材料を強調している。これらの法案については数年にわたって審議が中断されていた。議会の審議再開により、知的財産に関する国際条約の批准を更に拡大する可能性も検討されることとなった。

また、レバノン危機にも関わらず過去数年間に知的財産の登録件数が増加していると同博士は言い切った。レバノン国籍の出願人からの出願も外国人からの出願も増加しているという。この事実は、知的財産権の重要性に対するレバノン企業の意識が高まっていること、国際社会にとってのレバノン市場の重要性が高まっていることを確認させるものである。

7.3 DIAGEO 社 企業関係担当取締役 – Ziad Karam 氏

世界的に名高い酒造企業である Diageo 社で企業関係担当の取締役を務める Ziad Karam 氏は、ある声明の中で、「レバノンの知財エコシステムは知的財産権者およびブランド権利者の十分な保護を可能にする」と述べている。同氏はさらに、知的財産権保護の活動は、状況によっては、特に（新型コロナにより）リソースが圧迫されている期間には、実行レベルが低迷することがあるが、そんなことで必要な措置の実施計画が妨げられることは決してないと付言した。「模倣品取引が消費者、ブランド、評価、企業全体の地位に及ぼす影響を理解し、実効性と影響力を兼ね備えた救済措置を講じることは、いかなる時代にあってもブランドのトップの責務である。」

8. 知的財産権の概要

	特許	商標	著作権	工業意匠	地理的表示
定義	特許は発明について与えられる排他的権利である。発明とは一般に何かをなすための新たな方法や問題に対する新たな技術的解決策を提供する製造物または方法をいう（特許法第2条）	商標とは、ある企業の商品またはサービスを他の企業の商品またはサービスから区別することが可能な標識をいう（1924年決議第2385号第68条）	文芸、絵画、彫刻、手書き原稿、口述など、人間の精神が生み出した作品であれば、その価値、重要性または目的、表現方法または表現形態は問わない（著作権法第2条）。	新規性と創案性という2つの特質を備えている図案および意匠。すなわち、その図案および意匠を既知の図案および意匠から区別する特別な形態を実現する外観的特徴を含んでいる図案および意匠（1924年決議第2385号第49条）	地理的表示とは、地域、特定の場所または（例外的な場合には）国を原産地とする製品であって、その地理的原産地に帰すべき特定の品質、評判その他の特徴を有し、その生産および/または加工および/または調製が限られた地理的領域において行われる製品を説明するために用いられる当該の地域、特定の場所または国の名称である（地理的表示法案第2条）
要件	発明が特許保護を享受するためには、 新規性、独創性産業利用性 を備えていなければならない。	商標は 識別性 がなければならず、 一般的ないし記述的なものであってはならず、公の秩序に違反してはならない。	あらゆる著作物 が著作権保護の対象となりうる。	工業意匠は 新規に創案された ものでなければならない。	地理的原産地に帰すべき特定の品質、評判、その他の特徴。
保護期間	20年で 更新は不可 。	15年で更新可能。	レバノンにおける著作権の保護期間は、通常、 著作者の死後50年 である。ただし、 著作物の種類によって保護期間	25年で1回の更新が可能。	保護期間は 無期限 。

	特許	商標	著作権	工業意匠	地理的表示
			が異なることがある。詳細については本報告書を参照。		
法律	2000 年法律第 240 号 https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/6061_8660_6573.pdf	1924 年決議第 2385/LR 号 https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/7310_8240_8188.pdf	1999 年法律第 75 号 https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/4600_3516_9524.pdf	1924 年決議第 2385/LR 号 https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/7310_8240_8188.pdf	地理的表示法案 https://www.economy.gov.lb/public/uploads/files/5739_5857_4497.pdf
出願・申請/ 登録手続	特許出願書類を知財庁へ提出－方式審査－登録の完了と登録料の支払－登録証の受け取り	知財庁のオンラインポータルを通じて商標出願の願書を提出－紙媒体の商標出願書類を知財庁に提出－方式審査－登録の完了と登録料の支払－登録証の受け取り	著作権登録申請書類を知財庁へ提出－方式審査－登録の完了と登録料の支払－登録証の受け取り	工業意匠出願書類を知財庁へ提出－方式審査－登録の完了と登録料の支払－登録証の受け取り	申請/登録手続はまだ公示されておらず、地理的表示法を施行する政令の発行待ちである。
出願・申請 資格者	出願人は自然人でも法人でもよく、レバノン国民でも外国人でもよい。出願人の法律上の代理人はレバノン国民でなければならない。	出願人は自然人でも法人でもよく、レバノン国民でも外国人でもよい。出願人の法律上の代理人はレバノン国民でなければならない。	申請人は自然人でも法人でもよく、レバノン国民でも外国人でもよい。出願人の法律上の代理人はレバノン国民でなければならない。	出願人は自然人でも法人でもよく、レバノン国民でも外国人でもよい。出願人の法律上の代理人はレバノン国民でなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> • 当該製品を業として扱っている生産者もしくは加工者の組合であって、(1)その組合が扱う製品が生産量の 50%以上を占めており、(2)生産者/加工者の過半数が当該組合に加入しているという 2つの基準に基づいて生産者/加工者の代表として行為している者。 • 特定の地域において登録が求められる製品の唯一の生産者である自然人もしくは法人。

	特許	商標	著作権	工業意匠	地理的表示
出願・申請の場所	経済貿易省内の知財庁	知財庁のオンラインポータル（portal.economy.gov.lb）を通じて出願の願書を知財庁へ提出。その後、経済貿易省内の知財庁にて形式的手続を完了	経済貿易省内の知財庁	経済貿易省内の知財庁	経済貿易省内の知財庁に設立される専門の部署
審査	方式審査手順のみが存在する。実態審査手順はない。	実態審査手順はなく、方式審査と、知財庁のデータベースを用いた商標調査のみが実施される。	方式審査手順のみが存在する。実態審査手順はない。	方式審査手順のみが存在する。実態審査手順はない。	地理的表示法を施行する政令が発効した時点で、上記の政令により特別な審査手順が採用される。
権利	<p>特許権者は自らの発明に対し排他的な権利を有する。この権利には以下の行為をなす権利が含まれるが、これらに限定されない：</p> <p>a. 発明の主題となった製品の製造権ならびに当該製品の展示・販売・利用・販売申し出・輸入・所持を行う権利。</p> <p>b. 発明の主題となった方法を利用する権利および当該方法を第三者に提供する権利。</p> <p>c. 発明の主題となった方法の直接的な成果である製</p>	<p>商標権者は、商標を利用し、その使用を享受する排他的な権利を与えられる。これにより、他人が商標権者に帰属する製品に類似する製品につき商標権者の商標と同一もしくは類似の標章を作製・表示・使用することを禁じる権利が商標権者に与えられる。さらに、欺罔の意図を持って偽造商標または真正な商標に類似する商標を表示した商品の輸出入、販売もしくは販売申し出を第三者が行うことを禁じる権利が商標権者に与えられる（1924年決議第2385号第105条および106条）</p>	<p>著作権者は、経済的権利および人格権を享受する。著作権者は自らの著作物の商業的利用につき排他的な権利を有し、従って以下の行為を許可もしくは禁止する権利を有する：</p> <ul style="list-style-type: none"> • あらゆる方法もしくは形態（写真、動画、録音・録画その他の形態）による著作物の複製； • 著作物の翻訳、翻案、改変、変形、要約、再加工または楽曲の再編曲； • 著作物の販売、頒布もしくは賃貸； 	<p>図案もしくは意匠の創作者もしくは権利者は、当該図案/意匠の使用、販売、販売申し出、販売許可を行う権利を独占的に享有する。ただし、それらの図案もしくは意匠が既に登録されていることが前提となる。</p> <p>(1924年決議第2385号第48条)</p>	<p>登録済みの地理的表示および原産地名称は、以下の行為に対して保護される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護対象の製品と同一の商品または同一でない商品に関して保護対象の名称を使用すること。 • 保護対象の製品の明細書に示された要件に適合しない商品に関して保護対象の名称を使用すること。 • 保護対象の名称の評判の悪用に相当するような使用。 • 商品の真の原産地に関して消費者に誤認を生じさせるような使用。

特許	商標	著作権	工業意匠	地理的表示
	<p>品の提供・販売・利用・販売申し出・輸入・所持を行う権利（特許法第 20 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国で制作された著作物の複製の輸入； ● 著作物の公開実演； ● 有線もしくは無線の通信手段を通じて著作物を公衆に伝達すること（ヘルツ波(ラジオ)もしくは同様の伝達手段によるか暗号化・複合化された衛星放送によるかを問わず、地上波テレビもしくはラジオ放送の再放送や、音声および画像の伝播手段による衛星伝送を含む） <p>(著作権法第 14 条および第 15 条)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 名称の模倣（当該名称が指している場所が商品の真の原産地でない場合。商品の真の原産地が併せて表示されていても、保護対象の名称が多国語に翻訳されていても、「～風」（type）、「～様式」（style）、「～方式」（method）、「コピー商品」（imitation）等の表現が保護対象の名称に添えられていても、そのような使用は認められない）。 ● 保護対象の産品に関する形状、パッケージ、宣伝素材に関する模倣であって、商品の真の原産地に関して虚偽の印象を生じさせるもの。 ● パリ条約第 10 条(a)に定める違法な競争行為に相当するような地理的表示または原産地名称の使用。 <p>(地理的表示法案第 20 条)</p>

	特許	商標	著作権	工業意匠	地理的表示
取消	<p>特許の登録が既存の権利を侵害しているか、特許登録の適格性がないと考える第三者は、管轄権を有する第一審裁判所に当該特許に対する取消訴訟を提起し、登録の取消と知財庁の登録簿からの抹消を求めることができる。</p> <p>(特許法第 30 条)</p>	<p>商標の登録が既存の権利を侵害しているか、商標登録の適格性がないと考える第三者は、管轄権を有する第一審裁判所に当該特許に対する取消訴訟を提起し、登録の取消と知財庁の登録簿からの抹消を求めることができる。</p> <p>(1924 年決議第 2385 号第 74 条)</p>	<p>著作権登録が既存の権利を侵害していると考える第三者は、管轄権を有する第一審裁判所に当該特許に対する取消訴訟を提起し、登録の取消と知財庁の登録簿からの抹消を求めることができる。</p> <p>(著作権法第 76 条)</p>	<p>1924 年決議第 2385 号には工業意匠の取消に関する規定は含まれていないが、実際には、工業意匠の登録が既存の権利を侵害していると考える第三者は、管轄権を有する第一審裁判所に当該特許に対する取消訴訟を提起し、登録の取消と知財庁の登録簿からの抹消を求めることができる。</p>	<p>以下のような場合、登録は取り消される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●登録された生産者から請求があった場合。 ●地理的表示法案の第 25 条に定める管理団体から請求があった場合。 ●登録日から連続 5 年以上の期間にわたってレパノン領内で使用されていなかった地理的表示もしくは原産地名称について、個々の関係者から請求があった場合。取消申請がなされた日の 1 か月以上前に登録上の生産者が当該の地理的表示または原産地名称を使用した場合、上記の取消請求権は消滅する。地理的表示または原産地名称の登録上の生産者が、不使用の意図または懈怠の意図がなかったことを立証し、その使用の妨げとなる特定の状況（政府が課した障壁によって通商が妨げられる等）が存在した

	特許	商標	著作権	工業意匠	地理的表示
					ことを立証した場合、その地理的表示もしくは原産地名称が取り消されることはない。その場合、登録上の生産者は、いかなる事情があっても証拠を提出する義務を負うものとする。
権利の許諾	特許権者は、ライセンス契約によって自らの特許の実施権を許諾することができる。ライセンス契約が第三者に対する効力を獲得するためには、当該契約が知財庁に適正に登録されていなければならない。 特許権者が自らの特許を利用しない場合、特定の状況において強制実施権が賦与される場合がある。	商標権者は、ライセンス契約によって自らの商標の使用権を許諾することができる。このライセンス契約が第三者に対する効力を獲得するためには、当該契約が経済貿易省内の知財庁に適正に登録されていなければならない。	著作権者は、ライセンス契約によって自らの著作物の使用権を許諾することができる。このライセンス契約が第三者に対する効力を獲得するためには、当該契約が経済貿易省内の知財庁に適正に登録されていなければならない。	登録済みの工業意匠の所有者は、ライセンス契約によって自らの意匠の使用権を許諾することができる。このライセンス契約が第三者に対する効力を獲得するためには、当該契約が経済貿易省内の知財庁に適正に登録されていなければならない。	製品明細書を順守しているすべての生産者は、地理的表示を使用する権利を有する。
譲渡	特許権者は自らの特許を第三者に譲渡する権利を有する。譲渡契約は、譲渡の日から2か月以内に知財庁に適正に登録されなければならない。譲渡の登録に遅滞があった場	商標権者は自らの商標を第三者に譲渡する権利を有する。譲渡契約は、譲渡の日から2か月以内に知財庁に適正に登録されなければならない。譲渡の登録に遅滞があった場	人格権は永久的な一身専属の権利であって剥奪されることはなく、一見分かりにくい形で著作者の人格に結び付いている。 これに対して経済的権利は動産であり、その全部ないし一	工業意匠の所有者は、自らの意匠を第三者に譲渡する権利を有する。譲渡契約は、譲渡の日から2か月以内に知財庁に適正に登録されなければならない。譲渡の登録に遅滞が	地理的表示は、その本質からして譲渡不能である。

	特許	商標	著作権	工業意匠	地理的表示
	合、遅延賠償金が課されるものとする。	合、遅延賠償金が課されるものとする。	部を無償もしくは有償で譲渡することができる。 著作権および著作隣接権に係る契約はすべて書面によって締結されることを要し、登録済みの著作物に関する契約は知財庁に登録されなければならない。	あった場合、遅延賠償金が課されるものとする。	
民事執行 手続	特許権の民事執行手続は、管轄の民事裁判所において特許侵害に関する損害賠償や侵害に相当する登録の取消を請求することによって可能となる。 現に侵害が存在する場合や差し迫った侵害の恐れがある場合には、簡易裁判所判事への申立により、差止命令による救済を得ることが可能である。	商標権の民事執行手続は、商標侵害に関する損害賠償や侵害に相当する登録の取消を請求することによって可能となる。 現に侵害が存在する場合や差し迫った侵害の恐れがある場合には、簡易裁判所判事への申立により、差止命令による救済を得ることが可能である。	著作権の民事執行手続は、著作権侵害に関する損害賠償や侵害に相当する登録の取消を請求することによって可能となる。 現に侵害が存在する場合や差し迫った侵害の恐れがある場合には、簡易裁判所判事への申立により、差止命令による救済を得ることが可能である。	工業意匠権の民事執行手続は、侵害に関する損害賠償や侵害に相当する登録の取消を請求することによって可能となる。 現に侵害が存在する場合や差し迫った侵害の恐れがある場合には、簡易裁判所判事への申立により、差止命令による救済を得ることが可能である。	地理的表示権の民事執行手続は、侵害に関する損害賠償や侵害に相当する登録の取消を請求することによって可能となる。 現に侵害が存在する場合や差し迫った侵害の恐れがある場合には、簡易裁判所判事への申立により、差止命令による救済を得ることが可能である。
刑事執行 手続	特許権の刑事執行手続は、管轄権を有する検察官に告発状を提出するか、刑事裁判所判事または捜査判事に対し侵害者を相手どった刑事訴訟を提	商標権の刑事執行手続は、管轄権を有する検察官に告発状を提出するか、刑事裁判所判事または捜査判事に対し侵害者を相手どった刑事訴訟を提	著作権の刑事執行手続は、管轄権を有する検察官に告発状を提出するか、刑事裁判所判事または捜査判事に対し侵害者を相手どった刑事訴訟を提	工業意匠権の刑事執行手続は、管轄権を有する検察官に告発状を提出するか、刑事裁判所判事または捜査判事に対し侵害者を相手どった刑事訴	地理的表示権の刑事執行手続は、管轄権を有する検察官に告発状を提出するか、刑事裁判所判事または捜査判事に対し侵害者を相手どった刑事訴

	特許	商標	著作権	工業意匠	地理的表示
	<p>起することによって可能となる。</p> <p>検察官は職権に基づいて公務を執行する権利を有するが、この権利が行使されることは稀である。</p>	<p>起することによって可能となる。</p> <p>検察官は職権に基づいて公務を執行する権利を有するが、この権利が行使されることは稀である。</p>	<p>起することによって可能となる。</p> <p>検察官は職権に基づいて公務を執行する権利を有するが、この権利が行使されることは稀である。</p>	<p>訟を提起することによって可能となる。</p> <p>検察官は職権に基づいて公務を執行する権利を有するが、この権利が行使されることは稀である</p>	<p>訟を提起することによって可能となる。</p>
行政執行 手続	<p>特許権者は知財庁に告発状を提出することができる。知財庁の調査官が、侵害者の詳細、押収された物品、押収物の数量その他の関係情報を記載した押収記録を作成することになる。</p> <p>知財庁の調査官によって作成された押収記録に従い、本案に関する訴訟が管轄裁判所（民事裁判所または刑事裁判所）に提起され、違法行為に起因する損害賠償が請求されなければならない。期限内に訴訟が提起されなかったという事実は押収記録の無効事由となる。</p> <p>税関も、職権に基づいて行動し、侵害に相当する物資もし</p>	<p>商標権者は知財庁に告発状を提出することができる。知財庁の調査官が、侵害者の詳細、押収された物品、押収物の数量その他の関係情報を記載した押収記録を作成することになる。</p> <p>知財庁の調査官によって作成された押収記録に従い、本案に関する訴訟が管轄裁判所（民事裁判所または刑事裁判所）に提起され、違法行為に起因する損害賠償が請求されなければならない。期限内に訴訟が提起されなかったという事実は押収記録の無効事由となる。</p> <p>税関も、職権に基づいて行動し、侵害に相当する物資もし</p>	<p>著作権者は知財庁に告発状を提出することができる。知財庁の調査官が、侵害者の詳細、押収された物品、押収物の数量その他の関係情報を記載した押収記録を作成することになる。</p> <p>知財庁の調査官によって作成された押収記録に従い、本案に関する訴訟が管轄裁判所（民事裁判所または刑事裁判所）に提起され、違法行為に起因する損害賠償が請求されなければならない。期限内に訴訟が提起されなかったという事実は押収記録の無効事由となる。</p> <p>税関も、職権に基づいて行動し、侵害に相当する物資もし</p>	<p>工業意匠の所有者は知財庁に告発状を提出することができる。知財庁の調査官が、侵害者の詳細、押収された物品、押収物の数量その他の関係情報を記載した押収記録を作成することになる。</p> <p>知財庁の調査官によって作成された押収記録に従い、本案に関する訴訟が管轄裁判所（民事裁判所または刑事裁判所）に提起され、違法行為に起因する損害賠償が請求されなければならない。期限内に訴訟が提起されなかったという事実は押収記録の無効事由となる。</p> <p>税関も、職権に基づいて行動し、侵害に相当する物資もし</p>	<p>地理的表示法を施行する政令により、地理的表示に関する法執行手続が規定されることになっている。</p>

特許	商標	著作権	工業意匠	地理的表示
<p>くは製品を押収するか、侵害被疑製品を留置する権利を持っている。押収記録の写しは知財庁に交付され、知財庁は押収記録の写しを知的財産権者に交付する。この写しとともに、分析のために押収または留置された商品のサンプルも知的財産権者に提供される。知的財産権者は、提供されたサンプルが真正品か模倣品かを確認する宣誓供述書を知財庁に提出しなければならない。商品が模倣品であった場合、それらの商品そのまま押収される、そうでない場合、商品の通関が認められる。</p> <p>税関の押収記録に基づき、権利者は、侵害者に損害賠償を請求する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起する権利および押収品の破棄を確認する権利を有するものとする。</p>	<p>くは製品を押収するか、侵害被疑製品を留置する権利を持っている。押収記録の写しは知財庁に交付され、知財庁は押収記録の写しを知的財産権者に交付する。この写しとともに、分析のために押収または留置された商品のサンプルも知的財産権者に提供される。知的財産権者は、提供されたサンプルが真正品か模倣品かを確認する宣誓供述書を知財庁に提出しなければならない。商品が模倣品であった場合、それらの商品そのまま押収される、そうでない場合、商品の通関が認められる。</p> <p>税関の押収記録に基づき、権利者は、侵害者に損害賠償を請求する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起する権利および押収品の破棄を確認する権利を有するものとする。</p>	<p>くは製品を押収するか、侵害被疑製品を留置する権利を持っている。押収記録の写しは知財庁に交付され、知財庁は押収記録の写しを知的財産権者に交付する。この写しとともに、分析のために押収または留置された商品のサンプルも知的財産権者に提供される。知的財産権者は、提供されたサンプルが真正品か模倣品かを確認する宣誓供述書を知財庁に提出しなければならない。商品が模倣品であった場合、それらの商品そのまま押収される、そうでない場合、商品の通関が認められる。</p> <p>税関の押収記録に基づき、権利者は、侵害者に損害賠償を請求する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起する権利および押収品の破棄を確認する権利を有するものとする。</p>	<p>くは製品を押収するか、侵害被疑製品を留置する権利を持っている。押収記録の写しは知財庁に交付され、知財庁は押収記録の写しを知的財産権者に交付する。この写しとともに、分析のために押収または留置された商品のサンプルも知的財産権者に提供される。知的財産権者は、提供されたサンプルが真正品か模倣品かを確認する宣誓供述書を知財庁に提出しなければならない。商品が模倣品であった場合、それらの商品そのまま押収される、そうでない場合、商品の通関が認められる。</p> <p>税関の押収記録に基づき、権利者は、侵害者に損害賠償を請求する訴訟を管轄裁判所（民事裁判所もしくは刑事裁判所）に提起する権利および押収品の破棄を確認する権利を有するものとする。</p>	

	特許	商標	著作権	工業意匠	地理的表示
模倣品対策	<p>模倣行為はレバノンでは犯罪と見なされる。</p> <p>模倣行為に対しては、模倣品の押収、侵害者の訴追、侵害品の破毀および侵害者への損害賠償請求を確実に行うため、いくつかの司法的（刑事もしくは民事）および行政的な措置をとることができる。適切な行動指針の選択は、それぞれの事案の基準によって異なる。</p>	<p>模倣行為はレバノンでは犯罪と見なされる。</p> <p>模倣行為に対しては、模倣品の押収、侵害者の訴追、侵害品の破毀および侵害者への損害賠償請求を確実に行うため、いくつかの司法的（刑事もしくは民事）および行政的な措置をとることができる。適切な行動指針の選択は、それぞれの事案の基準によって異なる。</p>	<p>著作権侵害行為はレバノンでは犯罪と見なされる。</p> <p>著作権侵害行為に対しては、著作権侵害品の押収、侵害者の訴追、侵害品の破毀および侵害者への損害賠償請求を確実に行うため、いくつかの司法的（刑事もしくは民事）および行政的な措置をとることができる。適切な行動指針の選択は、それぞれの事案の基準によって異なる。</p>	<p>模倣行為はレバノンでは犯罪と見なされる。</p> <p>模倣行為に対しては、模倣品の押収、侵害者の訴追、侵害品の破毀および侵害者への損害賠償請求を確実に行うため、いくつかの司法的（刑事もしくは民事）および行政的な措置をとることができる。適切な行動指針の選択は、それぞれの事案の基準によって異なる。</p>	<p>地理的表示の模倣および侵害は、レバノンでは犯罪と見なされる。</p> <p>地理的表示法を施行する政令により、地理的表示に関する法執行手続が規定されることになっている</p>

9. 参照文献

1. Attorney Rany Sader. (n.d.). *Referance in IP court decisions*. Retrieved from Saderlex Lebanon: <https://lebanon.saderlex.com/>
2. Attorney Rany Sader. (n.d.). *SADER court series: Intellectual Property* . Retrieved from Saderlex Lebanon : <https://lebanon.saderlex.com/>
3. Attorneys Malek Hannouf and Rany Sader. (n.d.). *IP case decisions: Luxury brands*. Retrieved from Saderlex Lebanon: <https://lebanon.saderlex.com/>
4. COMFU. (n.d.). *Brand Protection Group- Lebanon*. Retrieved from brandprotectiongroup.org: <https://www.brandprotectiongroup.org/about-bpg>
5. Customs government. (n.d.). *Customs law regulation*. Retrieved from customs.gov.lb: http://www.customs.gov.lb/customs/laws_regulations/Customs_law.asp
6. *customs.gov*. (n.d.). Retrieved from Lebanon Customs Administration : <http://www.customs.gov.lb/>
7. *isf.gov.lb*. (n.d.). Retrieved from Internal Security Force- Official Site- Lebanon: <https://www.isf.gov.lb/en>
8. *lebanon.Saderlex*. (n.d.). Retrieved from Saderlex: <https://lebanon.saderlex.com/>
9. Ministry of Economy and Trade. (n.d.). *Conumer Protection*. Retrieved from economy.gov.lb: <http://www.economy.gov.lb/MOET/English/Panel/ConsumerProtection>
10. Ministry of Economy and Trade. (n.d.). *IPR Legislation* . Retrieved from economy.gov.lb: • <http://www.economy.gov.lb/MOET/English/Panel/IPR/Legislation/>
11. Ministry of Economy and Trade. (n.d.). *Stratergic Partners*. Retrieved from [econmy.gov.lb](http://economy.gov.lb): <http://www.economy.gov.lb/MOET/English/Panel/StrategicPartners/>
12. Multi frames . (n.d.). *Justice.gov.lb* . Retrieved from Republic of Lebanon- Ministry of Justice : <https://www.justice.gov.lb/>
13. Organization, W. I. (n.d.). *wipo.int*. Retrieved from Statistical Country Profile- Lebanon : https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=LB
14. s.a.l., L. E.-B. (n.d.). *Lebanese Official Gazette*. Retrieved from <https://jo.pcm.gov.lb/>
15. SADER Publishers. (n.d.). *IP Laws code*. Retrieved from Saderlex Lebanon: lebanon.saderlex.com

[特許庁委託事業]

レバノンの知的財産制度およびその運用に関する調査

2023年3月

禁無断転載

[委託先]

Al Tamimi & Company

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部